学 生 便 覧

平 成 25 年 度

広島大学大学院生物圏科学研究科

○　生物圏科学研究科の理念

生物圏科学研究科は，人間と自然の調和的な共存を図るため，生物圏におきている現象の科学的な解明と問題の解決を通して，人類の福祉と平和に貢献する教育と研究を推進します。

○　生物圏科学研究科の目標

生物圏科学研究科は，以下の教育と研究を実践し，地域・国際社会における応用生物学・環境学系の高度専門技術者・研究者として，時代と社会の要請に応え得る人材を養成します。

１）　自然と調和する持続的な生物生産活動の創出と展開
２）　生物機能・生物資源の活用とその高度利用技術の開発
３）　生物圏内の循環系を評価・予測・制御する技術の開発

○　アドミッションポリシー（求める大学院生像）

生物圏における多様な生物や諸現象およびフィールド科学に関心があり，次のような意欲と資質をそなえた大学院生を求めます。

１）　食料生産とそのための環境保全・修復の分野において，チャレンジ精神が旺盛である。
２）　生物の多様な機能の解明や有効利用に関心が高い。
３）　課題についての的確な思考力と解決能力をそなえている。
４）　知の体系に裏打ちされた倫理観をもっている。

学　年　歴

区　分	期　間
春季休業	４月　１日～　４月　８日
前期授業	４月　９日～　７月３１日
夏季休業	８月　１日～　９月３０日
後期授業	１０月　１日～　１２月２３日
	１月　８日～　２月１１日
創立記念日	１１月　５日
冬季休業	１２月２４日～　翌年１月　７日
学年末休業	２月１２日～　３月３１日

授業時間

時　限	時　刻
1	８：４５ ９：３０
2	９：３０ １０：１５
3	１０：３０ １１：１５
4	１１：１５ １２：００
5	１２：５０ １３：３５
6	１３：３５ １４：２０
7	１４：３５ １５：２０
8	１５：２０ １６：０５
9	１６：２０ １７：０５
１０	１７：０５ １７：５０

目　　次

生物圏科学研究科の理念・目標・アドミッションポリシー
学年歴・授業時間
沿革

Ⅰ　教務関係

博士課程前期・後期（共通）
1　研究科細則 …… 1
2　履修手続について …… 5
3　大学院共通授業科目等について …… 6
4　５研究科共通講義について …… 11
5　教育職員免許状（理科）の取得について …… 12
6　牛の家畜体内受精卵移植師，家畜体外受精卵移植師免許資格について …… 14

博士課程前期（修士）
7　授業科目と履修方法について …… 15
8　履修上の注意（博士課程前期） …… 22
9　修士論文の審査と最終試験について …… 27
10　修士論文提出等の日程について …… 28
11　修士論文の手続きについて（フローチャート） …… 29
12　修了判定に必要な教育記録システム上での手続について（フローチャート） …… 31
13　修士論文等の提出について（作成要領） …… 33
様式集（修士）　(p. 37-p. 42)

博士課程後期（博士）
14　授業科目と履修方法について …… 43
15　履修上の注意（博士課程後期） …… 46
16　学位規則（研究科内規） …… 50
17　博士論文提出等の日程について …… 53
18　博士論文の手続きについて（フローチャート） …… 54
19　修了判定に必要な教育記録システム上での手続について（フローチャート） …… 56
20　博士論文等の提出について（作成要領） …… 58
様式集（博士）　(p. 63-p. 80)

Ⅱ　学生生活関係
1　学生への連絡について …… 81
2　学生証（IC カード身分証）について …… 81
3　構内駐車証・パスカード及び構内駐輪証について …… 81
4　授業料免除等について …… 82
5　奨学金について …… 82
6　保険について …… 82
7　保健及び相談施設について …… 83
8　証明書自動発行機について …… 85
9　事件・事故発生時の対応マニュアル …… 86
10　広島大学附属図書館利用案内について …… 88
11　留意事項 …… 90

Ⅲ　規則関係

○　広島大学通則…… 91
○　広島大学大学院規則…… 108
○　広島大学学生交流規則…… 124
○　広島大学学位規則…… 128
○　広島大学授業料等免除及び猶予規則…… 134
○　広島大学長期履修の取扱いに関する細則…… 138
○　広島大学既修得単位等の認定に関する細則…… 139
○　広島大学大学院共通授業科目に関する細則…… 141
○　広島大学科目等履修生規則…… 144
○　広島大学学生表彰規則…… 147
○　広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則…… 149
○　広島大学学生懲戒指針…… 151
○　広島大学学生懲戒指針の運用について（申合せ）…… 156
○　広島大学学生生活に関する規則…… 158
○　広島大学学生証取扱細則…… 160
○　広島大学ピア・サポート・ルーム規則…… 162
○　広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則…… 164
○　身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ） 166
○　社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要領…… 170
○　期末試験等における不正行為の取扱いについて…… 171
○　広島大学研究生規則…… 172
○　広島大学研究生規則生物圏科学研究科取扱内規…… 175
○　広島大学外国人研究生規則…… 176
○　広島大学ハラスメントの防止等に関する規則…… 179
○　広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則…… 182
○　学業に関する評価の取扱いについて…… 186
○　気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて…… 188

Ⅳ　その他

・生物圏科学研究科教員名簿…… 189
・生物圏科学研究科配置図…… 193
・総合科学研究科配置図…… 195

学生支援室　連絡先

沿　　革

昭和 24 年 5 月 31 日　昭和 24 年法律第 150 号国立学校設置法により広島大学水畜産学部 （水産学科，畜産学科）設置
昭和 24 年 6 月 1 日　実習船豊潮丸設置
昭和 25 年 5 月 16 日　附属図書館水畜産学部分館設置
昭和 28 年 8 月 1 日　附属農場（賀茂牧場，深安実験牧場，川口農場）設置
昭和 34 年 3 月 1 日　実習船豊潮丸二代目竣工
昭和 36 年 4 月 1 日　水畜産学専攻科（水産学専攻，畜産学専攻）設置（昭 36. 4. 1 学大第 165 号）
昭和 38 年 4 月 8 日　附属農場（賀茂牧場，深安実験牧場）を福山市御幸町に移転
昭和 39 年 4 月 1 日　福山市沖野上町（現在緑町）に新校舎を新営し，学部の位置を大門町（旧大津野村）から沖野上町に移転
昭和 40 年 6 月 17 日　附属農場の御幸農場及び川口農場を御幸農場に統合（川口農場は畜産学科の川口実験圃場とした。）
昭和 41 年 4 月 1 日　食品工業化学科増設（昭 41 省令第 23 号）
昭和 42 年 4 月 1 日　附属図書館水畜産学部分館と附属図書館福山分校分館を統合し，附属図書館福山分館に改称
昭和 43 年 4 月 1 日　水畜産学部に置かれる学科目は講座となった。大学院農学研究科（水産学専攻，畜産学専攻）修士課程設置（昭 43 政令第 60 号）。水畜産学専攻科廃止
昭和 44 年 4 月 1 日　附属水産実験所設置（昭 44 省令第８号）
昭和 45 年 4 月 1 日　大学院農学研究科に食品工業化学専攻増設（昭 45. 4. 1 学大第 20 の 12 号）
昭和 53 年 10 月 1 日　練習船豊潮丸設置
昭和 54 年 4 月 1 日　水畜産学部を改組し，生物生産学部設置（昭 54 法律第 11 号）生物生産学部に学科及び講座が次のとおり置かれた。生物生産学科海洋生物生産学講座，畜産科学講座，食糧管理学講座，生物基礎学講座，衛生微生物学講座，応用生化学講座，食品科学講座（昭 54 省令第 10 号）
昭和 58 年 8 月 31 日　川口実験圃場を廃止
昭和 60 年 4 月 1 日　大学院環境科学研究科修士課程及び大学院農学研究科修士課程を改組し，大学院生物圏科学研究科（環境計画科学専攻，生物機能科学専攻，生物生産学専攻）博士課程を設置（昭 60 政令第 72 号）
昭和 61 年 3 月 26 日　水畜産学部を廃止
昭和 61 年 7 月 31 日　附属農場が東広島市西条町大字下見に移転を完了
昭和 61 年 10 月 31 日　大学院農学研究科を廃止
昭和 63 年 3 月 31 日　生物生産学部が東広島市西条町大字下見に移転を完了
昭和 63 年 11 月 21 日　附属練習船基地を呉市宝町に設置
平成 3 年 3 月 31 日　附属水産実験所（箕島，鞆，熊野実験所）が竹原市竹原町 1294（元広島大学理論物理学研究所跡地）に移転を完了
平成 8 年 5 月 11 日　大学院生物圏科学研究科生物生産学専攻生物情報機能学設置（平８省令第 19 号）
平成 11 年 4 月 1 日　大学院生物圏科学研究科環境循環系制御学専攻設置（平 11 省令第 13 号）
平成 14 年 4 月 1 日　生物圏科学研究科の環境計画科学専攻，生物機能科学専攻，生物生産学専攻の３専攻を改組再編し，生物圏共存科学専攻，生物資源開発学専攻の２専攻に改組
平成 15 年 4 月 1 日　生物生産学部附属農場及び附属水産実験所を統合再編し，生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センターを設置
平成 16 年 4 月 1 日　平成 15 年法律第 112 号国立大学法人法により国立大学法人広島大学設置
平成 18 年 4 月 1 日　生物圏科学研究科の生物圏共存科学専攻，生物資源開発学専攻の２専攻を改組再編し，生物資源科学専攻，生物機能開発学専攻に改組
平成 18 年 11 月 29 日　練習船豊潮丸四代目竣工
平成 22 年 4 月 1 日　生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センターの一部改組

Ⅰ　教　務　関　係

博士課程前期・後期

（共通）

１．広島大学大学院生物圏科学研究科細則

（趣旨）

第 1 条　この細則は，広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)に定めるもののほか，広島大学大学院生物圏科学研究科(以下「研究科」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

（教育研究上の目的）

第 2 条　研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，次の表に掲げるとおりとする。

	博士課程前期	博士課程後期
研究科	自然と調和する持続的な生物生産活動の創出と展開，生物機能・生物資源の活用とその高度利用技術の開発及び生物圏内の循環系を評価・予測・制御する技術の開発に関する教育・研究を実践し，地域・国際社会における応用生物学・環境学系の主に高度専門技術者として，時代と社会の要請に応え得る人材を養成する。	自然と調和する持続的な生物生産活動の創出と展開，生物機能・生物資源の活用とその高度利用技術の開発及び生物圏内の循環系を評価・予測・制御する技術の開発に関する教育・研究を実践し，地域・国際社会における応用生物学・環境学系の主に研究者として，時代と社会の要請に応え得る人材を養成する。
生物資源科学専攻	資源生物の生体機能と生態の解明，先端的生物生産技術の開発及び循環型生物生産社会システムの構築のための理論と方法を習得させる教育・研究を行うことにより，生物生産に関する高度な知識・技能を習得し，それらの実践的な応用を通して，社会に貢献できる人材を養成する。	資源生物の生体機能と生態の解明，先端的生物生産技術の開発及び循環型生物生産社会システムの構築のための理論と方法をもとに，研究能力と応用展開能力を習得させる教育・研究を行うことにより，生物生産に関する高度な知識・技能を習得し，それらの実践的な応用と発展を通して，社会に貢献できる人材を養成する。
生物機能開発学専攻	分子・細胞の視点から生物機能を理解して活用するため及び食資源の視点から生物資源を理解して活用するための理論と方法を習得させる教育・研究を行うことにより，生物機能及び生物資源の活用に関する知識・技能を習得し，それらの実践的な応用を通して，社会に貢献できる人材を養成する。	分子・細胞の視点から生物機能を理解して活用するため及び食資源の視点から生物資源を理解して活用するための先進的な理論と方法，研究能力及び応用展開能力を習得させる教育・研究を行うことにより，生物機能及び生物資源の活用に関する高度な知識・技能を習得し，それらの応用と発展を通して，社会に貢献できる人材を養成する。

環境循環系制御学専攻	生物圏内の循環系の評価・予測・制御について，学外機関と連携しつつ教育・研究を行い，特に山・川・海にまたがる瀬戸内圏をモデル圏域とすることにより，地球規模に及ぶ広域環境を俯瞰でき，かつ，地域の要請にも応え得る人材を養成する。	生物圏における物質循環及び生物生産に関する評価・予測・制御について，地域から地球規模，過去から未来など多様な時空間尺度での教育・研究を行うことにより，地球環境や社会経済環境の変動に関して高度に専門的・即応的・国際的な対応能力を有する人材を養成する。

（教育課程）

第3条　研究科の教育課程は，別表のとおりとする。

（授業科目等）

第4条　授業科目及びその単位数は，別表のとおりとする。

2　授業時間割表は，学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第5条　授業科目の単位数の計算は，次の基準による。

（1）　講義及び演習は，15時間の授業をもって1単位とする。

（2）　実験及び実習は，45時間の授業をもって1単位とする。

2　一の授業科目について，二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は，1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう，前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

（履修方法）

第6条　学生は，主指導教員の指導により，履修しようとする授業科目を決定し，当該授業科目担当教員の承認を得て，毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2　前項の規定による手続をしない者は，履修を認めない。ただし，特別の事情があると認められる場合に限り，当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。

3　学生は，主指導教員が必要と認めた場合は，研究科長の許可を得て他の研究科の授業科目を当該研究科の定めるところにより履修することができる。この場合において，当該履修単位は，広島大学大学院生物圏科学研究科教授会(以下「教授会」という。)の承認を得て研究科で修得したものとみなすことができる。

4　他の研究科の学生は，研究科の授業科目を履修しようとするときは，当該授業科目担当教員の承認を得て，毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

（指導教員）

第7条　教授会は，授業科目の履修指導及び研究指導 を行うために，学生の入学後速やかに学生ごとに主指導教員を含む3人以上の指導教員を定める。

2　学生は，指導教員の変更を希望するときは，関係指導教員の承認を得て研究科長に願い出て，その承認を得なければならない。ただし，特別の事情がある場合は，研究科長に直接願い出ることができる。

（研究題目）

第8条　学生は，主指導教員の指導により，入学後速やかに研究題目を研究科長に届け出なければ

ならない。

（教育方法の特例）

第9条　職業を有する学生については，教授会が教育上特別の必要があると認めたときは，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第10条　長期にわたる教育課程の履修については，広島大学長期履修の取扱いに関する細則（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）の定めるところにより取り扱う。

2　長期履修の期間の最長年限は，博士課程前期にあっては4年，博士課程後期にあっては6年とする。

（入学前の既修得単位の認定）

第11条　研究科は，教育上有益と認めるときは，研究科に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を，研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，転学の場合を除き，研究科において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）以外のものについては，10単位を超えないものとする。

3　前2項の規定による既修得単位の認定は，広島大学既修得単位等の認定に関する細則（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）の定めるところによる。

（教員免許）

第12条　学生は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の授業科目の単位を修得したときは，次の表に掲げる免許状及び免許教科の種類に応じ，教育職員の普通免許状の授与を受ける所要資格を得ることができる。

免　許　状　の　種　類	免許教科の種類
高等学校教諭専修免許状	理　　科
中学校教諭専修免許状	

2　前項の授業科目及びその履修方法等については，別に定める。

（博士課程前期の修了要件）

第13条　博士課程前期の修了の要件は，当該課程に2年以上在学し，別表に定める授業科目を履修の上30単位以上修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，教授会が優れた業績を上げたと認める者については，当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2　第1項の規定にかかわらず，大学院規則第25条の2第1項に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する者は，修士論文の審査及び最終試験に合格することに代えて，次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1)　専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し，又は涵養すべきものについての試験

(2)　博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期に

おいて修得すべきものについての審査

（博士課程後期の修了要件）

第14条　博士課程後期の修了の要件は，当該課程に3年以上在学し，別表に定める授業科目を履修の上8単位以上修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については，当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

（学位論文の提出）

第15条　博士課程前期の学生は，別に定める期日までに，指導教員の承認を得て修士論文題目届及び修士論文を研究科長に提出しなければならない。

第16条　博士課程後期の学生は，別に定める期日までに，指導教員の承認を得て博士論文を研究科長に提出しなければならない。

（学位論文の審査）

第17条　学位論文の審査については，広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号）及び広島大学学位規則生物圏科学研究科内規（平成16年4月1日研究科長決裁）の定めるところによる。

（最終試験）

第18条　博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，所定の学位論文を提出した者について行う。

2　最終試験の期日及び方法は，あらかじめ発表する。

（退学，休学及び転学）

第19条　退学，休学及び転学については，所定の手続を行い教授会の承認を得なければならない。

（転専攻）

第20条　専攻の変更は，原則として認めない。ただし，教授会において特別の事情があると認めた場合は，この限りでない。

（再入学）

第21条　博士課程前期又は博士課程後期を退学した者で再入学を志願するものは，学年の始めに限り教授会の議を経て，学長に願い出ることができる。この場合において，再入学した者の修業年限及び在学年限については，別に定める。

（雑則）

第22条　この細則に定めるもののほか，学生の修学に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

（略）

附　則（平成25年3月5日　一部改正）

1　この細則は，平成25年4月1日から施行する。

2　平成24年度以前に入学した学生の教育課程については，この細則による改正後の広島大学大学院生物圏科学研究科細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

２．履修手続について

広島大学大学院生物圏科学研究科細則（第６条）に基づき，下記により手続を行ってください。

(1) 履修手続について

① 履修手続は，学内外のパソコンを利用して「My もみじ」から行ってください。「My もみじ」へは，広島大学のホームページ（トップページ）から接続できます。

広島大学のホームページ（トップページ）のアドレスは，

http://www.hiroshima-u.ac.jp/index-j.html　です。

② 何らかの理由により，「My もみじ」からの履修登録ができない場合は，生物圏科学研究科学生支援室へ申し出てください。

(2) 履修登録期間について

① 履修手続は，各期の授業開始前１週間，授業開始後１週間を履修登録期間，授業開始後の第２週目を修正期間とします。

② 具体的な日程は，各期毎に「My もみじ」の掲示等により通知します。

③ 履修登録・修正期間終了後は，履修科目の登録や取消は原則できません。

④ 集中講義等は各学部･研究科において，別途履修手続期間を設けて受け付けることがあります。その場合は，「My もみじ」の掲示等で通知します。

⑤ その他，履修手続に関することは，「My もみじ」の掲示等で通知します。

(3) 履修手続の流れ

【履修登録前の準備】

① 学生便覧，時間割表，シラバス等を参照しながら，履修する授業科目を決めます。

② 履修する授業科目の科目名，曜日・時限，担当教員，講義コードをメモ等に控えておきます。

【履修登録期間】

① 大学内や自宅のパソコンからインターネットを使用し「My もみじ」に接続して，「履修」メニューから「履修登録・参照」を選択します。

② 履修登録画面から履修計画用の「時間割表」又はメモ等に控えておいた自分の時間割を確認しながら登録を行います。

＊履修登録画面を開いたとき，既に授業科目が登録されていることがあります。その科目は，登録を取り消すことができません。

＊登録時にエラーチェックを行います。エラーがあるときは登録できません。

＊「履修登録期間」中は，何度でも登録をやり直すことができます。

③ 全ての履修科目を登録し終えたら，登録した授業科目を再度確認し，間違いがなければ「My もみじ」を終了します。

【履修登録終了後】

履修科目の登録や取消はできませんが，履修登録された科目の参照はできます。

※「My もみじ」について

大学から学生のみなさんへの伝達事項は，「Myもみじ」に掲示しますので，一日一度は必ず「My もみじ」にログインして確認するよう心掛けてください。ただし，「Myもみじ」が正常に稼働しない場合は，研究科の掲示板にも掲示されます。また，重要な事項につきましても同様に掲示します。

掲示を見なかったために不利益を受けることのないように注意してください。

３．大学院共通授業科目等について

○大学院共通授業科目（受講対象者：全研究科の学生）

広島大学大学院の授業科目のうち，全ての研究科の学生が共通に履修できる授業科目を，大学院共通授業科目として提供しています。

なお，修得した単位は，所属する研究科の履修基準により，修了要件単位に算入することができます。また，シラバスの確認，履修手続きは「My もみじ」で行ってください。

◇高度専門職業人養成が可能な実践的な教育研究に関する授業科目

社会の変化やグローバル化に対応し，社会の各分野で指導的な役割を果たし，国際的にも活躍できる人材の養成を一層促進する観点から，次の授業科目を提供しています。

＜平成 25 年度開講科目＞

授業区分 （授業分類）	授業科目名	開設 単位数	開設部局
高度専門職業人養成に関する科目 （基礎知識・能力）	プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	外国語教育研究センター
	アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	
	Practical work on writing reports and presentation（1）	2	生物圏科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation（2）	2	
	能力開発特論	2	国際協力研究科
高度専門職業人養成に関する科目 （専門的な知識・スキル）	科学教育開発基礎論	4	
	サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
	サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
社会人基礎力に関する科目 （キャリア設計）	人文社会系キャリアデザイン	2	キャリアセンター
	理工系キャリアデザイン１（コミュニケーション，プレゼンテーション）	1	
	理工系キャリアデザイン２（ファシリテーション）	1	
社会人基礎力に関する科目 （キャリア開発）	コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
	学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科
社会人基礎力に関する科目 （技術経営）	課題発見・問題解決，発想法	1	若手研究人材養成センター
	経済事情	1	
	実務マネジメントとリーダーシップ	1	
	ベンチャー起業論（MOT-1）	2	工学研究科
	技術戦略論（MOT-2）	2	
	知的財産及び財務・会計論（MOT-3）	2	
	技術移転論（MOT-4）	2	
	イノベーション技術経営論(MOT-5)	2	
	Management of Technology for Innovation（MOT-E1）	2	
	Technology Transfer（MOT-E2）	2	
研究能力の育成に関する科目 （研究能力）	学術文章の書き方とその指導法 －大学教員を目指して－	2	教育学研究科
	生命倫理ディベート演習	1	生物圏科学研究科
	生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科

◇平和に関する授業科目

被爆地「ヒロシマ」に開学し，「自由で平和な一つの大学」を建学の精神として掲げる広島大学では，寛容と共生の心を養い，平和に対する意識を高められるよう，次の授業科目を提供しています。

なお，社会科学研究科及び国際協力研究科が開設する授業科目は，英語で行われます。

＜平成 25 年度開講科目＞

授業区分 （授業分類）	授業科目名	開設 単位数	開設部局
平和に関する科目	文明共存論	2	総合科学研究科
	英米社会論（国際関係）	2	
	グローバル・ガバナンス特論（地球市民と平和）	2	社会科学研究科
	国際関係特論	2	国際協力研究科
	環境管理技術特論	2	
	経済開発政策論	2	
	教育開発特論	2	
	アジア文化特論	2	
	都市と市民による平和の創造	2	

○若手研究人材養成センター提供プログラムー地方協奏による挑戦する若手人材の養成計画ー　（受講対象者：プログラムによって異なる）

「地方協奏による挑戦する若手人材の養成計画」は，地域の企業等と連携し，博士課程後期の学生及び若手研究員を若手研究人材として養成し，広島大学から産官学の各界に輩出する計画です。本取組みは，文部科学省科学技術人材育成費補助金「ポストドクター・インターンシップ推進事業（イノベーション創出若手研究人材養成）」の補助事業です。

男女を問わず，独自の専門に裏打ちされた幅広い知識と興味をもち，新分野に挑戦する活力のある人材を養成します。養成した人材の進路は，企業や研究機関等の研究者・技術者，中高校の理科の教員，大学や研究支援機関等の職員を想定しています。

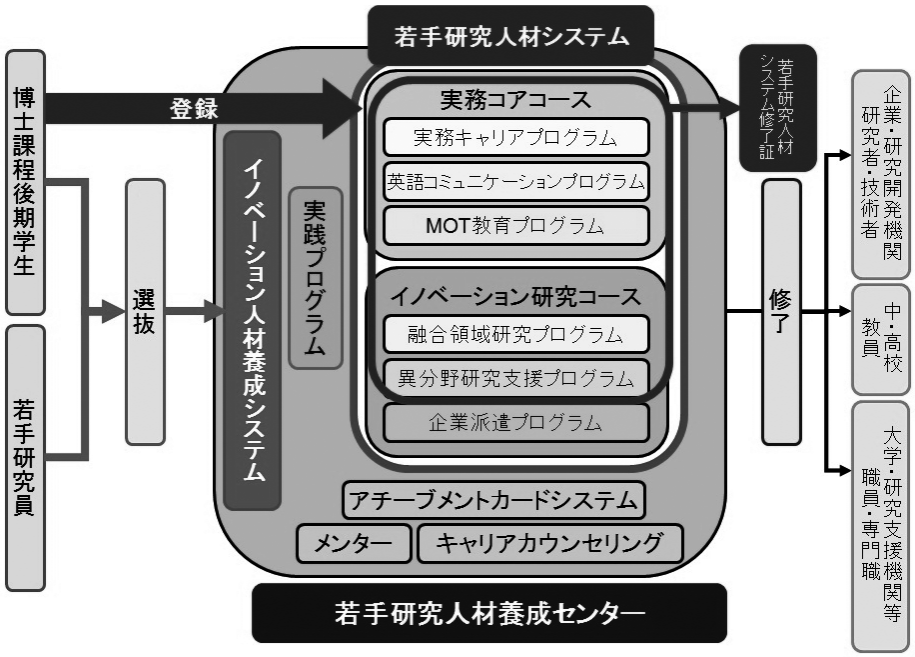

◇若手研究人材システムプログラム・・・選抜なし

広島大学の博士課程後期の学生は，誰でも受講できます（特別な経費はかかりません。）。登録ページ（http://wakate.sci.hiroshima-u.ac.jp/yrec/）から，登録してください。若手研究人材養成センターで提供する実践プログラムを選択して受講します。受講者の修得単位や取組み実績は，アチーブメントカードシステムにより一元管理し，それに基づき指導・助言します。必要な基準を満たしたことが認められると「若手研究人材システム修了証」が授与されます。

＜平成 25 年度「実践プログラム」開講科目＞

※実務キャリアプログラム，英語コミュニケーションプログラム及び MOT 教育プログラム対象科目は，大学院共通授業科目としても位置付けられています。

◆実務キャリアプログラム◆

授業科目名	開設単位数	開設部局
理工系キャリアデザイン1(コミュニケーション，プレゼンテーション)	1	キャリアセンター
理工系キャリアデザイン2(ファシリテーション)	1	
課題発見・問題解決，発想法	1	若手研究人材養成センター
経済事情	1	
実務マネジメントとリーダーシップ	1	

◆英語コミュニケーションプログラム◆

授業科目名	開設単位数	開設部局
プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	外国語教育研究センター
アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	

◆MOT 教育プログラム◆

授業科目名	開設単位数	開設部局
ベンチャー起業論(MOT-1)	2	工学研究科
技術戦略論(MOT-2)	2	
知的財産及び財務・会計論(MOT-3)	2	
技術移転論(MOT-4)	2	
イノベーション技術経営論(MOT-5)	2	
Management of Technology for Innovation(MOT-E1)	2	
Technology Transfer(MOT-E2)	2	

◆融合領域研究プログラム◆

授業科目名	開設単位数	開設部局
5研究科共同セミナー	2	5研究科(総合科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，生物圏科学研究科)
理学融合基礎概論	2	理学研究科
プロテオミクス実験法・同実習	2	
バイオインフォマティクス	2	
量子情報科学	2	

◇イノベーション人材養成システム・・・選抜あり

理系の研究科等に所属する博士課程後期の大学院生及び博士学位取得後 5 年以内の若手研究者を対象としています。選抜された被養成者には，センターが提供する実践プログラム（実務キャリア，英語コミュニケーション，MOT 教育，融合領域研究，異分野研究支援，企業派遣プログラム）の受講に加えて，学外機関によるビジネス英語研修やビジネスマナー講習への参加を支援します。被養成者の修得単位や取組み実績は，アチーブメントカードシステムにより一元管理し，それに基づき，メンターが指導・助言します。

企業等での 3 ヶ月間以上のインターンシップにより，自身の将来を具体的に考える機会を提供します。インターンシップ先は，広島大学が進める本事業について連携企業として覚書等を締結した企業等です。インターンシップ前の事前学習に始まり，企業等とのマッチング・企業での自己ＰＲに関係するプレゼンテーション資料の作成，インターンに係る旅費や給与まで幅広く支援します。

実践プログラムを受講し，長期インターンシップに参加した者には，「イノベーション人材養成システム修了証」が授与されます。

※選抜とは：毎年 9 月と 3 月の，年 2 回，選抜を行います。選抜の日程や詳細については，下記 URL に案内を掲載します。また，「My もみじ」にもお知らせを掲載いたします。

【若手研究人材養成センター提供プログラムについての問合せ先】
広島大学　若手研究人材養成センター
Tel：082-424-6213　　Fax：082-424-4565
E-mail：wakateyousei@office.hiroshima-u.ac.jp
URL：http://www.hiroshima-u.ac.jp/wakateyousei/

○「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラム

（受講対象者：理系の大学院生）

サステナブル・ディベロップメント実践研究センターでは，循環型持続的社会基盤の形成に必要な知識・技術を習得し，個人レベルで積極的に対応できる人材の養成を目的として「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラムを開講しています。

本プログラムの修了には，必修科目（４単位）と選択科目（４単位）の単位取得が必要で，プログラム修了生には，「サステナブル科学修得認定証」が授与されます。

＜平成 25 年度開講科目＞

区分	授業科目名	開設単位数	開設部局
必修	サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
	サステナブル生物科学･環境資源科学	2	サステナブル･ディベロップメント実践研究センター
選択	保全生態学	2	総合科学研究科
	共生微生物学	2	
	生物多様性科学	2	
	地球構成物質論	2	
	表層物質動態論	2	
	表層環境変動論	2	
	気候変動災害論	2	
	複雑系基礎論	2	
	複雑系構造論	2	
	相関系量子論	2	
	相関系物質論	2	
	相関系計測論	2	

区分	授業科目名	開設単位数	開設部局
選択	環境物質循環論	2	理学研究科
	資源地質学	2	
	水-岩石・鉱物-微生物相互作用	2	
	生物化学I	2	
	分析化学II(隔年)	2	
	理学融合基礎概論	2	
	社会実践理学融合特論	2	
	プロテオミクス	2	
	放射線反応化学	2	
	分類・進化	2	
	物理学概論	2	先端物質科学研究科
	生命科学概論	2	
	エレクトロニクス概論	2	
	水素機能材料学	2	
	フロンティア生命科学(隔年)	2	
	フロンティア生命機能工学(隔年)	2	
	分子・バイオデバイス工学	2	
	環境化学工学特論	2	工学研究科
	環境高分子化学特論	2	
	グリーンプロセス工学論	2	
	高分子工学論	2	
	超分子化学特論	2	
	有機触媒化学論	2	
	材料物性化学論	2	
	物質移動特論	2	
	陸域生物圏フィールド科学入門	1	生物圏科学研究科
	陸域生物圏フィールド科学演習	1	
	食品衛生微生物学Ⅰ	1	
	食品衛生微生物学Ⅱ	1	
	水圏生態環境学入門	1	
	水圏生態環境学応用編	1	
	栽培漁業学入門	1	
	栽培漁業学	1	
	健康栄養科学	1	
	栄養生化学	1	
	海洋生態系評価論入門	1	
	海洋生態系評価論	1	

【「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラムについての問合せ先】
広島大学　サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
Tel: 082-424-6481 Fax: 082-424-7327
E-mail: hutt-qaa@office.hiroshima-u.ac.jp
URL: http://www.hiroshima-u.ac.jp/rcsd/

４．５研究科共通講義について

５研究科共通講義は，産学連携センター及び放射光科学研究センターで開講される講義を生物圏科学，総合科学，理学，先端物質科学，工学の５研究科の共通講義として実施する科目です。

【平成２４年度実施予定科目】

授　業　科　目	単位数	配当年次	備　考
ベンチャー起業論（ＭＯＴ－１）	２	１又は２	産学連携センター及び放射光科学研究センターで開講
技術戦略論（ＭＯＴ－２）	２	１又は２	
知的財産及び財務・会計論（ＭＯＴ－３）	２	１又は２	
技術移転論（ＭＯＴ－４）	２	１又は２	
イノベーション技術経営論（ＭＯＴ－５）	２	１又は２	
Management of Technology for Innovation（ＭＯＴ－Ｅ１）	２	１又は２	
Technology Transfer（ＭＯＴ－Ｅ２）	２	１又は２	
放射光科学特論Ⅰ	２	１又は２	
放射光科学特論Ⅱ	２	１又は２	
理工系キャリアデザインⅠ	１	１又は２	

５. 教育職員免許状（理科）の取得について

学部卒業後，理科の中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状を取得している者が，下記表に示した授業科目を２４単位以上修得すれば，中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状授与を申請することができる。

教育職員免許法に定める科目一覧表

免許教科名	免許法上の専門科目	専攻名	教科専門科目 免許法上の専門科目に相当する大学の専門科目	
理科	理科の関係科目	生物資源科学専攻	家畜育種学	応用動物遺伝学
			家畜生殖細胞利用学	動物生殖細胞学
			家畜栄養管理学	家畜栄養生理学
			家畜環境生理学	家畜環境管理学
			家畜生体機構学	家畜機能調節学
			家畜生産システム学	人間動物関係学
			陸域動物生産学演習（A）	陸域動物生産学実験実習
			魚類神経行動学	水族感染症学Ⅰ
			水族病原微生物学Ⅰ	水族病原微生物学Ⅱ
			水界動物生態学Ⅱ	飼料生物生態学
			水産資源生態学	魚類社会生物学入門
			水族生化学	水族分子生物学特論
			栽培漁業学入門	水産応用増殖学
			海洋生物多様性論	浅海魚類生産学
			水圏生物生産学演習（A）	水圏生物生産学実験実習
			瀬戸内圏フィールド科学演習（A）	瀬戸内圏フィールド科学実習
			動物分子遺伝学	分子内分泌学
			家畜生殖細胞利用学実験実習	基礎家畜飼養学
			家畜飼養学演習	家畜環境生理学演習
			動物管理学演習	家畜機能形態学
			家畜機能組織学	陸域生物圏フィールド科学入門
			陸域生物圏フィールド科学演習	魚類神経生理学
			科学討論演習Ⅰ	科学討論演習Ⅱ
			水族感染症学Ⅱ	水界動物生態学Ⅰ
			飼料生物生態学演習	水産資源学特論
			魚類社会生物学特論	水族生化学実践実習
			水族分子生物学入門	栽培漁業学
			水産分子遺伝学入門	海域生物圏フィールド科学入門
			沿岸生物圏フィールド科学演習	
		生物機能開発学専攻	応用免疫学	分子免疫学
			植物分子生命科学	蛋白質機能利用学Ⅱ
			遺伝子制御学	分子細胞機能学Ａ
			分子細胞機能学Ｂ	生態情報物質学
			天然生物活性物質論Ⅱ	生体高分子科学Ａ
			生体高分子科学Ｂ	分子生命開発学演習（A）
			分子生命開発学実験	糖鎖生物工学
			水圏毒物学	畜産食品機能学
			動物資源生化学Ⅱ	食資源物理学Ⅰ
			食資源物理化学Ⅱ	食品工学
			食品プロセス工学	食品衛生微生物学Ⅱ
			食品病原遺伝子学	健康栄養科学
			食品分子生物学	食資源科学演習（A）
			食資源科学実験	応用免疫学演習
			免疫生物学	蛋白質機能利用学Ⅰ
			基礎分子生物学	応用微生物学
			応用微生物学演習	生態系化学演習
			天然生物活性物質論Ⅰ	遺伝子機能構造学概論

免許教科名	免許法上の専門科目	専攻名	教科専門科目 免許法上の専門科目に相当する大学の専門科目	
理科	理科の関係科目	生物機能開発学専攻	遺伝子機能構造学演習	水圏生物資源化学
			水産食品衛生分析化学	畜産食品機能学演習
			動物資源生化学Ⅰ	食資源物理学Ⅱ
			食資源物理化学Ⅰ	食品製造工学演習
			食品物性工学	食品衛生微生物学Ⅰ
			食品病原遺伝子学演習	栄養生化学
			ニュートリゲノミックス	
		環境循環系制御学専攻	温暖化・物質循環論本編	気水圏物質循環論Ⅱ
			気水圏化学計測論	水圏生態環境学応用編
			海洋生態系数値解析学本編	植物栄養生態学
			瀬戸内海環境制御論本編	耕地気象学Ⅱ
			生物環境制御論本編	環境予測制御論演習（A）
			海洋生態系評価論	食物連鎖機構論
			海洋共生生物学Ⅱ	深海生態学Ⅱ
			植物環境評価論	植物養分循環評価論
			土壌環境評価論	土壌微生物環境評価論
			環境評価論演習（A）	温暖化・物質循環論入門
			環境教育演習	気水圏物質循環論Ⅰ
			気水圏化学計測論実験実習	水圏生態環境学入門
			海洋生態系数値解析学応用編	植物栄養学応用技術演習
			瀬戸内海環境制御論入門	耕地気象学Ⅰ
			生物環境制御論入門	海洋生態系評価論入門
			食物連鎖機構論実践実習	海洋共生生物学Ⅰ
			深海生態学Ⅰ	植物環境評価論入門
			植物養分循環評価論入門	土壌環境評価論実践実習
			微生物環境評価論演習	

６．牛の家畜体内受精卵移植師，家畜体外受精卵移植師免許資格について

１．免許資格取得方法とその課程

学部の課程において家畜人工授精師の免許資格を取得した者（広島大学においては，動物生産科学コースを修了し，家畜人工授精師の免許資格を取得した者）で，さらに，家畜体内受精卵移植師，家畜体外受精卵移植師の免許資格を取得しようとする者は，前期履修手続き時に学生支援室で講習会受講の申し出をし，夏季休業中などに開催される農林水産大臣指定の講習会を受講すること。所定の課程を履修し，修業試験で合格の判定を受けると牛の家畜体内受精卵移植師，家畜体外受精卵移植師の免許資格を取得することができる。この課程は次のとおりである。なお，本研究科で開講される「分子内分泌学」，「動物生殖細胞学」，「家畜生殖細胞利用学」，「家畜生殖細胞利用学実験実習」の授業科目を必ず履修すること。

（１）学科

科目（専門科目）	時間
体内受精卵の処理	16 時間
体外受精卵の生産	4 時間
受精卵の移植	8 時間

（２）実習

科目	時間
体内受精卵の処理	50 時間
体外受精卵の生産	21 時間
受精卵の移植	26 時間

２．免許申請について

家畜体内受精卵移植師，家畜体外受精卵移植師になろうとする者は，都道府県知事の免許を受けなければならない。

免許は免許資格を有する者の申請に基づいて，家畜の種類別にその者の有する資格に応じて与えられる。なお，免許は全都道府県に効力を有し，その申請は所在地を管轄する都道府県知事に対して行うことになっている。

博士課程前期（修士）

７．授業科目と履修方法について

別 表

生物資源科学専攻　（博士課程前期）

履修区分	授業科目名	単位数	配当年次	履修方法及び修了要件
必修科目	特別研究	8	1・2	○履修方法
	共同セミナー（A）　（注１）	2	1・2	１　必修科目　１０単位
選択必修科目（コア科目）	家畜育種学	1	1又は2	
	応用動物遺伝学	1	1又は2	２　選択必修科目　１１単位 （主指導教員と協議して決める。）
	家畜生殖細胞利用学	1	1又は2	
	動物生殖細胞学	1	1又は2	主指導教員指定の演習　２単位 主指導教員指定の実習 （実験／実験実習）　１単位 上記以外の選択必修科目　８単位
	家畜栄養管理学	1	1又は2	
	家畜栄養生理学	1	1又は2	
	家畜環境生理学	1	1又は2	
	家畜環境管理学	1	1又は2	８単位を超えて履修した選択必修科目の単位は，選択科目の履修単位とすることができる。
	家畜生体機構学	1	1又は2	
	家畜機能調節学	1	1又は2	
	家畜生産システム学	1	1又は2	
	人間動物関係学	1	1又は2	３　選択科目　９単位以上
	陸域動物生産学演習（A）	2	1又は2	
	陸域動物生産学実験実習	1	1又は2	研究科内授業科目（５研究科共通講義を含む）から履修する。 ただし，他研究科等の科目については５単位まで含めることができる。
	魚類神経行動学	1	1又は2	
	水族感染症学Ⅰ	1	1又は2	
	水族病原微生物学Ⅰ	1	1又は2	
	水族病原微生物学Ⅱ	1	1又は2	
	水界動物生態学Ⅱ	1	1又は2	
	餌料生物生態学	1	1又は2	
	水産資源生態学	1	1又は2	○修了要件
	魚類社会生物学入門	1	1又は2	
	水族生化学	1	1又は2	
	水族分子生物学特論	1	1又は2	１　専門科目 必修科目　１０単位 選択必修科目　１１単位 選択科目　９単位以上 合　計　３０単位以上
	栽培漁業学入門	1	1又は2	
	水産応用増殖学	1	1又は2	
	海洋生物多様性論	1	1又は2	
	浅海魚類生産学	1	1又は2	
	水圏生物生産学演習（A）	2	1又は2	
	水圏生物生産学実験実習	1	1又は2	２　研究指導
	食料資源管理学	1	1又は2	
	食料資源管理学発展	1	1又は2	
	食料生産経済学	1	1又は2	３　修士論文
	食料消費経済学発展	1	1又は2	
	食料消費経済学	1	1又は2	
	食料流通経済学	1	1又は2	
	食料資源経済学演習（A）	2	1又は2	
	食料資源経済学実験	1	1又は2	
	瀬戸内圏フィールド科学演習（A）	2	1又は2	
	瀬戸内圏フィールド科学実習	1	1又は2	

生物資源科学専攻　（博士課程前期）

履修区分	授業科目名	単位数	配当年次	履修方法及び修了要件
選択科目	動物分子遺伝学	1	1又は2	
	分子内分泌学	1	1又は2	
	家畜生殖細胞利用学実験実習	1	1又は2	
	基礎家畜飼養学	1	1又は2	
	家畜飼養学演習	1	1又は2	
	家畜環境生理学演習	1	1又は2	
	動物管理学演習	1	1又は2	
	家畜機能形態学	1	1又は2	
	家畜機能組織学	1	1又は2	
	陸域生物圏フィールド科学入門	1	1又は2	
	陸域生物圏フィールド科学演習	1	1又は2	
	高度酪農フィールド科学演習	1	1又は2	
	魚類神経生理学	1	1又は2	
	科学討論演習Ⅰ	1	1又は2	
	科学討論演習Ⅱ	1	1又は2	
	水族感染症学Ⅱ	1	1又は2	
	水界動物生態学Ⅰ	1	1又は2	
	餌料生物生態学演習	1	1又は2	
	水産資源学特論	1	1又は2	
	魚類社会生物学特論	1	1又は2	
	水族生化学実践演習	1	1又は2	
	水族分子生物学入門	1	1又は2	
	栽培漁業学	1	1又は2	
	水産分子遺伝学入門	1	1又は2	
	海域生物圏フィールド科学入門	1	1又は2	
	沿岸生物圏フィールド科学演習	1	1又は2	
	地域食料生産組織論	1	1又は2	
	食料流通経済学発展	1	1又は2	

＊　５研究科とは，総合科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科及び生物圏科学研究科をいう。
＊　５研究科共通講義については，Ⅰ－４　を参照のこと。
＊　（注１）は，「８．履修上の注意(1)（２２頁）」を参照のこと。

生物機能開発学専攻（博士課程前期）

履修区分	授業科目名	単位数	配当年次	履修方法及び修了要件
必修科目	特別研究	8	1・2	○履修方法 1　必修科目　１０単位
	共同セミナー（A）　（注１）	2	1・2	
選択必修科目（コア科目）	応用免疫学	1	1又は2	2　選択必修科目　１１単位 （主指導教員と協議して決める。） 主指導教員指定の演習　２単位 主指導教員指定の実習 （実験／実験実習）　１単位 上記以外の選択必修科目　８単位 ８単位を超えて履修した選択必修科目の単位は，選択科目の履修単位とすることができる。 3　選択科目　９単位以上 研究科内授業科目（５研究科共通講義を含む）から履修する。 ただし，他研究科等の科目については５単位まで含めることができる。 ○修了要件 1　専門科目 必修科目　１０単位 選択必修科目　１１単位 選択科目　９単位以上 合　計　３０単位以上 2　研究指導 3　修士論文
	分子免疫学	1	1又は2	
	植物分子生命科学	1	1又は2	
	蛋白質機能利用学Ⅱ	1	1又は2	
	遺伝子制御学　（注２）	1	1又は2	
	分子細胞機能学Ａ	1	1又は2	
	分子細胞機能学Ｂ	1	1又は2	
	生態情報物質学	1	1又は2	
	天然生物活性物質論Ⅱ	1	1又は2	
	生体高分子科学Ａ	1	1又は2	
	生体高分子科学Ｂ	1	1又は2	
	分子生命開発学演習（A）	2	1又は2	
	分子生命開発学実験	1	1又は2	
	糖鎖生物工学	1	1又は2	
	水圏毒物学	1	1又は2	
	畜産食品機能学	1	1又は2	
	動物資源生化学Ⅱ	1	1又は2	
	食資源物理学Ⅰ	1	1又は2	
	食資源物理化学Ⅱ	1	1又は2	
	食品工学	1	1又は2	
	食品プロセス工学	1	1又は2	
	食品衛生微生物学Ⅱ	1	1又は2	
	食品病原遺伝子学	1	1又は2	
	健康栄養科学	1	1又は2	
	食品分子生物学	1	1又は2	
	食資源環境保全学Ⅱ	1	1又は2	
	醸造微生物工学Ⅱ	1	1又は2	
	醸造資源利用学実践演習	1	1又は2	
	食資源科学演習（A）	2	1又は2	
	食資源科学実験	1	1又は2	

生物機能開発学専攻（博士課程前期）

履修区分	授業科目名	単位数	配当年次	履修方法及び修了要件
選択科目	応用免疫学演習	1	1又は2	
	免疫生物学	1	1又は2	
	蛋白質機能利用学Ⅰ	1	1又は2	
	基礎分子生物学　（注２）	1	1又は2	
	応用微生物学	1	1又は2	
	応用微生物学演習	1	1又は2	
	生態系化学演習	1	1又は2	
	天然生物活性物質論Ⅰ	1	1又は2	
	遺伝子機能構造学概論	1	1又は2	
	遺伝子機能構造学演習	1	1又は2	
	水圏生物資源化学	1	1又は2	
	水産食品衛生分析化学	1	1又は2	
	畜産食品機能学演習	1	1又は2	
	動物資源生化学Ⅰ	1	1又は2	
	食資源物理学Ⅱ	1	1又は2	
	食資源物理化学Ⅰ	1	1又は2	
	食品製造工学演習	1	1又は2	
	食品物性工学	1	1又は2	
	食品衛生微生物学Ⅰ	1	1又は2	
	食品病原遺伝子学演習	1	1又は2	
	栄養生化学	1	1又は2	
	ニュートリゲノミックス	1	1又は2	
	醸造微生物工学Ⅰ	1	1又は2	
	食資源環境保全学Ⅰ	1	1又は2	
	醸造資源利用学	1	1又は2	

＊　５研究科とは，総合科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科及び生物圏科学研究科をいう。
＊　５研究科共通講義については，Ⅰ－４　を参照のこと。
＊　（注１）は，「８．履修上の注意⑴（２２頁）」を参照のこと。
＊　（注２）は，平成２６年度まで開講予定（平成２７年度以降は開講しない）

環境循環系制御学専攻（博士課程前期）

履修区分	授業科目名	単位数	配当年次	履修方法及び修了要件
必修科目	特別研究	8	1･2	○履修方法
	共同セミナー（A）　（注１）	2	1･2	１　必修科目　１０単位
選択必修科目（コア科目）	温暖化・物質循環論本編	1	1又は2	２　選択必修科目　１１単位 （主指導教員と協議して決める。） 主指導教員指定の演習　２単位 主指導教員指定の実習 （実験／実験実習）　１単位 上記以外の選択必修科目　８単位 ８単位を超えて履修した選択必修科目の単位は，選択科目の履修単位とすることができる。
	気水圏物質循環論Ⅱ	1	1又は2	
	気水圏化学計測論	1	1又は2	
	水圏生態環境学応用編	1	1又は2	
	海洋生態系数値解析学本編	1	1又は2	
	植物栄養生態学	1	1又は2	
	植物栄養制御論入門	1	1又は2	
	瀬戸内海環境制御論本編	1	1又は2	
	海域負荷制御論本編	1	1又は2	
	耕地気象学Ⅱ	1	1又は2	３　選択科目　９単位以上
	生物環境制御論本編	1	1又は2	研究科内授業科目（５研究科共通講義を含む）から履修する。 ただし，他研究科等の科目については５単位まで含めることができる。
	環境予測制御論演習（A）	2	1又は2	
	環境予測制御論実習	1	1又は2	
	海洋生態系評価論	1	1又は2	
	食物連鎖機構論	1	1又は2	
	海洋微生物動態論	1	1又は2	○修了要件
	海洋共生生物学Ⅱ	1	1又は2	
	深海生態学Ⅱ	1	1又は2	１　専門科目 必修科目　１０単位 選択必修科目　１１単位 選択科目　９単位以上 合　計　３０単位以上
	深海生物学Ⅱ	1	1又は2	
	藻場・干潟環境保全学Ⅱ	1	1又は2	
	有害・有毒微細藻類学Ⅱ	1	1又は2	
	植物環境評価論	1	1又は2	２　研究指導
	植物養分循環評価論	1	1又は2	
	土壌環境評価論	1	1又は2	３　修士論文
	土壌微生物環境評価論	1	1又は2	
	環境評価論演習（A）	2	1又は2	
	環境評価論実習	1	1又は2	

環境循環系制御学専攻（博士課程前期）

履修区分	授業科目名	単位数	配当年次	履修方法及び修了要件
選択科目	温暖化・物質循環論入門	1	1又は2	
	環境教育演習	1	1又は2	
	気水圏物質循環論Ⅰ	1	1又は2	
	気水圏化学計測論実験実習	1	1又は2	
	水圏生態環境学入門	1	1又は2	
	海洋生態系数値解析学応用編	1	1又は2	
	植物栄養学応用技術演習	1	1又は2	
	植物栄養制御実践演習	1	1又は2	
	瀬戸内海環境制御論入門	1	1又は2	
	海域負荷制御論入門	1	1又は2	
	耕地気象学Ⅰ	1	1又は2	
	生物環境制御論入門	1	1又は2	
	海洋生態系評価論入門	1	1又は2	
	食物連鎖機構論実践演習	1	1又は2	
	海洋微生物動態論実践演習	1	1又は2	
	海洋共生生物学Ⅰ	1	1又は2	
	深海生態学Ⅰ	1	1又は2	
	深海生物学Ⅰ	1	1又は2	
	藻場・干潟環境保全学Ⅰ	1	1又は2	
	有害・有毒微細藻類学Ⅰ	1	1又は2	
	植物環境評価論入門	1	1又は2	
	植物養分循環評価論入門	1	1又は2	
	土壌環境評価論実践演習	1	1又は2	
	微生物環境評価論演習	1	1又は2	

＊　５研究科とは，総合科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科及び生物圏科学研究科をいう。
＊　５研究科共通講義については，Ⅰ－４　を参照のこと。
＊　（注１）は，「８．履修上の注意(1)（２２頁）」を参照のこと。

各専攻共通履修表

履修区分	授業科目名		単位数	配当年次	履修方法
選択科目	申請書・論文作成技術演習		1	1又は2	○履修方法 研究科内授業科目として履修することができる。
	生命倫理ディベート演習		1	1又は2	
	学術ボランティア演習		1	1又は2	
	科学者・技術者倫理		1	1又は2	
	計測技術		1	1又は2	
	酒類醸造実験実習		1	1又は2	
	海洋物質循環制御論本編	（注６）	1	1又は2	
	海洋物質循環制御論応用編	（注６）	1	1又は2	
	実験技術習得実習（A）	（注１）	1	1又は2	
	外国語コミュニケーション（A）	（注１）	1	1又は2	
	院生主催セミナー（A）	（注１）	1	1又は2	
	プレゼンテーション（A）	（注１）	1	1又は2	
	テクニカルライティング（A）	（注１）	1	1又は2	
	国内インターンシップ（A）	（注１）	1	1又は2	
	海外インターンシップ（A）	（注１）	1	1又は2	
	General Biosphere Science(1)	（注２）	2	1又は2	
	General Biosphere Science(2)	（注２）	2	1又は2	
	General Biosphere Science(3)	（注２）	2	1又は2	
	Practical work on writing reports and presentation(1)	（注２）	2	1又は2	
	Practical work on writing report and presentation(2)	（注２）	2	1又は2	
	Practical work on writing reports and presentation(3)	（注２）	2	1又は2	
	留学生のための生物生産学基礎講座	（注３）	2	1又は2	
	留学生のための生物圏科学演習	（注３）	2	1又は2	
	Introduction to Environmental Issues in Japan	（注４）	1	1又は2	
	環境放射線学	（注５）	2	2	
	食品科学	（注５）	2	2	

＊　（注１）は，「８．履修上の注意(2)～(8)（23～26頁）」を参照のこと。
＊　（注２）は，外国人特任教員による授業科目を示す。
＊　（注３）は，留学生担当教員による授業科目であり，留学生のみを受講対象とする。
＊　（注４）は，留学生担当教員による授業科目であり，主として留学生を受講対象とする。
＊　（注５）は，フェニックスリーダー育成プログラム履修者のみを対象とする。
＊　（注６）は，平成26年度以降開講未定。

８．履修上の注意（博士課程前期）

(1)　共同セミナー（Ａ）について

共同セミナーは，生物圏科学研究科の必修科目であり，博士課程前期の学生は共同セミナー（A）を履修します。

共同セミナーには,生物圏科学研究科学生対象の共同セミナーと５研究科共同セミナーがあります。５研究科共同セミナーは，総合科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，及び生物圏科学研究科の５研究科共通の授業科目であり，各研究科・各専攻のそれぞれの研究分野で，特定のテーマについて，複数教員が参加してセミナー・学術講演を行うものです。

共同セミナーの履修については，下記の「生物圏科学研究科共同セミナー実施要領」を参考にしてください。その他，聴講にあたっては，指導教員の指示，各セミナーのガイダンスに従ってください。

生物圏科学研究科共同セミナー実施要領

① 各専攻で，共同セミナーを企画・実施する。学生は，いずれの専攻の共同セミナー及び５研究科共同セミナーも聴講することができる。

② 共同セミナーの実施日時等は，掲示や研究科のホームページ等にて案内する。

③ 共同セミナーを聴講した学生は，共同セミナー受講報告を聴講後１ヶ月以内に教育記録システム上の「共同セミナー」コンテンツに入力することにより指導教員へ提出する。

④ １５回以上のセミナーの聴講をもって単位認定（２単位）資格とする。

⑤ 共同セミナーの評価は，主指導教員が行う。

⑥ 学会等での講演会（研究科細則第９条による教育方法の特例を適用されるものについては，企業内の講演会・セミナーを含む。）の聴講をもって共同セミナーに替えることができる。

この場合，学会等での講演会が通常の共同セミナーの何回分に相当するかについては，指導教員の判断に委ねるが，学生はその回数に相当する受講報告を提出しなければならない。

(2)　実験技術習得実習（Ａ）

内　　容：　次の要領に沿った実習を行った場合に，申請することができる。
評　　価：　主指導教員が行う。
提出書類等：　単位認定申請書（別紙様式２：学生便覧３７頁），実習記録簿（別紙様式３：学生便覧３８頁），その他参考となるもの

（実習時間）
①　４５時間の実習を必要とする。
（実習内容）
②　学生の研究テーマに即した実習内容であること。
（実習先の選定）
③　学生と主指導教員が相談して実習先を決定し，実習先の了解を得ること。
④　実習先は所属研究室以外の研究室とし，大学，国立・公立研究機関，民間企業等設置形態は問わない。
⑤　実習先は複数でも構わないが，一か所の実習時間は１５時間以上とする。
（実習内容の記録）
⑥　学生は毎日の実習修了後，実習記録簿内の「実習日誌」欄に実習内容を記入し，実習先指導員に記録内容の確認を受け，「確認」欄にサインまたは認印をもらう。
⑦　複数の実習先に行った場合は，その都度，実習記録簿を作成する。
（実習修了報告書の作成）
⑧　実習修了後，学生は実習記録簿内の「実習修了報告書」欄に習得実験技術の内容を記入し，主指導教員に提出する。
（インターンシップとの兼用の禁止）
⑨　実験技術習得実習の実習成果をインターンシップと兼用することはできない。

(3)　外国語コミュニケーション（A）

内　容　等：　TOEIC 及び TOEFL のスコアを申請することにより，評価及び単位を認定する。ただし，申請は１回のみとし，申請後の変更は認めない。

①　単位認定の対象となる TOEIC 及び TOEFL は次の４種類です。異なるテスト結果がある場合は複数提出してかまいません。(a)，(b)を参考に換算した最高点を採用します。

(a) TOEIC・TOEFLの主催団体が公表している資料

(b) TOEICの得点×0.348＋296＝TOEFLの得点

・TOEIC®公開テスト

・TOEIC®-IP（ｶﾚｯｼﾞTOEIC®を含む。）

・TOEFL®-PBT

・TOEFL®-iBT

②入学後に実施された試験のスコアが対象です。

評　　価：　次の認定基準により評価する。

評価	秀	優	良	可
TOEIC スコア	650 以上	600-649	550-599	500-549

提出書類等：　単位認定申請書（別紙様式２：学生便覧３７頁），TOEIC 等のスコア

(4)　院生主催セミナー（A）

内　容　等：　学生が主体で，５研究科共同セミナーの企画，運営等を実施した場合に，申請することができる。ただし，申請できるのは企画，運営等を担当した３名以内とする。

評　　価：　主指導教員が行う。

提出書類等：　単位認定申請書（別紙様式２：学生便覧３７頁），実施計画書，報告書，その他参考となるもの

(5)　プレゼンテーション（A）

内　容　等：　学会等（各種シンポジゥム，研究会，集会を含む）において１回以上，本人自身が口頭もしくはポスター発表を行った場合に申請を許可する。

評　　価：　主指導教員が行う。主指導教員の評価項目は以下の通りである。
１）主体性，２）発表能力，３）国際学会等の規模等を総合的に評価する。

提出書類等：　単位認定申請書（別紙様式２：学生便覧３７頁），プログラムの写し，発表の要旨，その他参考となるもの

(6)　テクニカルライティング（A）

内　容　等：　論文投稿に対し単位を認定するものである。原則として，査読付の学術誌に学生が第一著者として投稿したものを対象とするが，依頼されて著した著作（総説など）も対象とする。投稿（原稿提出）が完了し，投稿受付通知が得られた時点で申請を許可する。

評　　価：　主指導教員が行う。主指導教員の評価項目は以下の通りである。
１）主体性，２）文書作成能力，３）対象雑誌の種類等を総合的に評価する。

提出書類等：　単位認定申請書（別紙様式２：学生便覧３７頁），投稿受付通知，その他参考となるもの

(7)　インターンシップ（A）（海外，国内）

内　容　等：　目的に沿ったインターンシップを実施した場合に，申請することができる。

（目的）

自らの専門分野に関連する，官公庁・研究教育機関・企業等の提供するインターンシップ制度を利用して実践的な知識や技術を幅広く学び，その経験を専門分野に還元させることを目的とする。

評　　価：　主指導教員が行う。

提出書類等：　単位認定申請書（別紙様式２：学生便覧３７頁），インターンシップ支援申請書，インターン先での評価，その他参考となるもの

以下の手順で実施する。

① 主指導教員と相談の上，国内インターンシップを実施する受入れ機関を事前に決定する。このとき，受入れに関する条件を事前に十分把握しておく必要がある。

② インターンシップの目的，予想される成果，日程などを記載する申請書を提出する。申請には，海外あるいは国内インターンシップ支援申請書を用いること。

③ 正規の授業などに差し障りのない範囲で実施する。実施期間は，原則的に１週間～１０日間程度とする。

④ 受入れ機関から評価書の交付を受け（任意書式），事後に目的達成度，得られた成果，今後の課題を記載した報告書とともに提出する。

⑤ インターンシップ申請の変更，取り消しがあった場合には，申請書に変更点を記入して提出すること。

９．修士論文の審査と最終試験について

広島大学大学院生物圏科学研究科修士論文審査並びに最終試験実施要項

（平成 20.4.1 制定）

改正：平成 24.6.25

改正：平成 25.3.19

（修士論文題目届）

第１　修士論文を提出する予定の学生は，主指導教員の承認を得て，３月修了予定者は当該年度の１０月１５日までに，９月修了予定者は当該年度の４月１５日までに，修士論文題目を教育記録システムを用いて提出する。

（修士論文提出）

第２　論文提出期限は，３月修了予定者は１月２５日，９月修了予定者は７月２５日の午後５時とする。ただし，期限日が土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは，その前日とし，日曜日にあたるときは前々日とする。

２　論文提出部数は，審査委員の人数分とする。

３　論文は，主指導教員の承認を得て研究科長（生物圏科学研究科学生支援室）に提出するものとする。

４　研究科長は，受理した論文を論文審査委員会に付託するものとする。

（論文審査）

第３　論文審査委員会は，主指導教員並びに主指導教員の推薦により専攻教員会で審議決定し，研究科代議員会で承認された教員２名以上をもって編成する。

２　論文審査委員会は，論文の審査に当たり，論文に評価（概評）を付し，合格，不合格を決定する。

（最終試験）

第４　最終試験は，論文を中心にして口述試験により行うことを原則とし，論文（最終版）の提出をもって終了とする。

２　最終試験は，３月修了予定者については２月２３日，９月修了予定者については８月２３日までに終了するものとする。

（修士論文（最終版）提出）

第５　論文（最終版）の提出期限は，３月修了予定者は２月２３日，９月修了予定者は８月２３日の午後５時とする。ただし，期限日が土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは，その前日とし，日曜日にあたるときは前々日とする。

２　提出部数は１部とし，主指導教員の承認を得て研究科長（生物圏科学研究科学生支援室）に提出するものとする。

３　提出された論文（最終版）は，生物圏科学研究科学生支援室がとりまとめて保管するものとする。

（修士論文学術情報リポジトリ登録）

第６　希望者は，修士論文を学術情報リポジトリに登録できるものとする。

２　学術情報リポジトリ登録にかかわる事項は別に定める。

（修士論文発表会）

第７　修士論文発表会は，研究科の教員並びに学生に公表して行う。

附　則

この要項は，平成２４年６月２５日から施行する。

10. 修士論文提出等の日程について

●印の項目について手続等をすること。（〇印の項目は指導教員，学生支援室が処理する項目）

※ 提出期限等は，年度によって変更する場合があるので，事前に研究科HP及び掲示等（Myもみじの掲示含む）で必ず確認すること。

項　　目	提出先等	提出期限等		備　　考
		３月修了	９月修了	
●修士論文題目提出 （修士論文審査委員の推薦については主指導教員と相談し入力すること。）	**教育記録システム**	**10月15日**	**4月15日**	
〇修士論文審査委員の承認	専攻教員会	（11月中旬）	（5月中旬）	
	研究科代議員会	（11月下旬）	（5月下旬）	
●修士論文要旨提出 （A4版2枚以内にまとめること。）	**学生支援室**	**1月25日**	**7月25日**	**学生支援室で確認，検印後，各審査委員に配布する**
●修士論文提出（審査委員の人数分：仮綴可）				
●修士論文発表会 **●最終試験**		**（2月中旬）**	**（8月中旬）**	**日程等別途通知**
●修士論文及び要旨（各最終版）提出 （ハードコピー） ※1	**学生支援室**	**2月23日**	**8月23日**	
〇修士論文審査・最終試験結果報告書提出	学生支援室	（2月23日）	（8月23日）	
〇修了判定	専攻教員会 研究科代議員会	（3月上旬）	（9月上旬）	

注） 1. ここに定める期限は，当該期日の午後5時とする。
ただし，期限日が土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその前日とし，日曜日にあたるときは前々日とする。

2. 提出期限等については，変更することがある。

3. 早期修了予定者は，早期修了申請書を修士論文題目と共に提出すること。

4. ※1で，学術情報リポジトリ登録を希望する者は，ハードコピーと共に修士論文要旨及び修士論文の電子ファイルを保存したCD並びに「学術情報リポジトリ登録許諾書」を提出すること。

１１．修士論文の手続きについて

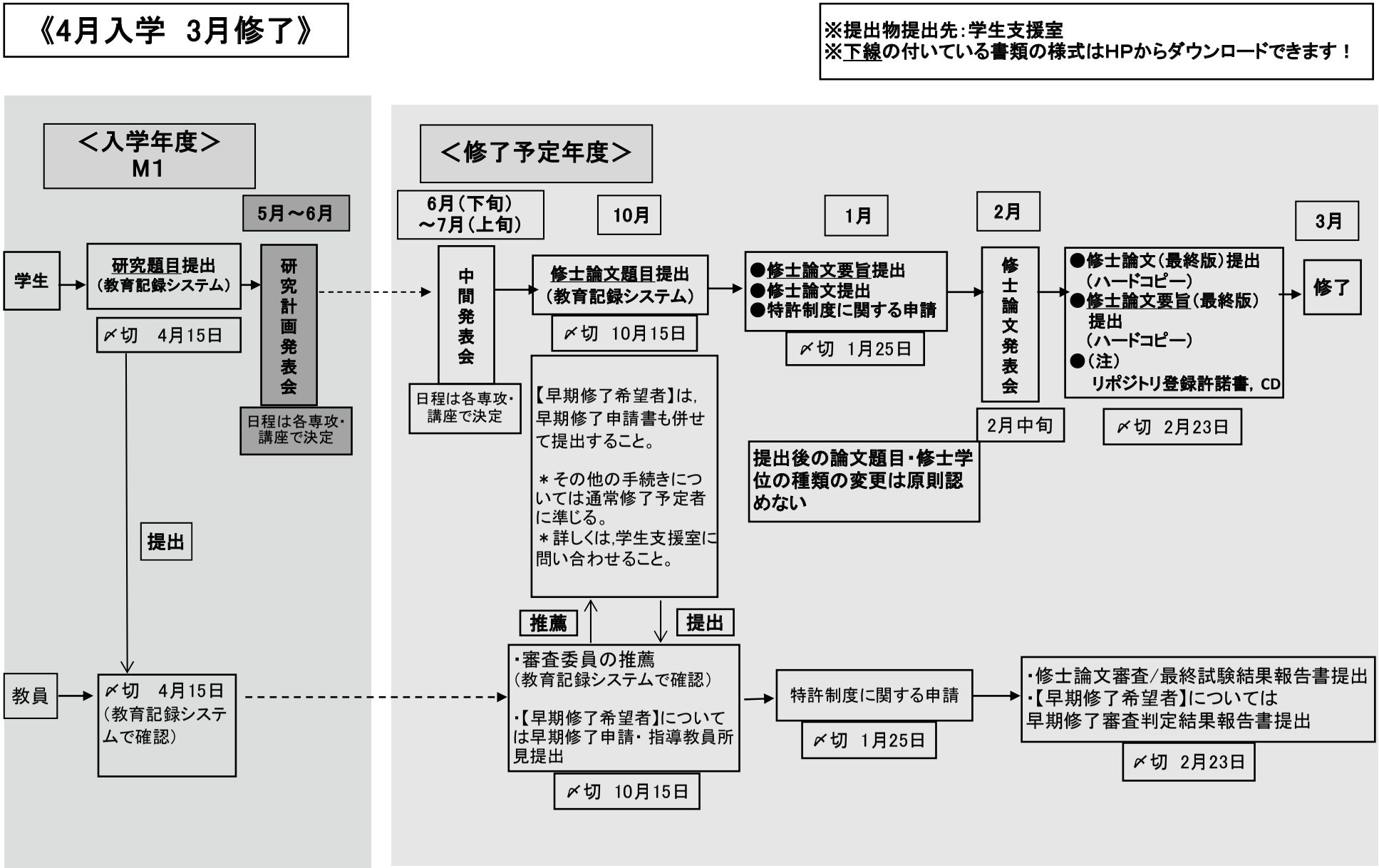

（注）「修士論文の学術情報リポジトリ登録希望者」のみ提出のこと

修士論文の手続きについて

《10月入学　9月修了》

※提出物提出先：学生支援室
※下線の付いている書類の様式はHPからダウンロードできます！

＜入学年度＞ M1

11月～12月

学生 → 研究題目提出（教育記録システム） → 研究計画発表会

〆切　10月15日

日程は各専攻・講座で決定

提出

教員 → 〆切　10月15日（教育記録システムで確認）

＜修了予定年度＞

12月（中旬）～1月（中旬）

中間発表会

日程は各専攻・講座で決定

4月

修士論文題目提出（教育記録システム）

〆切　4月15日

【早期修了希望者】は，早期修了申請書も併せて提出すること。

＊その他の手続きについては通常修了予定者に準じる。
＊詳しくは,学生支援室に問い合わせること。

推薦　提出

・審査委員の推薦（教育記録システムで確認）

・【早期修了希望者】については早期修了申請・指導教員所見提出

〆切　4月15日

7月

●修士論文要旨提出
●修士論文提出
●特許制度に関する申請

〆切　7月25日

特許制度に関する申請

〆切 7月25日

8月

修士論文発表会

8月中旬

提出後の論文題目・修士学位の種類の変更は原則認めない

●修士論文（最終版）提出（ハードコピー）
●修士論文要旨（最終版）提出（ハードコピー）
●（注）リポジトリ登録許諾書，CD

〆切　8月23日

・修士論文審査/最終試験結果報告書提出
・【早期修了希望者】については早期修了審査判定結果報告書提出

〆切　8月23日

9月

修了

（注）「修士論文の学術情報リポジトリ」登録希望者のみ提出のこと

12. 修士修了判定に必要な教育記録システム上での手続きについて

≪4月入学　3月修了≫

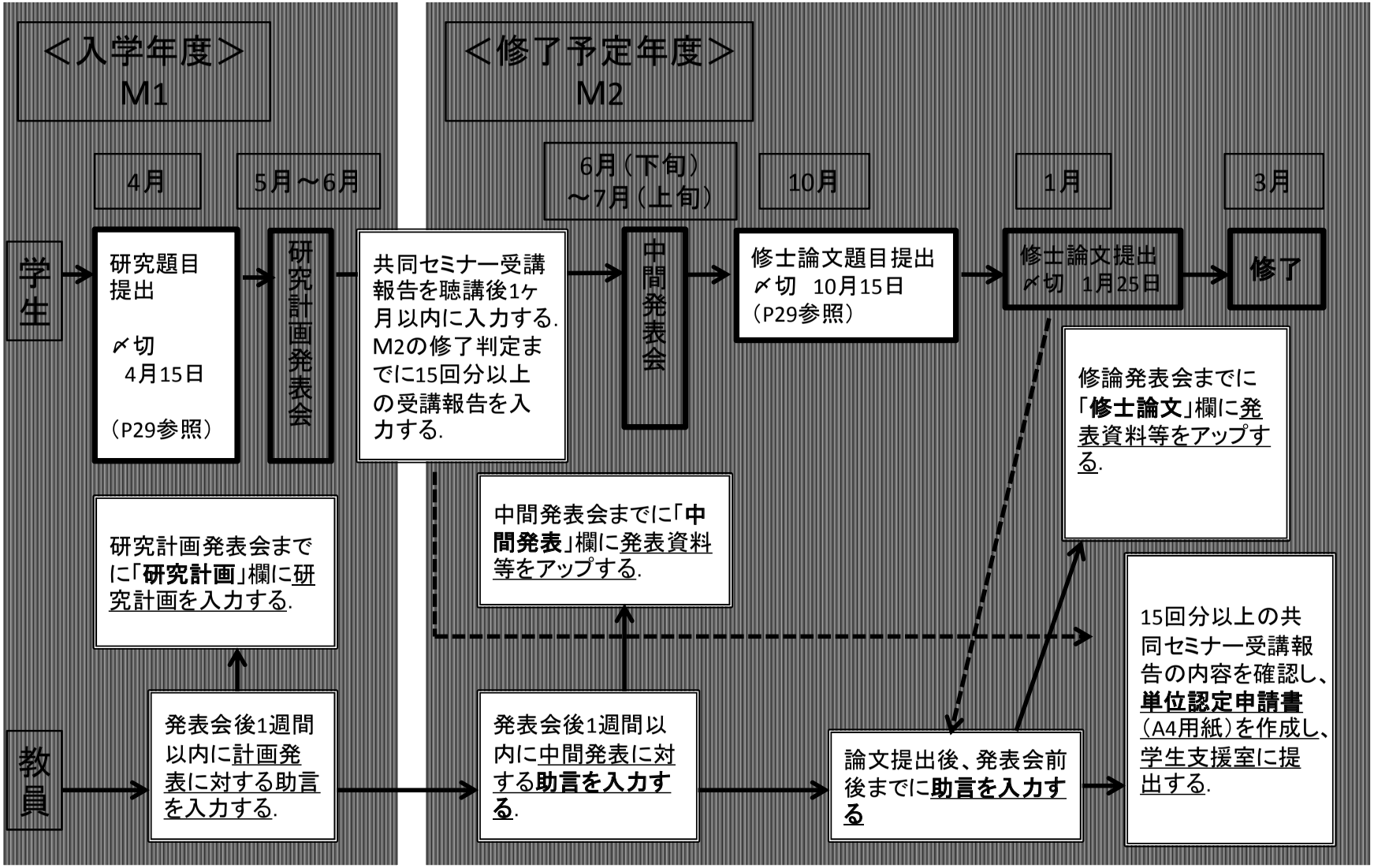

修士修了判定に必要な教育記録システム上での手続きについて

≪10月入学　9月修了≫

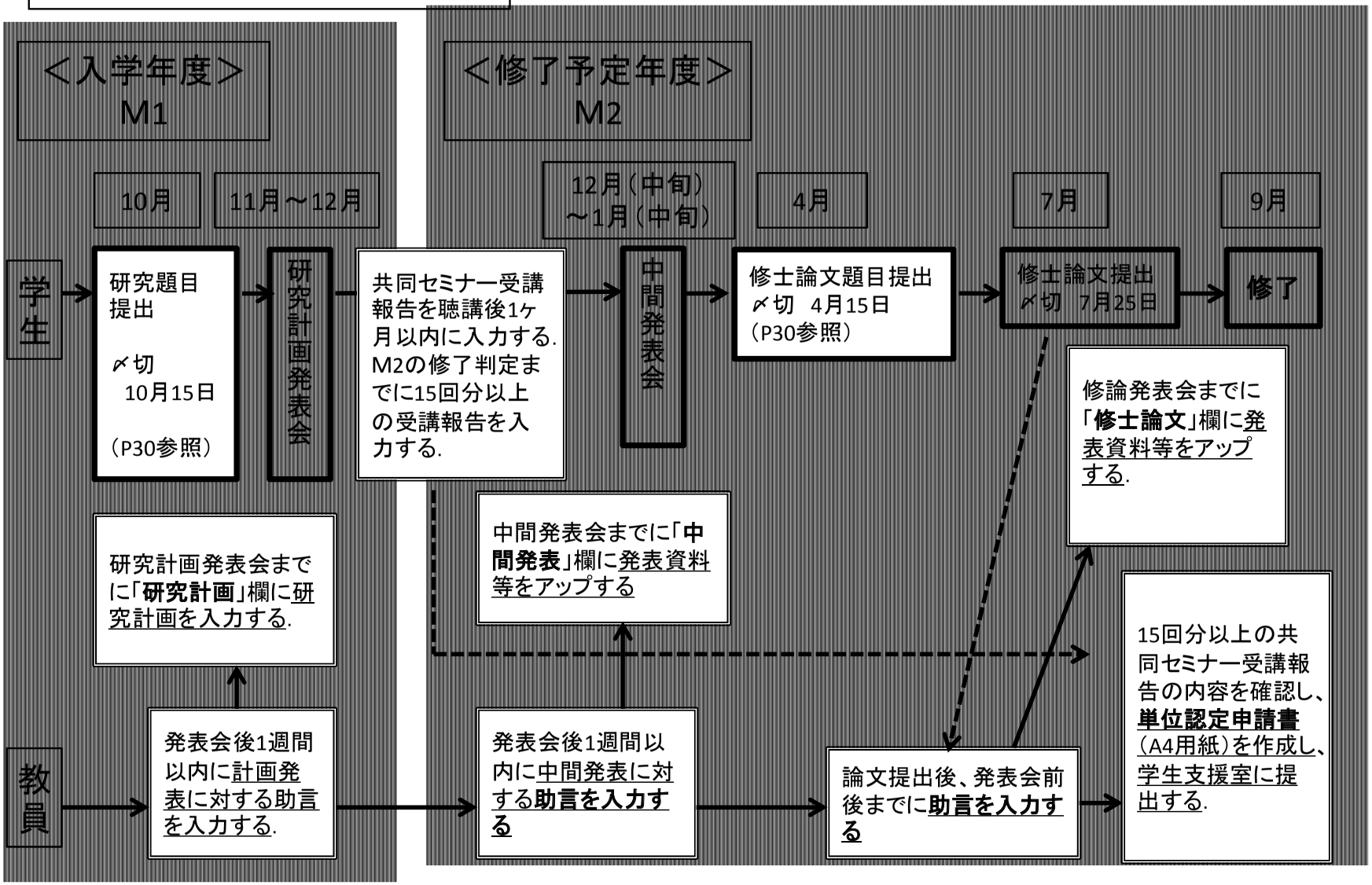

１３．修士論文等の提出について（作成要領）

（平成 20.4.1 制定）

改正：平成 24.6.25

１．修士論文要旨（修士論文発表会レジメ）の提出について

（１） 提出〆切：３月修了予定者　１月２５日　午後５時
　　９月修了予定者　７月２５日　午後５時

（２） 提出場所：生物圏科学研究科学生支援室

（３） 提出部数：１部

（４） 作成方法：

① 所定の用紙（Ａ４判用紙２枚以内（縦位置左横書き））を生物圏科学研究科ホームページからダウンロードし，ワープロ等で記入（貼付可）する。（片面印刷とし，ページ番号は記入しないこと。）

② 原則として，目的，方法，結果，考察の順に記入する。

③ 特許申請等のため公開発表が難しい場合は予め申し出る。

④ 提出された要旨はそのまま修士論文発表会要旨集として印刷するため，図版を入れる場合は，印刷しても鮮明にわかるようなものにする。

※ 既に提出した「修士論文題目届」から題目の変更がある場合は，必ず申し出ること。

※ 修士論文（仮綴版）と併せて審査委員にも要旨を提出する場合は，上記とは別に用意すること。（委員に提出する要旨は，両面印刷でも可。）

２．修士論文（仮綴版）の提出について

（１） 提出〆切：３月修了予定者　１月２５日　午後５時
　　９月修了予定者　７月２５日　午後５時

（２） 提出場所：生物圏科学研究科学生支援室

（３） 提出部数：審査委員の人数分

（４） 作成方法：

① 論文の様式は，Ａ４判用紙（縦位置左横書き）を用いる。

② 表紙及び標題紙等は別紙１－１，別紙１－２の要領で作成すること。（背表紙はなしでも可。）

３．修士論文（最終版）の提出について

（１） 提出〆切：３月修了予定者　２月２３日　午後５時
　　９月修了予定者　８月２３日　午後５時

（２） 提出場所：生物圏科学研究科学生支援室

（３） 提出部数：１部

（４） 作成方法：

表紙及び標題紙を付けたうえ，穴を開けずにダブルクリップでとめクリアファイルに入れるか，もしくはＺ式ファイル等に綴じて提出すること。

※ 既に提出した修士論文要旨に修正があった場合は，要旨の最終版も併せて提出すること。

４．学術情報リポジトリ登録に関する書類等の提出について（希望者のみ）

（１） 提出〆切：３月修了予定者　２月２３日　午後５時
　　９月修了予定者　８月２３日　午後５時

（２） 提出場所：生物圏科学研究科学生支援室

（３） 提出物及び部数：

① 修士論文要旨及び修士論文（最終版）の電子ファイルを保存したＣＤ　１部

② 学術情報リポジトリ登録許諾書（主指導教員の押印が必要）　１部

※ 上記は，広島大学学術情報リポジトリ登録（インターネット無償公開）を希望し，かつ主指導教員の承認が得られる者のみ提出すること。

注）ここに定める期限日が土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその前日とし，日曜日にあたるときは前々日とする。

別紙１－１

（修士論文　表紙　及び　標題紙　の書き方）

［標題紙］

表紙と同様（別紙１－２参照）に記載する。ただし，研究科名の後に専攻名を記載する。

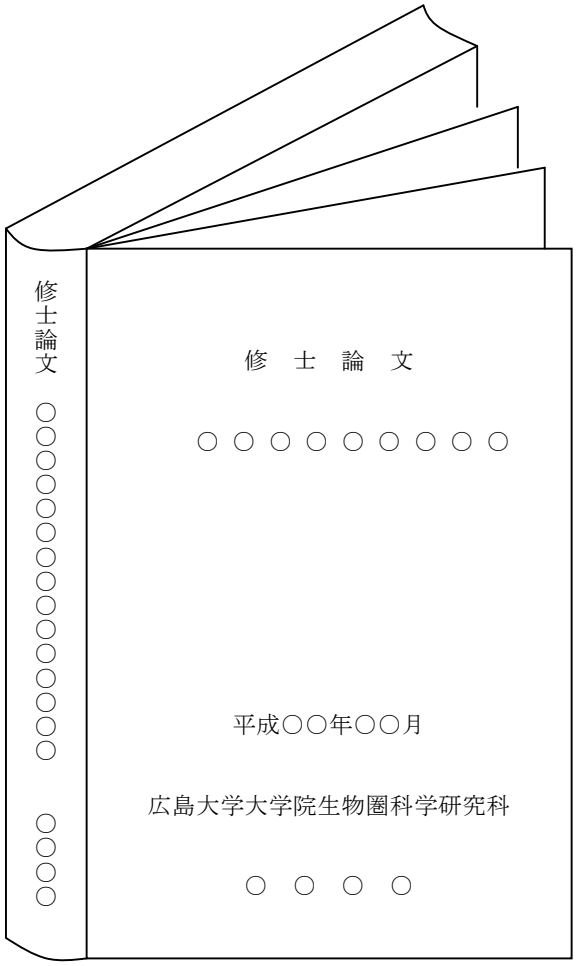

［表紙］

修士論文，論文題目，年月，研究科名及び氏名を別紙１－２のとおり直接印刷する。

本文が和文の場合は，全てを和文で記載し，本文が英文の場合は，全てを英文で記載する。

修士論文の英訳は Master Thesis とする。

論文題目の位置は，表紙の上部１／３の範囲に納める。

年月は，審査終了年月（3 月修了の場合は 3 月，9 月修了の場合は 9 月）とする。

年月，研究科名，氏名は表紙の下部１／３の範囲に納める。

別紙１－２

(1)本文が和文の場合

［背表紙］

修士論文　生物圏科学に関する研究　広島一郎

［表紙］

修士論文

生物圏科学に関する研究

平成○○年３月（又は，９月）
広島大学大学院生物圏科学研究科
広島一郎

［標題紙］

修士論文

生物圏科学に関する研究

平成○○年３月（又は，９月）
広島大学大学院生物圏科学研究科
○○○○○専攻
広島一郎

(2)本文が英文の場合

［背表紙］

Master Thesis　Studies on Biosphere Science　Ichiro Hiroshima

［表紙］

Master Thesis

Studies on Biosphere Science

Ichiro Hiroshima

Graduate School of Biosphere Science
Hiroshima University

March (or September) 20○○

［標題紙］

Master Thesis

Studies on Biosphere Science

Ichiro Hiroshima

Department of ○○○○○
Graduate School of Biosphere Science
Hiroshima University

March (or September) 20○○

様　式　集　（修士）

（別紙様式２）

単位認定申請書

平成　　年　　月　　日

大学院生物圏科学研究科長　　殿

生物圏科学研究科　　専攻
学生番号　M
氏　　名

認定科目の単位等の認定を受けたいので，報告書等を添付のうえ，申請します。

該当科目に○	認　定　科　目	A 又は B	備　　考
	実験技術習得実習	A	
	外国語コミュニケーション	A	
	院生主催セミナー	A	
	プレゼンテーション	A	
	テクニカルライティング	A	
	国内インターンシップ	A	
	海外インターンシップ	A	

主指導教員氏名			
〈単位認定にあたっての意見〉			
主指導教員評価	秀　優　良　可	学務委員会認定	

（別紙様式３）

実習記録簿

学生番号：＿＿＿＿＿＿　氏名：＿＿＿＿＿＿　主指導教員名：＿＿＿＿＿＿
実習先研究室名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
実習先指導員名（役職）：＿＿＿＿＿＿＿＿（　　）

実習日誌（学生：記入，実習先指導員：確認）

実習年月日	時間	実習内容	確認サインまたは印鑑
平成　　年 　　月　　日	～		

実習修了報告書（学生：記入，主指導教員：時間数認定・確認）

習得実験技術の内容：		
認定欄	認定時間数：	確認印：

（主指導教員：成績評価・確認）

成績記入欄	評価：	確認印：

複数の実習先に行った場合は，その都度，実習記録簿を作成し，最終ページの成績記入欄に評価を記入・押印して下さい。

修　士　論　文　要　旨

専攻名:　　専攻

学生番号	氏　名	論　文　題　目	主指導教員
M			

平成　　年　　月　　日

広島大学大学院生物圏科学研究科長　殿

学生番号
専　　攻
氏　　名　　印／サイン

早 期 修 了 申 請 書

広島大学大学院規則第４３条に基づき，博士課程前期早期修了の認定を申請いたします。

早期修了希望時期　　平成　　年　　月

早期修了申請・指導教員所見

平成　　年　　月　　日

学生番号	M	氏名（ふりがな）	
専　　攻	専攻		
早期修了 希望時期	平成　　年　　月　希望	指導教員	印／サイン

備考

修士論文・卒業論文の学術情報リポジトリ登録許諾書

平成　　年　　月　　日

広島大学図書館長　殿

私が執筆した下記の（修士論文・卒業論文）の全文について、広島大学学術情報リポジトリを通してインターネット上で無償公開することを許可します。

記

本人記入欄

氏名（フリガナ）		
論文題目		
		年度　　（学部　・　研究科）（卒業　・　修士）論文
連絡先	住所	
	電話	
	電子メール	

指導教員記入欄

氏名	印

＜注意事項＞

1. この許諾書は、修士論文・卒業論文のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について許可を与えていただくものです。
2. この許諾に関しては、指導教員の承認が必要です。
3. 広島大学学術情報リポジトリではデータの公開にあたり、データの複製（印刷・ダウンロード等）は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示いたします。
4. あなたの論文が既に出版社から公表予定（或いはされている）場合や、特許・実用新案等の申請予定がある場合は、下記までご相談ください。
5. この許諾書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。

連絡先：
739-8512　東広島市鏡山 1-2-2
広島大学図書館　図書学術情報企画グループ　学術情報企画主担当
TEL :082-424-6228（内線　東広島 6228）
E-Mail: tosho-kikaku-jyoho@office.hiroshima-u.ac.jp

博士課程後期（博士）

１４．授業科目と履修方法について

別 表

生物資源科学専攻（博士課程後期）

履修区分	授業科目名	単位数	配当年次	履修方法及び修了要件
必修科目	共同セミナー（B）　（注１）	2	1・2・3	○履修方法 1　必修科目　２単位 2　選択必修科目　２単位 主指導教員指定の演習　２単位 ２単位を超えて履修した選択必修科目の単位は，選択科目の履修単位とすることができる。 3　選択科目　４単位以上 選択科目又は研究科内授業科目（博士課程前期開設科目）・他研究科等の科目から前期の課程で履修しなかった科目を履修する。 研究科内授業科目には，５研究科共通講義を含む。 ○修了要件 1　専門科目 必修科目　２単位 選択必修科目　２単位 選択科目　４単位以上 合　計　８単位以上 2　研究指導 3　博士論文
選択必修科目	陸域動物生産学演習（B）	2	1又は２	
	水圏生物生産学演習（B）	2	1又は２	
	食料資源経済学演習（B）	2	1又は２	
	瀬戸内圏フィールド科学演習（B）	2	1又は２	
選択科目	実験技術習得実習（B）　（注２）	1	1又は2	
	外国語コミュニケーション（B）　（注２）	1	1又は2	
	院生主催セミナー（B）　（注２）	1	1又は2	
	プレゼンテーション（B）　（注２）	1	1又は2	
	国内インターンシップ（B）　（注２）	1	1又は2	
	海外インターンシップ（B）　（注２）	1	1又は2	

＊　５研究科とは，総合科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科及び生物圏科学研究科をいう。

＊　５研究科共通講義については，Ｉ－４　を参照のこと。

＊　（注１）・（注２）は，「１５．履修上の注意（46～49頁）」を参照のこと。

生物機能開発学専攻（博士課程後期）

履修区分	授業科目名	単位数	配当年次	履修方法及び修了要件
必修科目	共同セミナー（B）　（注１）	2	1・2・3	○履修方法 1　必修科目　２単位 2　選択必修科目　２単位 主指導教員指定の演習　２単位 ２単位を超えて履修した選択必修科目の単位は，選択科目の履修単位とすることができる。 3　選択科目　４単位以上 選択科目又は研究科内授業科目（博士課程前期開設科目）・他研究科等の科目から前期の課程で履修しなかった科目を履修する。 研究科内授業科目には，５研究科共通講義を含む。 ○修了要件 1　専門科目 必修科目　２単位 選択必修科目　２単位 選択科目　４単位以上 合　計　８単位以上 2　研究指導 3　博士論文
選択必修科目	分子生命開発学演習（B）	2	1又は２	
	食資源科学演習（B）	2	1又は２	
選択科目	実験技術習得実習（B）　（注２）	1	1又は2	
	外国語コミュニケーション（B）　（注２）	1	1又は2	
	院生主催セミナー（B）　（注２）	1	1又は2	
	プレゼンテーション（B）　（注２）	1	1又は2	
	国内インターンシップ（B）　（注２）	1	1又は2	
	海外インターンシップ（B）　（注２）	1	1又は2	

＊　５研究科とは，総合科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科及び生物圏科学研究科をいう。

＊　５研究科共通講義については，Ｉ－４　を参照のこと。

＊　（注１）・（注２）は，「１５．履修上の注意（46～49頁）」を参照のこと。

環境循環系制御学専攻（博士課程後期）

履修区分	授業科目名	単位数	配当年次	履修方法及び修了要件
必修科目	共同セミナー（B）　（注１）	2	1・2・3	○履修方法 1　必修科目　２単位 2　選択必修科目　２単位 主指導教員指定の演習　２単位 ２単位を超えて履修した選択必修科目の単位は，選択科目の履修単位とすることができる。 3　選択科目　４単位以上 選択科目又は研究科内授業科目（博士課程前期開設科目）・他研究科等の科目から前期の課程で履修しなかった科目を履修する。 研究科内授業科目には，５研究科共通講義を含む。 ○修了要件 1　専門科目 必修科目　２単位 選択必修科目　２単位 選択科目　４単位以上 合　計　８単位以上 2　研究指導 3　博士論文
選択必修科目	環境予測制御論演習（B）	2	1又は２	
	環境評価論演習（B）	2	1又は２	
選択科目	実験技術習得実習（B）　（注２）	1	1又は2	
	外国語コミュニケーション（B）　（注２）	1	1又は2	
	院生主催セミナー（B）　（注２）	1	1又は2	
	プレゼンテーション（B）　（注２）	1	1又は2	
	国内インターンシップ（B）　（注２）	1	1又は2	
	海外インターンシップ（B）　（注２）	1	1又は2	

＊　５研究科とは，総合科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科及び生物圏科学研究科をいう。

＊　５研究科共通講義については，Ｉ－４　を参照のこと。

＊　（注１）・（注２）は，「１５．履修上の注意（46～49頁）」を参照のこと。

１５．履修上の注意（博士課程後期）

(1)　共同セミナー（Ｂ）について

共同セミナーは，生物圏科学研究科の必修科目であり，博士課程後期の学生は共同セミナー（Ｂ）を履修します。

共同セミナーには,生物圏科学研究科学生対象の共同セミナーと５研究科共同セミナーがあります。５研究科共同セミナーは，総合科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，工学研究科，及び生物圏科学研究科の５研究科共通の授業科目であり，各研究科・各専攻のそれぞれの研究分野で，特定のテーマについて，複数教員が参加してセミナー・学術講演を行うものです。

共同セミナーの履修については，下記の「生物圏科学研究科共同セミナー実施要領」を参考にしてください。その他，聴講にあたっては，指導教員の指示，各セミナーのガイダンスに従ってください。

生物圏科学研究科共同セミナー実施要領

① 各専攻で，共同セミナーを企画・実施する。学生は，いずれの専攻の共同セミナー及び５研究科共同セミナーも聴講することができる。

② 共同セミナーの実施日時等は，掲示や研究科のホームページ等にて案内する。

③ 共同セミナーを聴講した学生は，共同セミナー受講報告を聴講後１ヶ月以内に教育記録システム上の「共同セミナー」コンテンツに入力することにより指導教員へ提出する。

④ １５回以上のセミナーの聴講をもって単位認定（２単位）資格とする。

⑤ 共同セミナーの評価は，主指導教員が行う。

⑥ 学会等での講演会（研究科細則第９条による教育方法の特例を適用されるものについては，企業内の講演会・セミナーを含む。）の聴講をもって共同セミナーに替えることができる。

この場合，学会等での講演会が通常の共同セミナーの何回分に相当するかについては，指導教員の判断に委ねるが，学生はその回数に相当する受講報告を提出しなければならない。

(2)　実験技術習得実習（Ｂ）

内　　容：　次の要領に沿った実習を行った場合に，申請することができる。
評　　価：　主指導教員が行う。
提出書類等：　単位認定申請書（別紙様式２：学生便覧６９頁），実習記録簿（別紙様式３：学生便覧７０頁），その他参考となるもの

（実習時間）
①　45 時間の実習を必要とする。
（実習内容）
②　学生の研究テーマに即した実習内容であること。
（実習先の選定）
③　学生と主指導教員が相談して実習先を決定し，実習先の了解を得ること。
④　実習先は所属研究室以外の研究室とし，大学，国立・公立研究機関，民間企業等設置形態は問わない。
⑤　実習先は複数でも構わないが，一か所の実習時間は１５時間以上とする。
（実習内容の記録）
⑥　学生は毎日の実習修了後，実習記録簿内の「実習日誌」欄に実習内容を記入し，実習先指導員に記録内容の確認を受け，「確認」欄にサインまたは認印をもらう。
⑦　複数の実習先に行った場合は，その都度，実習記録簿を作成する。
（実習修了報告書の作成）
⑧　実習修了後，学生は実習記録簿内の「実習修了報告書」欄に習得実験技術の内容を記入し，主指導教員に提出する。
（インターンシップとの兼用の禁止）
⑨　実験技術習得実習の実習成果をインターンシップと兼用することはできない。

(3)　外国語コミュニケーション（B）

内　容　等：　TOEIC 及び TOEFL のスコアを申請することにより，評価及び単位を認定する。ただし，申請は１回のみとし，申請後の変更は認めない。

①　単位認定の対象となる TOEIC 及び TOEFL は次の４種類です。異なるテスト結果がある場合は複数提出してかまいません。(a)，(b)を参考に換算した最高点を採用します。

(a) TOEIC・TOEFLの主催団体が公表している資料

(b) TOEICの得点×0.348＋296＝TOEFLの得点

・TOEIC®公開テスト

・TOEIC®-IP（ｶﾚｯｼﾞTOEIC®を含む。）

・TOEFL®-PBT

・TOEFL®-iBT

②入学後に実施された試験のスコアが対象です。

評　　価：　次の認定基準により評価する。

評価	秀	優	良	可
TOEIC スコア	800 以上	750-799	700-749	650-699

提出書類等：　単位認定申請書（別紙様式２：学生便覧６９頁），TOEIC 等のスコア

(4)　院生主催セミナー（B）

内　容　等：　学生が主体で，５研究科共同セミナーの企画，運営等を実施した場合に，申請することができる。ただし，申請できるのは企画，運営等を担当した３名以内とする。

評　　価：　主指導教員が行う。

提出書類等：　単位認定申請書（別紙様式２：学生便覧６９頁），実施計画書，報告書，その他参考となるもの

(5)　プレゼンテーション（Ｂ）

内　容　等：　国際学会等（複数国の研究者が参加する各種シンポジゥム，研究会，集会を含む）において１回以上，本人自身が当該学会の公用語で口頭もしくはポスター発表を行った場合に申請を許可する。

評　　価：　主指導教員が行う。主指導教員の評価項目は以下の通りである。
１）主体性，２）発表能力，３）国際学会等の規模等を総合的に評価する。

提出書類等：　単位認定申請書（別紙様式２：学生便覧６９頁），プログラムの写し，発表の要旨，その他参考となるもの

(6)　インターンシップ（Ｂ）（海外，国内）

内　容　等：　目的に沿ったインターンシップを実施した場合に，申請することができる。

（目的）

自らの専門分野に関連する，官公庁・研究教育機関・企業等の提供するインターンシップ制度を利用して実践的な知識や技術を幅広く学び，その経験を専門分野に還元させることを目的とする。

評　　価：　主指導教員が行う。

提出書類等：　単位認定申請書（別紙様式２：学生便覧６９頁），インターンシップ支援申請書（様式次頁），インターン先での評価，その他参考となるもの

以下の手順で実施する。

① 主指導教員と相談の上，国内インターンシップを実施する受入れ機関を事前に決定する。このとき，受入れに関する条件を事前に十分把握しておく必要がある。

② インターンシップの目的，予想される成果，日程などを記載する申請書を提出する。申請には，海外あるいは国内インターンシップ支援申請書（大学院 GP）を用いること。

③ 正規の授業などに差し障りのない範囲で実施する。実施期間は，原則的に１週間～１０日間程度とする。

④ 受入れ機関から評価書の交付を受け（任意書式），事後に目的達成度，得られた成果，今後の課題を記載した報告書とともに提出する。

⑤ インターンシップ申請の変更，取り消しがあった場合には，申請書に変更点を記入して提出すること。

１６．学位規則（研究科内規）

○広島大学学位規則生物圏科学研究科内規

平成16年4月1日
研究科長決裁

改正：平成19.5.28
平成22.4.26
平成25.1.28

目次

第1章　総則(第1条)
第2章　大学院生物圏科学研究科博士課程後期修了認定のために行う学位審査
(第2条－第5条の2)
第3章　論文提出による学位審査(第6条－第10条)
第4章　雑則(第11条・第12条)
附則

第 1 章　総則

(趣旨)

第 1 条　この内規は，広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき，広島大学大学院生物圏科学研究科(以下「本研究科」という。)の学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章　大学院生物圏科学研究科博士課程後期修了認定のために行う学位審査

(論文提出の資格要件及び時期)

第 2 条　規則第2条第2項の規定により学位論文(以下「論文」という。)を提出することができる者は，広島大学大学院生物圏科学研究科細則(平成16年4月1日研究科長決裁。以下「細則」という。)第14条に規定する単位(以下「所定の単位」という。)を修得した者又は論文を提出する日の属する学期末までに所定の単位を修得する見込みが確実な者で，かつ，論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けたものとする。

2　論文の提出の時期は，3月末修了予定者にあっては修了予定年度の12月15日まで，9月末修了予定者にあっては修了予定年度の6月15日までとする。

(論文提出の手続)

第 3 条　前条第2項の規定に該当する者が論文を提出する場合は，次に掲げる書類を主指導教員の承認を得て研究科長に提出するものとする。

(1)　学位論文審査願　1通
(2)　論文　3通
(3)　論文目録　3通
(4)　論文の要旨　3通
(5)　履歴書　3通
(6)　参考論文のあるときは，参考論文　3通

(論文の受理)

第 4 条　研究科長は，前条の規定により論文の提出があったときは，広島大学大学院生物圏科学研究科教授会(以下「教授会」という。)に受理すべきか否かを諮るものとする。

(審査委員会)

第 5 条　研究科長は，前条の規定により論文の受理を決定したときは，当該論文を教授会に付議するものとする。

2　教授会は，前項の付議に基づき，直ちに審査委員会を設けるものとする。

3　審査委員会は，本研究科所属の教授のうちから選出された3人以上の審査委員をもって組織する。ただし，教授会において必要と認めたときは，本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4　審査委員会に主査を置き，本研究科の教員をもって充てる。

(論文審査会)

第5条の2　審査委員会は，公開の論文審査会を開催するものとする。

第 3 章　論文提出による学位審査

（学位授与の申請をすることができる者の資格要件）

第 6 条　規則第2条第3項の規定に基づき，論文提出による博士の学位の授与を申請することができる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　本研究科博士課程後期に3年以上在学して所定の単位を修得し，かつ，研究指導を受けた後退学した者

(2)　博士課程前期又は修士課程の修了者で，4年以上の研究歴を有するもの

(3)　大学の卒業者で，6年以上の研究歴を有するもの

(4)　前３号に掲げる者以外の者で，教授会が優れた研究業績を上げたと認めるもの

（論文提出の手続）

第 7 条　前条各号のいずれかに該当する者が論文を提出する場合は，次に掲げる書類を研究科長を経て学長に提出するものとする。

(1)　学位申請書　1通

(2)　論文　3通

(3)　論文目録　3通

(4)　論文の要旨　3通

(5)　履歴書　3通

(6)　参考論文のあるときは，参考論文　3通

(7)　最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し（大学院修了証明書又は学位記の写し）　1通

(8)　研究期間を証する主指導教員又はこれに準ずる者の証明書　1通

2　前項の規定にかかわらず，総合科学部若しくは生物生産学部の卒業者又は本研究科の修了者でその研究歴が本学に限られるものについては，前項第7号及び第8号に規定する書類は必要としない。

（論文の受理）

第 8 条　論文の受理については，第4条の規定を準用する。

（審査委員会及び試問委員会）

第 9 条　審査委員会については，第5条の規定を準用する。

2　試問委員会は，本研究科所属の教授，准教授，講師のうちから選出された5人（教授３人以上を含む。）の試問委員（審査委員が試問委員を兼ねることができる。）をもって組織する。ただし，教授会において必要と認めたときは，本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を試問委員に加えることができる。

3　試問委員会に主査を置き，本研究科の教員をもって充てる。

（試験又は試問の適用年限）

第 10 条　規則第6条第4項に定める年限は，1年とする。

（学位論文の公聴会）

第 11 条　審査委員会は，学位論文の公聴会を開催するものとする。

第 4 章　雑則

（書類の様式）

第 12 条　関係書類の様式は，別記第1号様式から別記第7号様式までのとおりとする。

（その他）

第 13 条　この内規に定めるもののほか，学位の授与に関し必要な事項は，教授会の議を経て定める。

附　則

この内規は，平成16年4月1日から施行する。

附　則（平成19年5月28日　一部改正）

この内規は，平成19年5月28日から施行し，この内規による改正後の広島大学学位規則生物圏科学研究科内規の規定は，平成19年4月1日から適用する。

附　則（平成22年4月26日　一部改正）

この内規は，平成22年4月26日から施行し，この内規による改正後の広島大学学位規則生物圏科学研究科内規の規定は，平成22年4月1日から適用する。

附　則（平成25年1月28日　一部改正）

この内規は，平成 25 年 1 月 28 日から施行し，この内規による改正後の広島大学学位規則生物圏科学研究科内規の規定は，平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

１７．博士論文提出等の日程について

●印の項目について手続等をすること。　（○印の項目は指導教員，学生支援室が処理する項目）

※　提出期限等は，年度によって変更する場合があるので，事前に研究科HP及び掲示等（Myもみじの掲示含む）で必ず確認すること。

項　　目	提出先等	提出期限等		備　　考
		３月修了	９月修了	
●論文題目提出 （予備検討委員の推薦については主指導教員と相談し入力すること。）	**教育記録システム**	**10月15日**	**4月15日**	予備検討委員は，主指導教員と主指導教員が推薦する２名以上の研究科教授会の委員（准教授が主査の場合は，教授３名以上を含むこと。）
●論文の概要提出 **●論文の草稿提出**	**学生支援室**	**11月20日**	**5月20日**	
○予備検討委員の承認	専攻教員会	(10月下旬)	(4月下旬)	
○予備検討終了・結果報告	学生支援室	12月15日	6月15日	
●申請書類等提出 **学位論文審査願　１通** **論文目録　３通** **論文の要旨　３通** **履歴書　３通** **参考論文のあるときは参考論文　１通** **承諾書　１通** **※論文目録，論文の要旨，履歴書，参考論文のうち、必要なものは各自，上記とは別に論文と一緒に各審査委員に手交すること。**	**学生支援室**	**12月15日** 投稿論文受理通知（1月20日まで可）	**6月15日** 投稿論文受理通知（7月20日まで可）	**※参考論文（関係論文）には，審査制度のある学術誌に，申請者が第一著者として発表した論文が一編以上含まれていなければならない。ただし，投稿論文受理通知については，1月20日又は7月20日までは可とする。**
●論文提出（仮綴可）	**審査委員**	**審査日の1週間前まで**	**審査日の1週間前まで**	**予備検討終了後，本審査の１週間前までに必ず各審査委員に必要書類と一緒に提出すること。**
○審査委員の推薦 （研究科所属の教授３名以上）	学生支援室	12月15日	6月15日	
○論文の受理 ○審査委員の承認	専攻教員会	(12月下旬)	(6月下旬)	
	研究科代議員会	(12月下旬)	(6月下旬)	
●論文発表会		**研究科代議員会承認後～**	**研究科代議員会承認後～**	**日程等別途通知**
○論文審査・最終試験終了・結果報告 論文審査の要旨　１通 試験の結果の要旨　１通	学生支援室	2月10日	8月10日	
●論文提出（本製本）　３通	**学生支援室**	**2月23日**	**8月23日**	
○論文の縦覧	学生支援室	本製本提出後1週間程度	本製本提出後1週間程度	
○修了認定	研究科教授会	(3月上旬)	(9月上旬)	

注）１．ここに定める期限は，当該期日の午後5時15分とする。
ただし，期限日が土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその前日とし，日曜日にあたるときは前々日とする。

２．提出期限等については，変更することがある。
３．早期修了予定者は，早期修了申請書を博士論文題目と共に提出する。

１８．博士論文の手続きについて

※下線の書類の様式はHPからダウンロードできます！

《4月入学　3月修了》

提出物（論文仮綴以外）：提出先→学生支援室

論文（仮綴）：提出先→論文審査委員（各自で提出）

＊申請書類提出後の論文題目・学位の種類の変更は原則認めない。

＜入学年度＞ D1

4月

学生 → 研究題目提出（教育記録システム）

〆切　4月15日

提出

教員 → 〆切　4月15日（教育記録システムで確認）

＜修了予定年度＞

10月

博士論文題目提出（教育記録システム）

〆切　10月15日

【早期修了希望者】は，早期修了申請書も併せて提出すること。

＊その他の手続きについては通常修了予定者に準じる。

推薦　提出

・予備検討委員の推薦（教育記録システムで確認）

【早期修了希望者】については早期修了 指導教員所見提出

〆切　10月15日

11月

・論文の概要（要旨）
・論文の草稿

〆切　11月20日

予備検討会

12月

申請書類等
・学位論文審査願
・論文目録
・学位論文の要旨
・履歴書
・（参考文献/承諾書）

特許制度に関する申請

〆切　12月15日

査読付論文（第一著者）の受理通知は1月20日までのものを認める。

＊論文（仮綴）は，各自，予備検討終了後，本審査の1週間前までに，必ず，各審査委員に必要書類と併せて直接提出すること。

＊必要書類（論文目録等）については，各自で準備すること。

・予備検討結果の報告書提出
・審査委員の推薦

特許制度に関する申請

〆切　12月15日

1月

論文発表

2月

・博士論文（本製本，CD）
・要旨の公開許諾書
・リポジトリ登録許諾書

〆切　2月23日

・論文審査の要旨提出
・試験の結果の要旨提出
・博士論文チェックリスト

【早期修了希望者】については早期修了審査判定結果報告書も提出

〆切　2月10日

3月

修了

博士論文の手続きについて

※下線の書類の様式はHPからダウンロードできます！

《10月入学　9月修了》

提出物（論文仮綴以外）：提出先→学生支援室

論文（仮綴）：提出先→論文審査委員（各自で提出）

＊申請書類提出後の論文題目・学位の種類の変更は原則認めない。

＜入学年度＞ D1

10月

学生 → 研究題目提出（教育記録システム）

〆切 10月15日

提出

教員 → 〆切　10月15日（教育記録システムで確認）

＜修了予定年度＞

4月

博士論文題目提出（教育記録システム）

〆切　4月15日

【早期修了希望者】は，早期修了申請書も併せて提出すること。

＊その他の手続きについては通常修了予定者に準じる。

推薦　提出

・予備検討委員の推薦（教育記録システムで確認）

【早期修了希望者】については早期修了 指導教員所見提出

〆切　4月15日

5月

・論文の概要（要旨）
・論文の草稿

〆切 5月20日

予備検討会

6月

申請書類等
・学位論文審査願
・論文目録
・学位論文の要旨
・履歴書
・（参考文献/承諾書）

特許制度に関する申請

〆切　6月15日

査読付論文（第一著者）の受理通知は7月20日までのものを認める。

＊論文（仮綴）は，各自，予備検討終了後，本審査の1週間前までに，必ず，各審査委員に必要書類と併せて直接提出すること。

＊必要書類（論文目録等）については，各自で準備すること。

・予備検討結果の報告書提出
・審査委員の推薦

特許制度に関する申請

〆切 6月15日

7月

論文発表

8月

・博士論文（本製本，CD）
・要旨の公開許諾書
・リポジトリ登録許諾書

〆切　8月23日

・論文審査の要旨提出
・試験の結果の要旨提出
・博士論文チェックリスト

【早期修了希望者】については早期修了審査判定結果報告書も提出

〆切 8月10日

9月

修了

19. 博士修了判定に必要な教育記録システム上での手続きについて

≪4月入学　3月修了≫

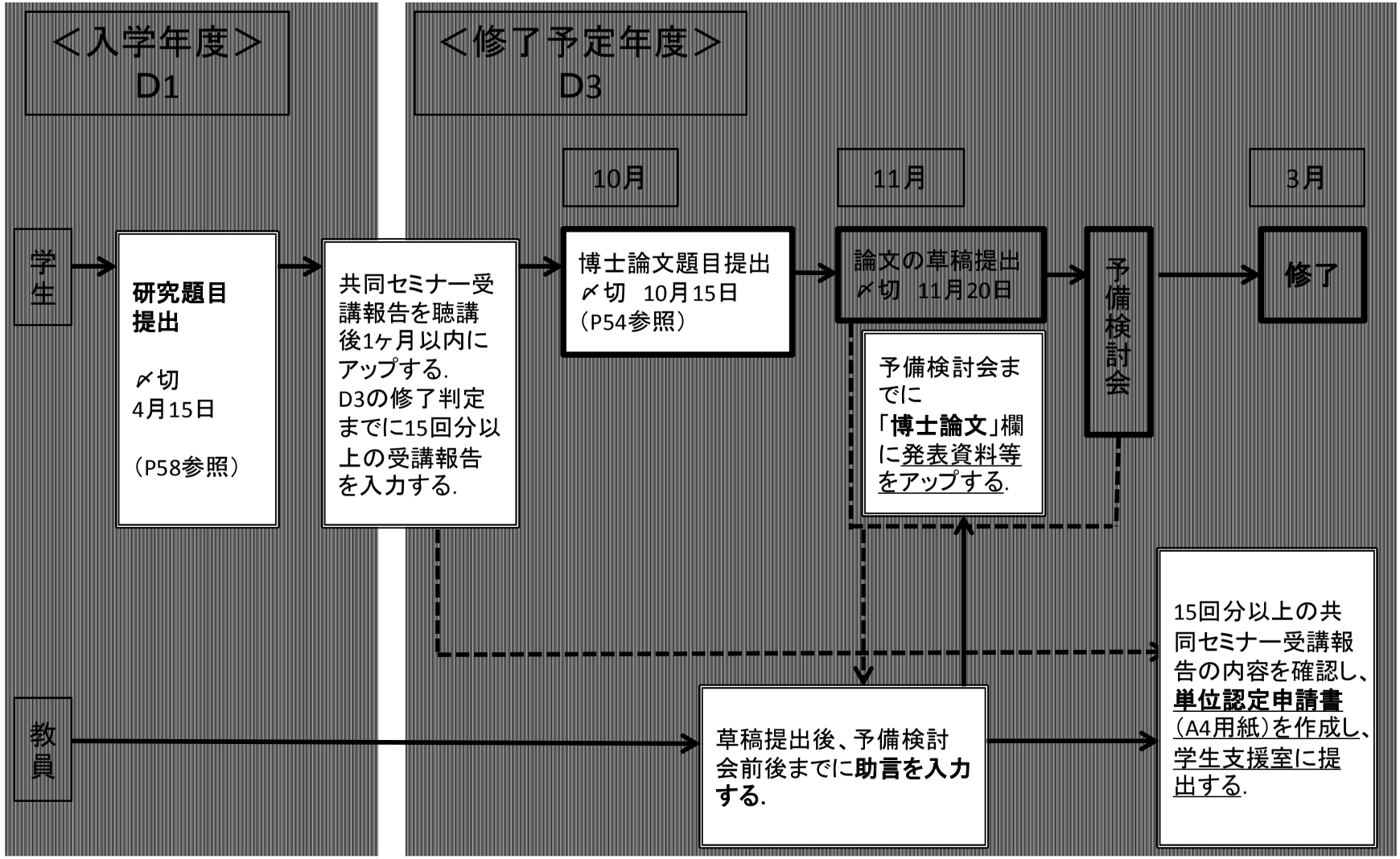

博士修了判定に必要な教育記録システム上での手続きについて

≪10月入学　9月修了≫

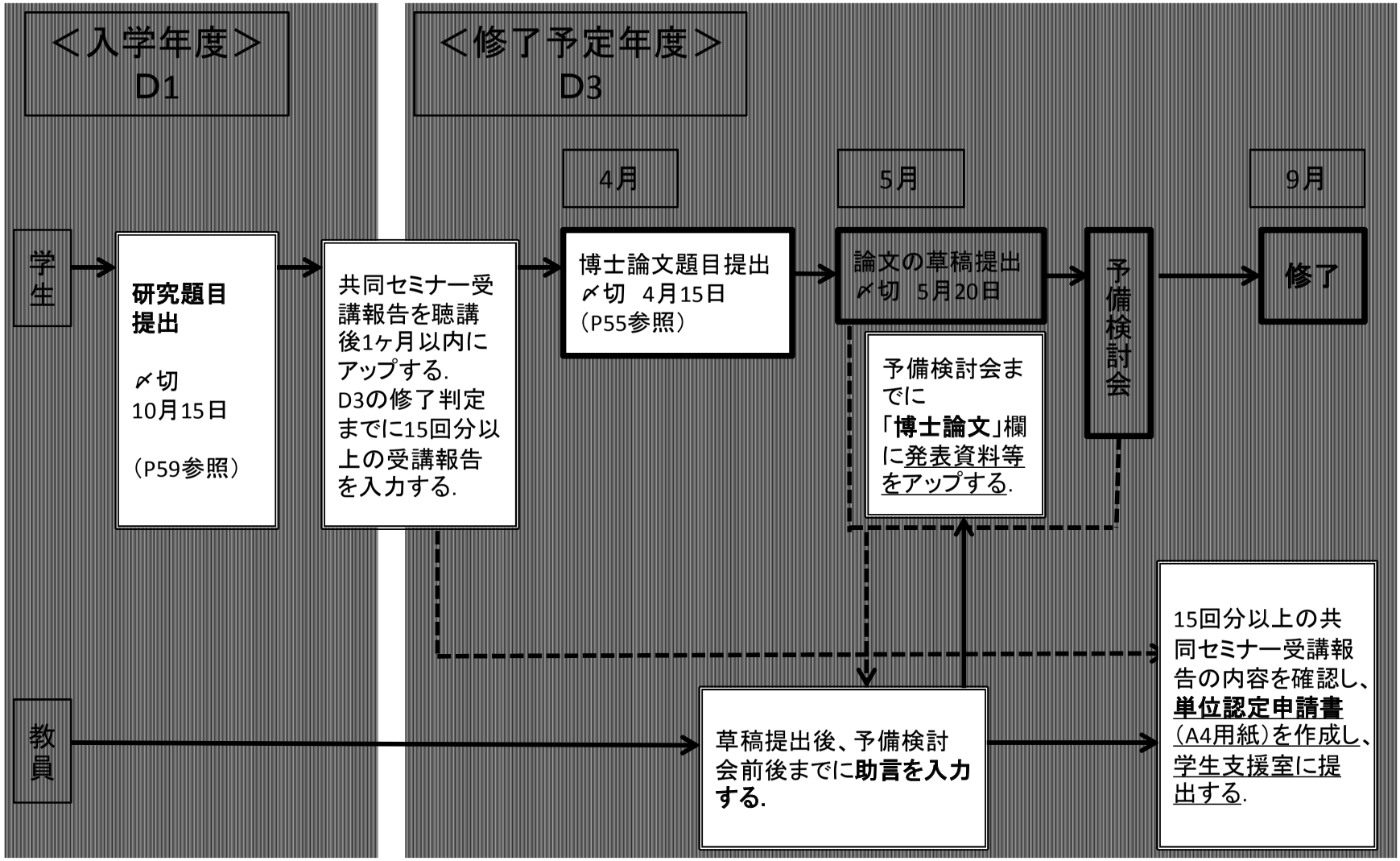

２０．　博士論文等の提出について（作成要領）

広島大学大学院生物圏科学研究科学位論文等作成要領（課程博士）

（広島大学学位規則生物圏科学研究科内規第３条及び第７条による提出書類）並びに学位論文の公表について

（平成 19.4.1 制定）

Ⅰ　学位論文について

1　図書館における供閲等を考慮し，永年保存に耐え得る製本（黒のハードカバー）とし，表紙及び背表紙等は，別紙１－１及び別紙１－２の要領で印刷すること。

2　規格は，Ａ４版とする。

3　用紙は，白地上質紙とする。

4　記載は，縦位置横書とする。

5　印刷は，永年保存に耐え得るものとするが，複写でもよい。

　手書きによる場合は，楷書でていねいに記載し，文中の外国語は，活字体又はタイプ打ちすること。

6　共著論文あるいはその内容を学位論文として使用する場合は，共著者から，学位論文提出者の学位論文とすることについて承諾書を得ること。

　承諾書の様式は，別紙２のとおりとする。

7　学位論文の提出部数は３部とする。

Ⅱ　論文目録について

1　題目（副題を含む。）は，提出論文のとおり記載すること。

　外国語の場合は，題目の下にその和訳を併記すること。

2　すでに学位論文を公表したものについては，学術雑誌の場合は，雑誌名，巻（号），頁（最初と最後の頁。以下同じ。）及び発行年（西暦。以下同じ。）を，また著書の場合は，出版社名及び発行年等を記載すること。

　また，すでに投稿し学会等において受理されているが，学位論文提出時において，印刷公表されていないものについては，学術雑誌の場合は，雑誌名及び受理年月日を，また，著書の場合は，発行予定年月日を記載すること。

3　学位論文の内容が，一部公表又は分割公表（受理，印刷中を含む。）されている場合は，関係論文として記載し，当該論文の別刷りを１部添付すること。

　また，学位論文提出者がすでに公表した論文のうち，内容が学位論文と直接関係ないが，引用程度にとどめられたものは，参考論文のその他として記載すること。

　引用している特許及び特許出願が公開されているものは，参考論文の「Ⅱ　その他」に記載することができる。

　参考論文（その他）がない場合は「なし」と記載すること。

4　論文目録の記載要領は，別紙３のとおりとする。

Ⅲ　論文要旨について

1　論文題目（副題を含む。）は，提出論文のとおり記載すること。

　外国語の場合は，題目の下にその和訳を（　）内に併記すること。

2　論文の要旨は，Ａ４判用紙を使用し，４０００字以内とすること。

　なお，英文の場合は，１５００ワード以内とすること。

3　論文要旨の記載要領は，別紙４のとおりとする。

Ⅳ　履歴書について

1　氏名，生年月日，本籍地は，戸籍抄本のとおり記入すること。

2　現住所は，住民票に記載してある住所を記入すること。

3　学歴について

（1）　高等学校卒業後の学歴について，年次を追って記入すること。

（2）　入学・卒業・修了・休学・退学その他在籍中における異動についても，もれなく記入すること。

（3）　本研究科における学歴については，次のとおり記入すること。

平成○○年４月１日　広島大学大学院生物圏科学研究科（博士課程前期）○○専攻　入学
平成○○年４月１日　広島大学大学院生物圏科学研究科（博士課程後期）○○専攻　進学
平成○○年３月○○日　　同　　上　　修了見込

本研究科以外から博士課程後期へ入学したものは，「進学」を「入学」として記入すること。

4　職歴・研究歴（学会賞受賞等を含む。）のある者は，年次を追って記入すること。

Ⅴ　学位論文の公表について

1　博士の学位を授与された者は，広島大学学位規則（以下「規則」という。）第１４条第１項に基づき，学位を授与された日から１年以内に，その学位論文を印刷公表しなければならない。

2　前記１にかかわらず学位論文の内容を分割公表又は一部公表できるものとする。ただし，特別の事由により一部の公表にとどまる場合には，規則第１４条第２項に基づき，学位論文の全文に代えてその内容の要約を印刷公表しなければならない。

3　公表は，単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物（以下「公表誌」という。）に登載して行うこと。

4　自費出版等配付が限定される出版物であっても，大学その他の学術機関等に配付されたものについては，公表誌として扱うことができる。ただし，この場合は，配付先の一覧を添付すること。

別紙１－１

（博士論文　表紙　及び　標題紙　の書き方）

［標題紙の次頁］
　申請者が必要とする場合は，審査終了後，研究科長及び指導教員のサインを付ける。
　なお，必要としない場合は，この頁は不要である。

［背表紙］
博士論文，論文題目及び氏名を別紙１－２のとおり直接印刷する。
(便覧参照)

［標題紙］
　表紙と同様（別紙１－２）に記載する。ただし，研究科名の後に専攻名を記載する。

［見返し紙］

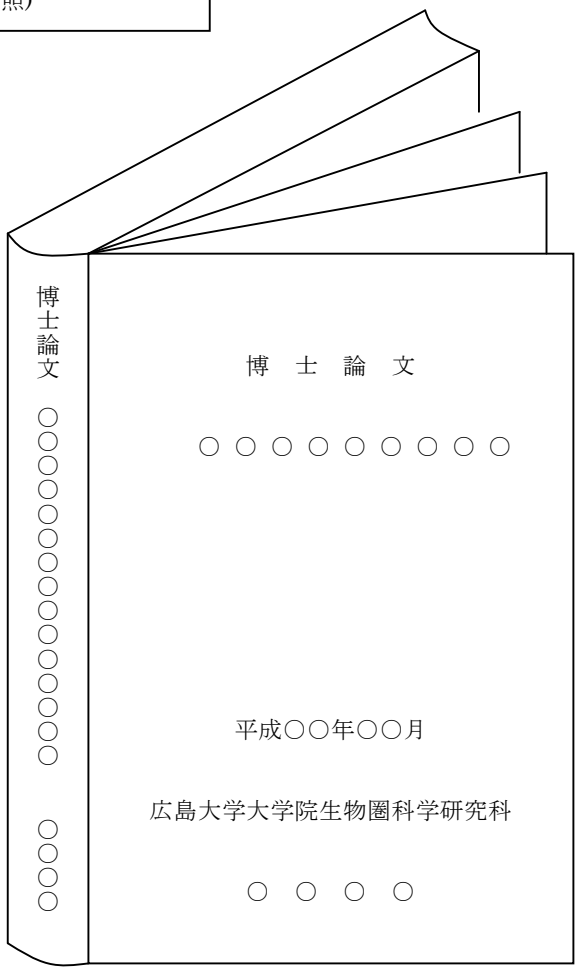

［表紙］
　博士論文，論文題目，年月，研究科名及び氏名を別紙１－２のとおり直接印刷する。
　本文が和文の場合は，全てを和文で記載し，本文が英文の場合は，全てを英文で記載する。
　博士論文の英訳は Doctoral Thesis とする。
　論文題目の位置は，表紙の上部１／３の範囲に納める。
　年月は，審査終了年月（３月又は９月）とする。
　研究科名を記載する。
　年月，研究科名，氏名は表紙の下部１／３の範囲に納める。

別紙１－２

(1)本文が和文の場合

［背表紙］

博士論文　生物圏科学に関する研究

広島一郎

［表紙］

博士論文

生物圏科学に関する研究

平成○○年３月（又は，９月）
広島大学大学院生物圏科学研究科
広島一郎

［標題紙］

博士論文

生物圏科学に関する研究

平成○○年３月（又は，９月）
広島大学大学院生物圏科学研究科
○○○○○専攻
広島一郎

(2)本文が英文の場合

［背表紙］

Doctoral Thesis Studies on Biosphere Science　Ichiro Hiroshima

［表紙］

Doctoral Thesis

Studies on Biosphere Science

Ichiro Hiroshima

Graduate School of Biosphere Science
Hiroshima University

March 20○○

［標題紙］

Doctoral Thesis

Studies on Biosphere Science

Ichiro Hiroshima

Department of ○○○○○
Graduate School of Biosphere Science
Hiroshima University

March 20○○

別紙３

論　　文　　目　　録

氏　　名　　印

学 位 論 文　　○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
（注）英文のときは和訳を(　)内に併記すること。

公表の方法　　広島大学大学院生物圏科学研究科紀要に要旨を公表するほか，次のとおり分割して公表する。

第１章　　関係論文の１
第２章第１節　　関係論文の２
第２章第２節　　関係論文の３
第３章　　○○学会誌に投稿中　（投稿年月日）
第４章　　○○学会誌に投稿予定（予定年月）

参 考 論 文

Ⅰ　関係論文

１　著者名，題目，雑誌名，巻（号），頁（最初と最後の頁。以下同じ。），発行年
２　著者名，題目，雑誌名，（印刷中：受理年月日）
３　著者名，題目，雑誌名，（受理年月日）
（注）関係論文とは，学位論文の内容が公表されている論文（受理，印刷中を含む。）をいう。

Ⅱ　その他

１　著者名，題目，雑誌名，巻（号），頁，発行年　（注１）
２　特許権者名（または，発明者名），発明の名称，特許番号　（注２）
３　特許出願者名（または，発明者名），発明の名称，特許出願公開番号　（注２）
（注１）その他には学位論文提出者がすでに公表した論文のうち，内容が学位論文とは直接関係ないか，引用程度にとどめられたものを示す。論文の数が多い時には主要なもののみを記入すること。
（注２）特許及び特許出願が公開されているもので，内容が学位論文と関係するものについては記入してもよい。

（注）用紙の規格は，Ａ４判とする。

◎課程博士の学位論文に係る参考論文（関係論文）について（H9.6.2 研究科運営委員会）
課程博士の学位論文申請に係る参考論文（関係論文）には，審査制度のある学術誌に，申請者が博士課程後期に実施した研究を基に作成し，かつ，第一著者として発表した学術論文が一編以上含まれていなければならない。
この取扱は，平成２４年度博士後期入（進）学者から適用する。

様　式　集　（博士）

（別紙様式２）

単位認定申請書

平成　　年　　月　　日

大学院生物圏科学研究科長　　殿

生物圏科学研究科　　専攻
学生番号
氏　　名

認定科目の単位等の認定を受けたいので，報告書等を添付のうえ，申請します。

該当科目に○	認　定　科　目	A 又は B	備　　考
	実験技術習得実習	B	
	外国語コミュニケーション	B	
	院生主催セミナー	B	
	プレゼンテーション	B	
	国内インターンシップ	B	
	海外インターンシップ	B	

主指導教員氏名			
〈単位認定にあたっての意見〉			
主指導教員評価	秀　優　良　可	学務委員会認定	

（別紙様式３）

実習記録簿

学生番号：＿＿＿＿＿＿　氏名：＿＿＿＿＿＿　主指導教員名：＿＿＿＿＿＿
実習先研究室名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
実習先指導員名（役職）：＿＿＿＿＿＿（　　）

実習日誌（学生：記入，実習先指導員：確認）

実習年月日	時間	実習内容	確認サインまたは印鑑
平成　　年 　　月　　日	～		

実習修了報告書（学生：記入，主指導教員：時間数認定・確認）

習得実験技術の内容：		
認定欄	認定時間数：	確認印：

（主指導教員：成績評価・確認）

成績記入欄	評価：	確認印：

複数の実習先に行った場合は，その都度，実習記録簿を作成し，最終ページの成績記入欄に評価を記入・押印して下さい。

別記第1号様式

平成　　年　　月　　日

広島大学大学院生物圏科学研究科長　殿

平成　　年　　月　　日　入学・進学
広島大学大学院生物圏科学研究科
博士課程後期　　専攻
氏　　名　　印

学位論文審査願

広島大学大学院生物圏科学研究科博士課程後期修了の認定を受けるため，広島大学学位規則第4条第1項の規定に基づき，下記関係書類を提出いたしますから，審査くださるようお願いします。

記

論　　文	3通
論 文 目 録	3通
論文の要旨	3通
履　歴　書	3通

別記第3号様式

論　　文　　目　　録

氏　　名　　印

学　位　論　文

参　考　論　文

Ⅰ　関係論文

Ⅱ　その他

備考

1　学位論文及び参考論文については，論文題目，公表の方法，公表年月日及び冊数を記載すること。

2　論文題目が外国語の場合は，和訳を付けて，外国語，日本語の順序で列記し，日本語は（　）内に記載すること。

3　参考論文が2編以上ある場合は，列記すること。

4　論文をまだ公表していないときは，公表の方法及び時期の予定を記載すること。

5　引用している特許及び特許出願が公開されているものは，参考論文の「Ⅱ　その他」に記載することができる。

6　論文の要旨は，4000字以内とすること。なお，英文の場合は，1500ワード以内とする。

7　用紙の規格はA4とし，縦にして左横書とすること。

別記第４号様式

履　　歴　　書

ふ　り　が　な
氏　　名　　印

生　年　月　日

本籍（都道府県名）

現　　住　　所

学　　歴
　　年　　月　　日

職　　歴
　　年　　月　　日

研　　究　　歴
　　年　　月　　日

賞　　罰

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

氏　　名　　印

備考

１　履歴事項は，高等学校卒業後の履歴について年次を追って記載すること。

２　本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者は，単位修得証明書を添付すること。

３　用紙の規格はA4とし，縦にして左横書とすること。

別紙２

承　　諾　　書

私は，下記の共著論文内容を　○　○　○　○　氏の学位論文に使用することを承諾します。

記

１　著　　者　　名

２　題　　目

３　発　表　誌　名

４　巻（号）・頁・年

平成○○年○○月○○日

氏　名　　印

（注）用紙の規格は，Ａ４判とする。

別紙４

学　位　論　文　の　要　旨

論文題目　　○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

（注）　題目（副題を含む。）は，提出論文のとおり記載すること。
英文のときは和訳を(　)内に併記すること。

広島大学大学院生物圏科学研究科
○ ○ ○ ○ ○　専攻
学生番号　D・・・・・・
氏　　名　○　○　○　○

（注）論文の要旨は，Ａ４判用紙を使用し，４０００字以内とする。
なお，英文の場合は１５００ワード以内とする。

平成　　年　　月　　日

広島大学大学院生物圏科学研究科長　殿

学生番号
専　　攻
氏　　名　　印／サイン

早 期 修 了 申 請 書

広島大学大学院規則第４４条に基づき，博士課程後期早期修了の認定を申請いたします。

早期修了希望時期　　平成　　年　　月

早期修了申請・指導教員所見

平成　　年　　月　　日

学生番号	D	氏名（ふりがな）	
専　　攻	専攻		
早期修了 希望時期	平成　　年　　月　希望	指導教員	印／サイン

平成　　年　　月　　日

広島大学学術情報リポジトリ　学位論文（博士）登録許諾書

広島大学図書館長　殿

＊次頁の注意事項を必ずお読みの上、以下にご記入ください。

私が執筆した下記の学位論文(全文)について、

1．広島大学学術情報リポジトリ（HiR）を通してインターネット上で無償公開することを
　□許可します。なお、それは私の学位論文を公開　　□許可しません。
　　しようという積極的な意思に基づくものです。

2．図書館利用者の求めにより、図書館に所蔵する原本を複写機でコピーすることを
　□許可します。　　□許可しません。

研究科名		研究科	
（フリガナ）			
著者氏名		㊞	
学位の種類		博士　（　　）	□　課程　　□　論文
論文題目			
連絡先	住所		
	電話		
	メール		
書誌事項（出版済、出版予定の場合）		（例：○○学会誌 vol.20(2010)に発表済。○○書店より 2010 年刊行予定。など）	
*1　特許・実用新案申請の有無		□有　　□無	
*2　公開日の指定		□学位授与日以後、即時公開可能 □西暦　　年　　月　　日以降公開可能	
特記事項・公開条件		（論文の一部が手書き等の理由で、該当箇所の電子ファイルがない場合はその頁など）	

（上記*1「特許・実用新案申請の有無」及び*2「公開日の指定」に関する指導教員確認欄）

指導教員署名	㊞

研究科支援室備考記入欄

図書館記入欄

学位授与日 報告番号	年　　月　　日 □甲　□乙（　　）
論文ファイル確認	□受領　□未受領
リポ登録済○×	
備考	

＜注意事項＞

1　この許諾書は、学位論文のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について許諾を明示していただくとともに、原本の複写に関する許諾も併せて伺うものです。
2　共著者のある場合は共著者の同意をお取りください。
3　広島大学学術情報リポジトリではデータの公開にあたり、データの複製（印刷・ダウンロード等）は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示します。
4　あなたの学位論文が出版社から刊行予定である場合や、特許・実用新案等の申請予定がある場合は、リポジトリから公開可能となる期日を指定していただくか、あるいは下記までご相談ください。
5　他者に著作権が譲渡されている等の理由で、リポジトリから公開できない場合があります。
6　平成 23（2011）年 8 月以降に学位論文を提出される方で、論文の公開または複写を許可する方は、特許・実用新案申請の有無や論文の公開日について、指導教員の確認（「指導教員確認欄」への署名・捺印）をお取り下さい。
7　この許諾書に記載いただく氏名等の情報は、本人確認及び連絡にのみ使用します。

問い合わせ先：

リポジトリ・登録許諾書・電子ファイル・著作権に関すること

〒739-8512 東広島市鏡山 1-2-2
広島大学図書館　図書学術情報企画グループ　学術情報企画主担当
Tel：082-424-6228（内線　東広島 6228）　Fax: 082-424-6211（内線 東広島 6211）
E-Mail：tosho-kikaku-jyoho @office.hiroshima-u.ac.jp

広島大学学術情報リポジトリ（HiR）
トップページ　http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/portal/
FAQ のページ　http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/portal/main/faq.html

学位論文審査に関すること → 各研究科支援室（学生支援グループ）

特許等に関すること　→ 指導教員 または 広島大学産学・地域連携センター知的財産部門
Tel:　082-424-5597　Fax: 082-424-6133
E-Mail: chizai@hiroshima-u.ac.jp

(year) /　　(month) /　　(date)

Agreement to Allow the Deposit of My Doctoral Thesis into Hiroshima University Institutional Repository

To:　Director, Hiroshima University Library

*Please read the notice on the next page before filling out this form.

The Doctoral Thesis (full text) that I wrote can be

1．Posted on the Internet through the Hiroshima University Institutional Repository for free.

☐Yes, I agree. And, I think it will be a good chance to make my thesis more impactful.

☐No, I do not agree.

2．If a user of the Hiroshima University Library wants to use a copy machine for photocopying my thesis:

☐Yes, I agree.　☐No, I do not agree.

Department		Graduate School of	
Author's name (Signature)			
Type of Doctorate		Field:	☐course　☐dissertation
Thesis title			
Contact information	Address		
	Phone		
	E-mail		
Bibliography (published or will be published)		(Specify the name, volume number, and publication year of the journal etc.)	
*1 Patent /utility model		☐It is.　☐It is not.	
*2 Date of opening to the public		☐As soon as the doctorate is granted ☐After a specific date: (year) / (month) / (date)	
Special notes concerning my agreement		(e.g., One part of my thesis is handwritten, so it cannot be converted to a digital file.)	

(Notice: If you are fill out columns * 1 or *2, please get your doctoral advisor's signature on the next column.)

Doctoral Advisor's Signature	㊞

研究科支援室備考記入欄
(For Student Support Group)

図書館記入欄
(For Library)

学位授与日 報告番号	年　月　日 ☐甲　☐乙（　　）
論文ファイル確認	☐受領　☐未受領
リポ登録済○×	
備考	

＜Notes＞

1　この許諾書は、学位論文のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について許諾を明示していただくとともに、原本の複写に関する許諾も併せて伺うものです。This paper permits the Hiroshima University Library to reproduce and transmit my doctoral dissertation to the public on Internet. Also, this paper permits the photocopying of the thesis.

2　共著者のある場合は共著者の同意をお取りください。Of course, the main author must get permission from co-authors.

3　広島大学学術情報リポジトリではデータの公開にあたり、データの複製（印刷・ダウンロード等）は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示します。Reproduction in whole or in part of the dissertation described herein is limited to educational or research purposes.

4　あなたの学位論文が出版社から刊行予定である場合や、特許・実用新案等の申請予定がある場合は、リポジトリから公開可能となる期日を指定していただくか、あるいは下記までご相談ください。If the doctoral dissertation has a publication schedule, applications for patents, and/or will be used for other proprietary purposes in the near future, please specify the date of opening to the public through the Repository, or consult the address below.

5　他者に著作権が譲渡されている等の理由で、リポジトリから公開できない場合があります。If the copyright is transferred to others, the thesis cannot be deposited into the Repository.

6　平成 23（2011）年 8 月以降に学位論文を提出される方で、論文の公開または複写を許可する方は、特許・実用新案申請の有無や論文の公開日について、指導教員の確認（「指導教員確認欄」への署名・捺印）をお取り下さい。Please get your doctoral advisor's signature on the column regarding checking patents, the use of other applications, or the opening date, if you agree and submit your thesis after Aug. 1st, 2011.

7　この許諾書に記載いただく氏名等の情報は、本人確認及び連絡にのみ使用します。This paper is not to be used for purposes other than that described herein.

Inquiries:

リポジトリ・登録許諾書・電子ファイル・著作権に関すること
If you have any question about the Repository, the Agreement Form, digital files, or copyrights, please contact:

1-2-2, Kagamiyama, Higashi-Hiroshima, JAPAN, 739-8512
Hiroshima University Library Institutional Repository Section
Tel：+81-82-424-6228　Fax.：+81-82-424-6211
E-Mail：tosho-kikaku-jyoho @office.hiroshima-u.ac.jp

広島大学学術情報リポジトリ（Hiroshima University Institutional Repository: HiR）
トップページ　Top page　http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/portal/
FAQ のページ　FAQ　http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/portal/main/faq.html

学位論文審査に関すること → 各研究科支援室（学生支援グループ）
About Review of Dissertation, please contact your department's Student Support Group.

特許等に関すること　→ 指導教員 または 広島大学産学・地域連携センター知的財産部門
About getting or applying patents, please contact your doctoral advisor
or the Intellectual Property Division of Hiroshima University
(Center for Collaborative Research & Community Cooperation, the below).
Tel: 082-424-5597　Tel：+81-82-424-5597
Fax: 082-424-6133　Fax.：+81-82-424-6133
E-Mail: chizai@hiroshima-u.ac.jp

学位論文要旨等の公表について

広島大学が博士の学位を授与したときは，学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）の第八条（論文要旨等の公表）及び広島大学学位規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号）の第 13 条（学位論文要旨の公表）に基づき，広島大学公式ウェブサイトで「学位論文の内容の要旨」及び「学位論文審査の結果の要旨」等を公表します。

【学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）抜粋】
（論文要旨等の公表）
第八条　大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

【広島大学学位規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号）抜粋】
（学位論文要旨の公表）
第 13 条　本学が博士の学位を授与したときは，その授与した日から 3 月以内に，その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

１．公表内容
（ア）氏名
（イ）学位種別（甲/乙，博士の専攻分野の名称）
（ウ）学位記番号
（エ）学位授与日
（オ）論文題目
（カ）学位論文の内容の要旨
（キ）学位論文審査の結果の要旨

２．公表方法
公表内容のうち（ア）～（オ）については一覧で掲載し，（カ）及び（キ）については，一覧からリンクを貼り，公表します。

３．公表場所
広島大学公式ウェブサイト
（http://www.hiroshima-u.ac.jp/top/kyoiku/daigakuin/ronbun-youshi）
「教育・学生生活」―「大学院教育」―「学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨」

４．留意事項
（１）博士の学位論文審査の合格者は，別紙「学位論文要旨等の公表に関する承諾書」に必要事項を記入の上，必ず当該研究科の学生支援室に提出してください。
（２）特許出願，学術雑誌への掲載又は知的所有権保護に係る場合などは，「学位論文の内容の要旨」及び「学位論文審査の結果の要旨」について，公表を延期します。なお，この場合でも上記公表内容のうち（ア）～（オ）は，学位を授与した日から３月以内に公表します。
（３）公表の延期を希望するものの内「学位論文要旨等の公表に関する承諾書」の＜公表可能時期＞に日付を明記したものについては，当該日以降に公表するものとします。また，「公表可能時期が定まらない」としたものにあっては，原則として**学位を授与した日から１年経過した時点で公表する**ものとしますが，当該日以前に公表可能であると確認できた場合は，①氏名，②学位授与日及び③公表可能時期を，下記お問い合わせ先までお知らせください。連絡のあった公表可能時期以降速やかに公表します。

５．お問い合わせ先
広島大学教育・国際室教育推進グループ（大学院課程担当）
電話：082-424-6156　　E-Mail：gsyugakukm-group@office.hiroshima-u.ac.jp

（別紙）

学位論文要旨等の公表に関する承諾書

年　　月　　日

広島大学長　　殿

広島大学学位規則第 13 条に基づき，下記「学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表に関する取扱い」のとおり，広島大学公式ウェブサイトで公表することについて，承諾します。

博士論文審査合格者　氏名（自署）　　印

審査委員会委員（主査）として，本紙記載の内容を了承します。

審査委員会委員(主査)　氏名（自署）　　印

論文提出先研究科	
論文題目	
学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表に関する取扱い ※該当の□にチェックを入れてください。	□　学位を授与した日から３月以内に公表可能である。 □　公表の延期を希望する。 ＜延期理由＞ □　特許・実用新案等の申請のため □　その他（　　） ＜公表可能時期＞ □　　年　　月　　日以降に公表可能である。 □　公表可能時期が定まらない。

＜注意事項＞

１．学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表の延期を希望する場合でも，氏名，学位種別，学位記番号，学位授与日及び論文題目については，学位を授与した日から３月以内に公表します。

２．公表の延期を希望するものの内＜公表可能時期＞に日付を明記したものについては，当該日以降に公表するものとします。また，「公表可能時期が定まらない」としたものにあっては，原則として学位を授与した日から１年経過した時点で公表するものとしますが，当該日以前に公表することに差し支えない旨の申し出があった場合は，申し出の日付以降速やかに公表します。

博士論文審査合格者の連絡先　※学位授与日以降連絡可能なものを記載してください。

住所	
電話番号	
メールアドレス	

（注）承諾書に記載いただいた事項は，目的以外の用途には使用しません。

※以下の項目は，事務で記入します。

学位記番号	甲 乙　第　　号	学位授与年月日	年　　月　　日

Publication of information pertaining to doctoral dissertations

In accordance with Article 8 of the Degree Regulations (Ordinance of the Ministry of Education, Science and Culture No. 9 of April 1st, 1953) and Article 13 (Publication of Academic Dissertation Abstracts etc.) of the Degree Rules of Hiroshima University (April 1st, 2004, Regulation No.8), the university publishes, after conferring a doctoral degree, an abstract of the thesis, a summary of the thesis defense, and other relevant information on its official website.

【Degree Regulations (Ordinance of the Ministry of Education, Science and Culture No. 9 of April 1st, 1953) ; excerpt】
("Publication of Academic Dissertation Abstracts")
Article 8:
When a university and the National Institution for Academic Degrees and University Evaluation confer an academic degree, they shall publish an abstract of the doctoral dissertation and a summary of the results of the dissertation defense within 3 months from the day they conferred the doctoral degree.

【Degree Rules of Hiroshima University (April 1st, 2004, Regulation No.8; excerpt】
("Publication of Abstracts of Academic Dissertations")
Article 13:
When Hiroshima University confers a doctoral degree, Hiroshima University shall publish an abstract of the doctoral dissertation and a summary of the results of the dissertation defense within 3 months from the day the university conferred the degree.

Successful candidates of the doctoral degree are required to submit to the university a written consent acknowledging the publication of relevant information and specifying the manner of publication.

1. Information to be published
   (a) Name of the author
   (b) Type of degree (*Ko/Otsu*, and the field of research)
   (c) Registration number of the diploma
   (d) Date of commencement
   (e) Title of the thesis
   (f) Abstract of the thesis
   (g) Summary of the results of the thesis defense

2. Form of publication:
   Of the seven items above, (a) through (e) are to be displayed in a list format on the university's official website, while (f) and (g) are to be published in a separate location. Viewers will be directed by web links.

3. Site of publication:
   The official website of Hiroshima University
   (http://www.hiroshima-u.ac.jp/top/kyoiku/daigakuin/ronbun-youshi)
   Follow the links: "Education and Student Life" --> "Graduate Education" --> "Academic Dissertation Abstracts"

４．Notes:

(1) Successful candidates are required to fill in and submit a designated form (refer to the attached document) to the student support office of the graduate school to which they belong.

(2) Publication of (f) and (g) can be postponed if the disclosure of the information potentially hinders patent application or publication in a scientific journal, or potentially damages intellectual property. Under this circumstance, however, (a) through (e) are still to be made public within three months from the conferral of the degree.

(3) If a successful candidate wishes to postpone the publication of (f) and (g), as stipulated in (2) above, he/she is required to specify the date when the publication is possible. The university may publish the withheld information on any day after the specified date. In cases where the date of publication cannot be specified and the applicant so indicates in the written consent, the university will withhold publication for one year from the date of the conferral of a degree. If it is confirmed that publication is possible earlier than the expiration of the withholding period, the candidate is required to report the fact to the office specified below along with the information including his/her name, the date of conferral of the degree, and the date when the reserved information can be published.

5. Contact information:

Education Promotion Group, Education and International Office (graduate program section)
Phone: 082-424-6156
E-Mail: gsyugakukm-group@office.hiroshima-u.ac.jp

Written consent regarding the publication of information pertaining to the doctoral thesis

month　　day　　year

To the President of Hiroshima University

Based on Article 13 of the Degree Rules of Hiroshima University ("Publication of Academic Abstracts etc."), I consent to publication of relevant information of my thesis on the official website of Hiroshima University.

Full name of the successful doctoral candidate:

(Print your name here)

As the candidate's supervisor and a member of the thesis committee, I acknowledge the information in this sheet.

Full name of the supervisor:

(Print your name here)

Name of the graduate school to which the thesis submitted	
Title of the dissertation	
Manner of publication: Choose an appropriate box or boxes regarding the manner of publication of the abstract of the thesis and a summary of the results of the thesis defense.	□ All the information can be published within 3 months from the conferral of the degree. □ I wish to postpone the publication of the abstract of the thesis and the summary of the defense. ＜Reason for postponement＞ ☐ Patent application, utility model patent etc. ☐ Others（　　） ＜Possible date of publication＞ ☐ ____/____/____ or later month　day　year ☐ Cannot specify a date

＜Notes＞

1. Although publication of the abstract of the thesis and the summary of the thesis defense can be postponed, the other information is to be made public within three months after the degree is conferred
2. If postponement of publication is granted, the university will withhold its publication to the date specified in the consent form or any date later than that. If the applicant cannot specify a date of publication, publication can be postponed for one year from the date of the conferral of a degree. If publication is cleared before the expiration of the withholding, the candidate is required to report the fact to Hiroshima University Education and International Office.

Contact information of the applicant: Write an address valid after the conferral of the degree

Address:	
Phone:	
E-mail address:	

（Note:）Information provided in this form will not be used for any purposes other than those pertaining to the handling of the publication.

※for official use（以下の項目は，事務で記入します。）

学位記番号	甲 乙　第　　号	学位授与年月日	年　　月　　日

Ⅱ　学 生 生 活 関 係

１．学生への連絡について

大学から学生のみなさんへの伝達事項は，「Myもみじ」の掲示により行いますので，一日一度は必ず「Myもみじ」を確認するよう心掛けてください。ただし，「Myもみじ」が正常に稼働しない場合は，研究科の掲示板にも掲示されます。また，重要な事項につきましても同様に掲示します。掲示を見なかったために不利益を受けることのないように注意してください。

２．学生証（ＩＣカード身分証）について

学生証（ＩＣカード身分証）は，本学の学生であることを証明するものですから常に携帯してください。試験，諸証明の交付，ＪＲ各社の学割証，通学証明の交付等のとき学生証により本人であることを確認するため必要です。

学生証には，磁気情報が登録されています。この磁気情報は，別途に通知されるあなたの学生証パスワードとともに，次のような機器等を利用するときに不可欠ですので，銀行のキャッシュ・カードと同じように慎重に自己管理してください。

① 証明書自動発行機により学業成績証明書，在学証明書，修了見込証明書，学割証及び健康診断証明書の交付を受けるとき。
② インターネット等マルチメディア情報の受発信及び情報処理教育科目の履修をするとき。
③ 附属図書館の利用及び情報メディア教育研究センター等の施設を利用するとき。
④ 夜間，休日等に生物圏科学研究科の建物内に入館するとき。等

学生証記載事項の変更（氏名変更など），紛失（盗難）又は破損した場合は，「学生証再交付願」を，所属研究科の学生支援室へ提出して，再交付を受けてください。写真の変更を希望する場合は，写真１枚（縦４㎝×横３㎝）を添付してください。なお，再交付は原則有料となります。

また，学生証の紛失・盗難に気づいたときは，速やかに学生証パスワードを変更してください。

学生証パスワードは，変更することができます。機密保護の観点から定期的に変更して長期間同じパスワードを使用しないようにしてください。パスワードを他人に漏らさないこと。また，盗まれないよう注意してください。

３．構内駐車証・パスカード及び構内駐輪証について

（Ⅲ．規則関係の「広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則」参照）

自動車・自動二輪車及び原動機付自転車を使用して東広島キャンパスに通学する者は，入構の許可を受け，構内駐車証及びパスカード（有料）が必要です。（ただし，自動二輪車及び原動機付自転車は構内駐輪証のみ）

構内駐車証等の許可申請資格は，居住地区等により規制があり，安全講習会の受講も必要です。

（参考）

○構内駐車証，パスカード及び構内駐輪証の交付申請に必要なもの

構内通行書等申請書（web 入力画面を印刷したもの），学生証，運転免許証，任意保険証，車検証等

（注）構内駐車証，パスカード申請者は，次の利用者負担金を所定の用紙により払込む必要があります。

＜利用者負担金＞

年間券：７，０００円　　半年券：３，５００円　　一ヶ月券：１，０００円

４．授業料免除等について

（Ⅲ．規則関係の「広島大学授業料等免除及び猶予規則」参照）

授業料は所定の期日（前期にあっては４月，後期にあっては１０月）に納入しなければなりません。しかし，経済的理由によって納付が困難であり，かつ，学業成績優秀と認められる者に対しては，授業料の全額又は半額を免除する制度があります。また，特定の事由のある者に対しては月割分納あるいは徴収猶予の制度があります。

授業料免除等に関する取り扱いは，学生プラザで行っていますので，詳細等については下記へ問い合わせてください。

＜問い合わせ先＞
広島大学教育室学生生活支援グループ授業料免除担当（学生プラザ３F）
〒739-8511 東広島市鏡山１－３－２
電話　（０８２）４２４－６１６３，６１３８
FAX　（０８２）４２４－６１５９
メール　gkeizai-group@office.hiroshima-u.ac.jp

５．奨学金について

学業成績が優れ，かつ，健康であって，経済的理由により修学に困難があると認められる者については，選考のうえ，奨学金を貸与又は給与する制度があります。

本学で取り扱っている奨学金には，日本学生支援機構の奨学金と民間及び地方公共団体の奨学金があります。

なお，奨学金に関する取り扱いは，学生プラザで行っています。

奨学金の申請者・受給者に対しての通知は原則，「My もみじ」の掲示又はこのホームページにより行い，奨学金希望者に対しての募集はホームページで行いますので定期的に確認するようにしてください。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/financial.html

＜問い合わせ先＞
広島大学学生教育室学生生活支援グループ奨学金担当（学生プラザ３F）
〒739-8511 東広島市鏡山１－３－２
電話　（０８２）４２４－６１６７，６１６９
FAX　（０８２）４２４－６１５９
メール　gkeizai-group@office.hiroshima-u.ac.jp

６．保険について

広島大学では，在学中の学生が病気やケガをした場合を対象にした以下の保険を取り扱っています。

①広島大学学生健康保険組合

本学の全学生が相互に助け合う共済制度として，「広島大学学生健康保険組合」があります。この組合の給付を充実させるため全員加入となっています。組合員は，在学中の全ての病気や怪我の際には医療費の援助を「医療給付金」として受けられます。ただし，所定の組合費を納入しなければ，本組合の医療給付金の給付は受けられません。一般医療機関で治療を受けた場合，診療費は健康保険で７割，残りの３割が自己負担金として支払われています。この自己負担した金額の１月分の合計から 1,000 円を控除した後の金額の 7 割（10 円未満は四捨五入）で算定した額を医療給付金として給付する制度です。ただし、1,000 円 未満の場合は給付しないものとします。

【給付金額＝（健康保険適用による病院・薬局での支払金額－1,000 円）×70％≧1,000 円】

年間最高給付額は，歯科を含み 50,000 円（歯科診療の給付限度額は 5,000 円）です。
歯科診療も支給しますので請求してください。

なお，この制度の詳細は，「学生生活の手引」及び広島大学のホームページを参照してください。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/keizaishien/kenkohoken.html

②学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

大学の正課である講義，実験・実習，課外活動，各種大学行事（インターンシップ及びボランティア活動を含む）の参加中及び学内で生じた災害等並びに通学中，大学施設等相互間の移動中の事故が補償の対象となるものです。本学では，2010 年度入学生より保険料を大学が負担し全員加入となりました。

なお，この制度の詳細は，「学生生活の手引」及び広島大学のホームページを参照してください。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/keizaishien/shogaihoken.html

③学研災付帯賠償責任保険（略称「学研賠」）

この保険は，正課中，学校行事中，ボランティアクラブ等での課外活動及びその活動を行うための往復中で，他人にケガをさせたり，（ただし，正課・学校行事内のスポーツ中の事故で，学生が法律上の損害賠償を負わないとき，対象外になります。）他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。本研究科では，2012 年度入学生より保険料を研究科が負担し全員加入となりました。

なお，この制度の詳細は，「学生生活の手引」及び広島大学のホームページを参照してください。

https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/keizaishien/shogaihoken.html

上記の①は，組合費の払い込みが必要です。

詳しくは，入学時にお渡しする「広島大学学生健康保険組合のしおり」「学生教育研究災害傷害保険のしおり」「学研災付帯賠償責任保険のしおり」をお読みください。

＜問い合わせ先＞
広島大学教育室学生生活支援グループ学生保険担当（学生プラザ３F）
〒739-8511 東広島市鏡山１－３－２
電話　（０８２）４２４－６１６３，６１６６
FAX　（０８２）４２４－６１５９
メール　gkeizai-group@office.hiroshima-u.ac.jp

７．保健及び相談施設について

①保健管理センター

保健管理センターは，心身両面の健康診断や健康相談を行い，学生及び教職員の疾病予防と健康増進を図ることを目的とする全学的な施設です。

＜業務と問い合わせ先＞

○　保健管理センター：〒739-8521　東広島市鏡山 1-7-1

メディカル部門： 電話：（０８２）４２４－６１９１，６１９２（保健管理センター）
メールアドレス： health@hiroshima-u.ac.jp

メンタルヘルス部門：電話（０８２）４２４－６１８６（学生プラザ４Ｆ）
メールアドレス： mental@hiroshima-u.ac.jp

カウンセリング部門：電話（０８２）４２４－６１８７（学生プラザ４Ｆ）
メールアドレス： shinri@hiroshima-u.ac.jp

東広島地区	メディカル部門 (保健管理センター1F)	メンタルヘルス部門・カウンセリング部門 (学生プラザ 4F)
	月曜日～金曜日 8:30～17:15	月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00
健康相談	○	○
診療（内科）	○ 9:00～10:45 12:15～15:00	
歯科健康相談	●（予約制）	
婦人科健康相談	●（予約制）	
泌尿器科健康相談	●（予約制）	
応急処置	○	○
健康診断証明書の発行	○	○
メンタルヘルス相談		●（予約制）
カウンセリング 学生相談		●（予約制）
留学生のための心理相談		●（予約制）

【留意事項】

1．婦人科健康相談，泌尿器科健康相談，カウンセリング，メンタルヘルス相談は予約が必要です。曜日，時間，担当医，担当カウンセラー等の詳細についてはお問合わせください。

2．薬が必要な方は，必ず診療を受けてください。投薬のみの受付はいたしません。

3．健康診断証明書は証明書自動発行機でも発行できます。発行できない場合は保健管理センターで申し込んでください。

②ピア・サポート・ルーム

学生さんに快適なキャンパスライフを送ってもらうために，1997 年に設立された広島大学の公的な機関です。ピア･サポート・ルームでは，学校の施設の場所や授業について，また，こころの問題についての相談を，学生の相談員（ピア･サポーター）が行っています。

＊ピア･サポーターとは，正規の養成セミナーを通じて大学から正式に認定された専門のカウンセラーの先生から指導を受けた学生です。

なお，詳細は，広島大学のホームページを参照してください。

http://home.hiroshima-u.ac.jp/peer/

③ハラスメント相談窓口

広島大学では，大学におけるハラスメントは重大な人権問題・教育問題であると考え，専門相談員及び相談員が皆さんの相談にあたっています。

なお，詳細は，広島大学のホームページを参照してください。

http://home.hiroshima-u.ac.jp/harass/index.html

８．証明書自動発行機について

広島大学では窓口業務の迅速化をはかるため，証明書自動発行機を設置しています。
どこの発行機からでも学生旅客運賃割引証，成績証明書，卒業（修了）見込証明書，在学証明書，健康診断証明書及び保健管理センター証明書（感染症抗体検査・ツベルクリン反応検査等の証明書）が発行できます。

発行には学生証が必要です。
下記証明書は発行機を利用して取得してください。

１．発行する証明書　：　学生旅客運賃割引証，在学証明書（和文，英文），成績証明書（和文）
卒業（修了）見込証明書（和文，英文），健康診断証明書（和文）
保健管理センター証明書

２．発行機設置場所　：　①総合科学部（学生支援室窓口前）
②文学部（学生支援室入口付近）
③教育学部（学生支援室入口付近）
④法学部・経済学部（学生支援室窓口前）
⑤理学部（学生支援室入口付近）
⑥工学部（学生支援室窓口前）
⑦生物生産学部（学生支援室入口付近）
⑧霞キャンパス　医学部（基礎・社会医学棟１Ｆ）
歯学部（Ｃ棟２Ｆ）
⑨東千田キャンパス（東千田総合校舎１Ｆロビー）

３．稼働時間　：　（※日曜・祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は停止します。）
東広島キャンパス　月～金曜日　8:30～17:15（土曜日は停止）
霞キャンパス　月～金曜日　8:30～21:30，土曜日 8:30～17:00
東千田キャンパス　月～金曜日　8:30～21:15，土曜日 9:45～18:30

４．対象学生　：　学部生，大学院生，専攻科生

５．発行可能枚数　：　学生旅客運賃割引証　→　１人あたり年間２０枚。1 日４枚まで。
成績証明書（和文）　→　制限は有りません。
卒業（修了）見込証明書（和文，英文）　→　制限は有りません。
在学証明書（和文，英文）　→　制限は有りません。
健康診断証明書（和文）　→　制限は有りません。
保健管理センター証明書→　制限は有りません。

６．氏名表記について：　日本人学生，漢字表記の外国人留学生　→　漢字で表記します。
アルファベット表記の外国人留学生　→　アルファベットで表記します。

７．その他　：　発行された証明書の記載内容については各自でチェックしてください。

９．事件・事故発生時の対応マニュアル

事件や交通事故にあった場合は，警察等に連絡するとともに，必ず指導教員及び生物圏科学研究科学生支援室に連絡してください。指導教員の連絡先は，各自で確認，記録しておいてください。

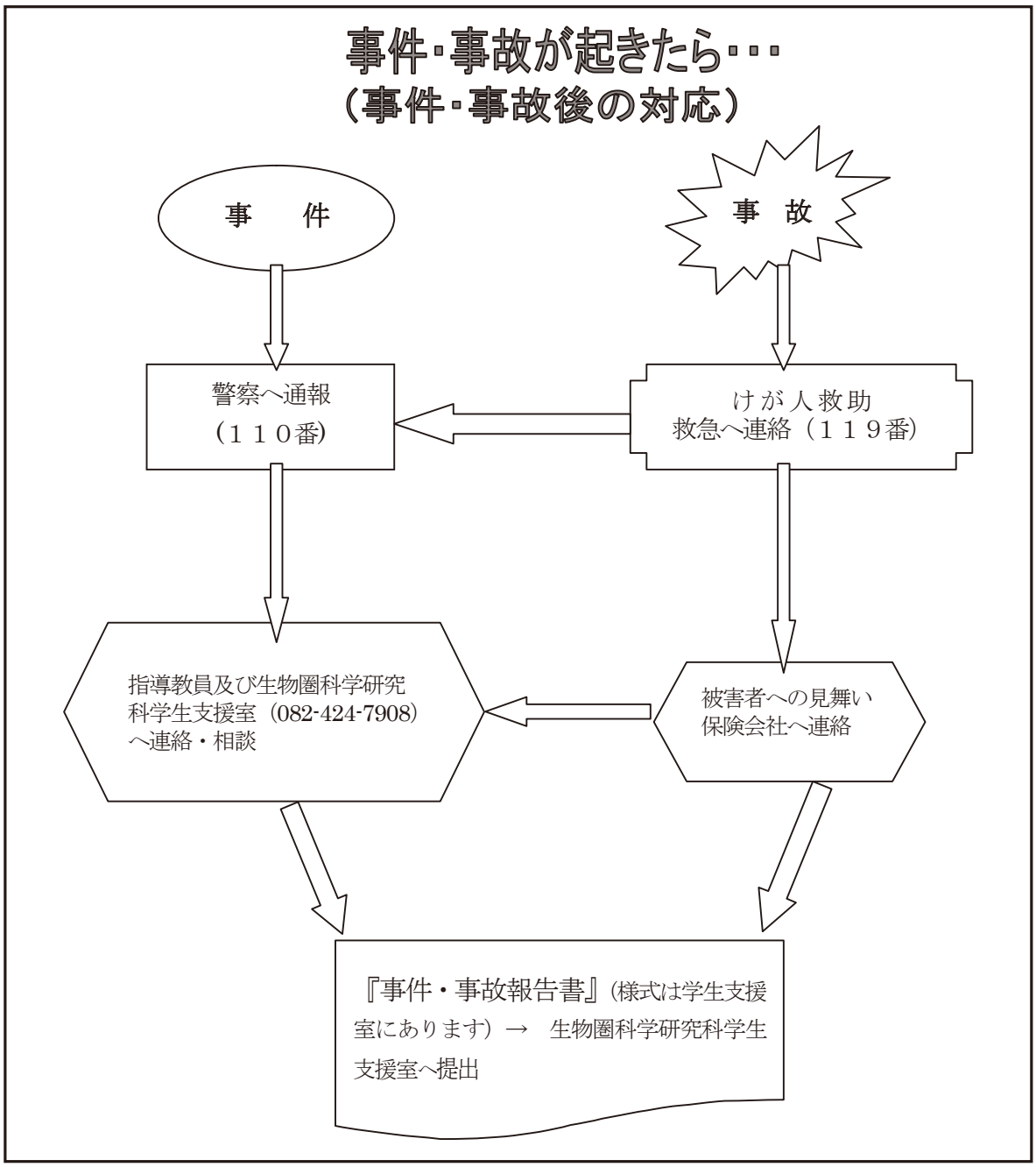

【指導教員の連絡先】＜学生控え＞

指導教員氏名	連絡先
	(TEL)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事 件 ・事 故 報 告 書

平成　　年　　月　　日

ふりがな 氏　　名		専　　攻 (学生番号)	
現　住　所	TEL 携帯電話		
帰　省　先	TEL		
指導教員 (チューター)			
発生日時			
場　　所			
相手氏名 (住所・TEL等)			

事件・事故の概要

発生原因（具体的に記入すること。例：アルバイトによる疲労から居眠り運転等）

そ　の　他
(運転免許取得年月日等)

10. 広島大学附属図書館利用案内について

詳細はホームページをご覧ください。(http://www.lib.hiroshima-u.ac.jp/index.html)

中央図書館

(2012.05 改訂)

＊開館時間と各サービス時間は異なります。

区 分		授業期		休業期			
				4/1～8, 9/16～30, 2/12～2/28		8/1～9/15, 12/24～26, 1/5～7, 3/1～31	
		月～金曜日	土・日曜日	月～金曜日	土・日曜日	月～金曜日	土・日曜日
開館時間		8:30-22:00	10:00-20:00	8:30-22:00	10:00-20:00	8:30-17:00	閉 館
サービス時間	閲覧 OPAC検索	8:30-22:00	10:00-20:00	8:30-22:00	10:00-20:00	8:30-17:00	
	貸出・返却 閲覧個室 グループ閲覧室	8:45-21:45	10:00-19:45	8:45-21:45	10:00-19:45	8:45-16:45	
	ライブラリーホール	8:45-21:45	10:00-19:45	8:45-21:45	10:00-19:45	8:45-16:45	
	書庫資料利用	8:45-21:30	10:00-19:30	8:45-21:30	10:00-19:30	8:45-16:30	
	文献複写(コピーカード) 〃 (コイン式)	8:45-21:45	10:00-19:45	8:45-21:45	10:00-19:45	8:45-16:45	
	レファレンス 有料情報検索	10:00-12:00 13:00-16:45	休 止	10:00-12:00 13:00-16:45	休 止	10:00-12:00 13:00-16:45	
	資料出納の受付	8:45-16:15		8:45-16:15		8:45-16:15	
	文献複写(現金払) 相互利用受付	8:45-16:45		8:45-16:45		8:45-16:45	

1. 開館時間が変更になりました。特に**休業期の開館時間は時期によって異なります。**ご注意ください。
2. **レファレンス、有料情報検索は 10:00 から開始します**(土・日は終日休止)
3. **レファレンス、有料情報検索は昼時間帯(12:00-13:00)の間、休止**します(土・日は終日休止)。
4. 閉館時の図書の返却は、玄関のブックポストをご利用ください。

東図書館・西図書館

(2007.04 改訂) ＊開館時間と各サービス時間は異なります。

区 分		授業期			休業期	
		月～金曜日	土曜日	日曜日	月～金曜日	土・日曜日
開館時間		8:30-21:00	10:00-17:00	閉館	8:30-17:00	閉 館
サービス時間	閲覧 OPAC検索	8:30-21:00	10:00-17:00		8:30-17:00	
	貸出・返却 閲覧個室	8:45-20:45	10:00-16:45		8:45-16:45	

	グループ閲覧室 情報リテラシー研修室（東図書館） 視聴覚ブース（東図書館） AVコーナー(西図書館) 書庫資料利用 文献複写（コピーカード） 〃 （コイン式）(西図書館)					
	レファレンス 文献複写（現金払） 相互利用受付	8:45-16:45	休 止		8:45-16:45	

閉館時の図書の返却は、玄関のブックポストをご利用ください。

霞図書館

（2012.11 改訂） ＊開館時間と各サービス時間は異なります。

区 分		月～金曜日		土・日曜日	
		通常	月曜日(第1・第3)	通常	8月，3月
開館時間		8:30-22:00	12:00-22:00	9:45-20:00	閉館
サービス時間	閲覧 OPAC検索	8:30-22:00	12:00-22:00	9:45-20:00	
	貸出・返却 文献複写（コピーカード） 文献複写（電子マネー） 〃 （コイン式） セミナー室 多目的室 メディアルーム リテラシールーム	8:45-21:45	12:00-21:45	10:00-19:45	
	レファレンス 文献複写（現金払） 相互利用受付	8:45-17:00	12:00-17:00	休 止	
	書庫資料出納の受付	9:30-12:00 13:00-17:00	13:00-17:00	予約のみ受付	

1. 開館時間が変更になりました。特に**土・日曜日の開館時間は時期によって異なります。**ご注意ください。
2. **毎月第1、第3月曜日は**午前中清掃のため、**開館時間は12：00－22：00**です。
3. 閉館時の図書の返却は、玄関のブックポストをご利用ください。

東千田図書館

（2008.04 改訂）＊開室時間と各サービス時間は異なります。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区　分</th><th colspan="3">授業期</th><th colspan="4">休業期</th></tr>
<tr><th>月～金</th><th>土</th><th>日</th><th>月～金</th><th colspan="2">土</th><th rowspan="2">日</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>８・９月</th><th>その他</th></tr>
<tr><td colspan="2">開室時間</td><td>8:30-22:00</td><td>12:00-22:00</td><td rowspan="4">閉館</td><td>8:30-21:00</td><td>13:00-19:00</td><td rowspan="4">閉館</td><td rowspan="4">閉館</td></tr>
<tr><td rowspan="3">サービス時間</td><td>閲覧
ＯＰＡＣ検索</td><td>8:30-22:00</td><td>12:00-22:00</td><td>8:30-21:00</td><td>13:00-19:00</td></tr>
<tr><td>貸出・返却
文献複写（コピーカード）</td><td>8:45-21:45</td><td>12:15-21:45</td><td>8:45-20:45</td><td>13:00-18:45</td></tr>
<tr><td>レファレンス
文献複写（現金払）
相互利用受付</td><td>8:45-20:45</td><td>休　止</td><td>8:45-20:45</td><td>休　止</td></tr>
</table>

1. 休業期の土曜日は，８・９月以外は閉館します。
2. 閉館時の図書の返却は，建物南側のブックポストをご利用ください。

11. 留意事項

※以上は，学生生活関係についての主な項目であり，これらの項目以外にも学生生活に関係のある項目について,「学生情報の森　もみじ」(https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml)に詳細が掲載されていますので参照してください。

Ⅲ　規　則　関　係

○広島大学通則

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号）

広島大学通則

目次

第 1 章　総則（第 1 条－第 9 条）
第 2 章　入学（第 10 条－第 18 条）
第 3 章　教育課程（第 19 条－第 27 条）
第 4 章　他の大学等における授業科目の履修（第 28 条－第 31 条）
第 5 章　休学及び退学（第 32 条－第 35 条）
第 6 章　転学部，転学科及び転学（第 36 条－第 38 条）
第 7 章　賞罰及び除籍（第 39 条－第 43 条）
第 8 章　卒業及び学位の授与（第 44 条－第 46 条）
第 9 章　授業料（第 47 条－第 51 条）
第 10 章　研究生，科目等履修生及び外国人特別学生等（第 52 条－第 54 条）
第 11 章　厚生施設等（第 55 条・第 56 条）
附則

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この通則は，広島大学学則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号）第 18 条の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

（学科，類及びコース）

第 2 条　本学の学部に，次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類（学校教育系）
	第二類（科学文化教育系）
	第三類（言語文化教育系）
	第四類（生涯活動教育系）
	第五類（人間形成基礎系）
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科
	物理科学科
	化学科
	生物科学科

	地球惑星システム学科
医学部	医学科
	保健学科
歯学部	歯学科
	口腔健康科学科
薬学部	薬学科
	薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系)
	第二類(電気・電子・システム・情報系)
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)
	第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科

2　法学部及び経済学部は昼夜開講制とし，昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2　学部は，本学の理念に立脚し，それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに，その目標を達成するための教育研究を通じて，基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2　学部，学科，類等ごとの教育研究上の目的については，各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条　本学の収容定員は，別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条　本学の修業年限は，4年とする。ただし，医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては，6年とする。

第5条　第52条の2に規定する本学の科目等履修生として，一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において，当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは，修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし，その期間は，当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条　本学の学部(医学部医学科，歯学部歯学科，薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は，8年とする。

2　医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は，12年とする。

3　工学部の在学年限は，6年とする。

(学年)

第7条　学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条　学年は，前期及び後期の2期に分け，前期を4月1日から9月30日まで，後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

（休業日）

第9条　学年中の定期休業日は，次のとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3)　春季休業　4月1日から4月8日まで

(4)　夏季休業　8月1日から9月30日まで

(5)　冬季休業　12月24日から翌年1月7日まで

2　学長は，特別の事情があるときは，前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3　臨時の休業日は，その都度別に定める。

4　特別の事情があるときは，前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章　入学

（入学の時期）

第10条　入学の時期は，学年の始めとする。

2　前項の規定にかかわらず，学期の始めに入学させることができる。

（入学資格）

第11条　本学に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4)　専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8)　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

（入学出願手続）

第12条　本学に入学を志願する者は，所定の期間内に，検定料17,000円(夜間主コースにあっては10,000円)を納付の上，別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2　次条に規定する入学試験において，出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は，前項の規定にかかわらず，第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあっては2,200円)とし，第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)とする。

3　第1項の規定は，第14条，第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし，検定料の額は，30,000円(夜間主コースにあっては18,000円)とする。

(入学試験)

第13条　入学志願者に対しては，入学試験を行う。

2　前項の入学試験については，別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条　本学は，次の各号のいずれかに該当する者については，前条の規定にかかわらず，選考の上，学士入学として入学を許可することができる。

(1)　本学の一の学部を卒業して，更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入学を願い出た者

(2)　他の大学の学部を卒業し本学に入学を願い出た者

(3)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願い出た者

2　本学は，前条及び前項の規定にかかわらず，本学を退学し同一学部に入学を願い出た者については，選考の上，再入学として入学を許可することができる。

3　前2項による入学者の既修得単位，修業年限及び在学年限の認定は，当該学部の教授会において行う。

(合格者の決定)

第15条　入学を許可すべき者は，各学部の教授会の議を経て，学長が決定する。

(入学手続)

第16条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに，別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに，入学料282,000円(夜間主コースにあっては141,000円)を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第16条の2　前条の規定にかかわらず，特別の事情がある者には，入学料の全額又は半額を免除し，又はその徴収を猶予することができる。

2　前条の規定にかかわらず，別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には，入学料の全額を免除することができる。

3　前2項に定めるもののほか，入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

(入学許可)

第16条の3　学長は，第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条　既納の検定料及び入学料は，返還しない。

2　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するときは，納付した者の申出により，当該各号に規定する額を返還する。

(1)　第13条の入学試験において，第1段階目の選抜を行い，第2段階目の選抜を行う場合に，検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき　13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)

(2)　第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に，検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき　13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)

(3)　検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき　その検定料相当額

(4)　入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき　その入学料相当額

(編入学)

第18条　本学は，第11条及び第14条の規定にかかわらず，本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者については，試験の上，編入学を許可することができる。

2　編入学の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

第3章　教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条　本学の教育課程は，本学の理念に基づき，学部及び学科又は類等の特色を生かして，教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し，教育プログラムとして，体系的に編成するものとする。

2　授業科目は，教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3　前項に規定する授業科目及びその履修方法は，教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4　教育課程の履修上の区分として，細目の区分を設ける必要があるときは，教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5　教育プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

(授業の方法)

第19条の2　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3　第1項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

(単位数の計算の基準)

第19条の3　各授業科目の単位数を定めるに当たっては，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則，専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2)　実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3)　一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。

2　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4　一の授業科目を履修した者に対しては，試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし，前条第2項の授業科目については，各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第19条の5　授業科目の成績の評価は，秀，優，良，可及び不可の5段階とし，秀，優，良及び可を合格，不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条　学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は，各学部細則の定めるところによる。

2　各学部細則の定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条　外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたもののために，日本語科目及び日本事情に関する科目を置き，これらに関する授業科目を開設することができる。

2　前項の授業科目は，教育学部において履修するものとする。

3　前項の規定により履修して単位を修得するときに，卒業の要件として修得すべき単位数のうち，当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については，各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条　学生が，職業を有している等の事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，当該学部において支障のない場合に限り，その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2　長期履修の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

(教育課程の修了)

第23条　学生は，在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2　教育課程の修了は，所定の授業科目を履修の上，単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については，各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第25条　学生は，第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか，他の学部，研究科，附置研究所，教養教育本部，全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設（以下この条において「他学部等」という。）の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2　学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは，所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第26条　学生が，本学大学院に進学を志望し，所属学部が教育上有益と認めるときは，学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て，当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2　学生が，本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は，別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条　本学は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章　他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第28条　学生は，学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2　学部が教育上有益と認めるときは，学生が前項により修得した単位を，当該学部の教授会の議を経て，本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，次条第 3 項及び第 4 項，第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4　他の大学又は短期大学の学生は，学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

5　学生交流に関し必要な事項は，別に定める。

(留学等)

第29条　学生は，外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは，学長の許可を得て留学することができる。

2　前項の留学の期間は，本学の在学期間に算入する。

3　学部が教育上有益と認めるときは，学生が第1項により修得した単位を，当該学部の教授会の議を経て，本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4　前項の規定は，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

5　前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第2項，次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

6　外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの学生は，学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

7　留学等に関し必要な事項は，別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条　学部が教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，当該学部の教授会の議を経て，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

2　前項の規定により与えることができる単位数は，第28条第2項，前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3　短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は，学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

4　大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は，別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条　学部が教育上有益と認めるときは，本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を，本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　学部が教育上有益と認めるときは，本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

3　前2項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数は，本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き，第28条第2項，第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし，又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4　前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は，別に定める。

第5章　休学及び退学

(休学)

第32条　学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは，当該学部長の許可を得て，休学することができる。

2　休学の期間は，引き続き1年を超えることができない。ただし，特別の事情があるときは，更に1年以内の休学を許可することがある。

3　前2項の規定にかかわらず，医学部医学科の学生であって，広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第9号に該当する者が，大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは，当該学部長の許可を得て，休学することができる。

4　前項の休学期間は，引き続き4年を超えることができない。ただし，特別の事情があるときは，更に1年以内の休学を許可することがある。

5　第1項及び第2項の規定にかかわらず，文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは，当該学部長の許可を得て，休学することができる。

6　前項の休学期間は，兵役に服する期間とする。

7　休学期間内であっても，その事由が消滅したときは，当該学部長の許可を得て，復学することができる。

第33条　休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は，通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条　休学期間は，在学期間に算入しない。

(退学)

第35条　学生が退学しようとするときは，学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章　転学部，転学科及び転学

(転学部)

第36条　学生が他の学部に移ることを志望するときは，所属学部及び志望学部の教授会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。

2　転学部の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

(転学科等)

第37条　学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは，当該学部長の許可を受けなければならない。

2　法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは，当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第38条　他の大学から転学を志願する者については，当該学部の教授会の議を経て，学長が許可する。この場合，既修得単位，修業年限及び在学年限の認定は，当該学部の教授会において行う。

2　学生が他の大学に転学しようとするときは，所属学部の教授会の議を経て，学長の許可を受けなければならない。

第7章　賞罰及び除籍

(表彰)

第39条　学生に表彰に値する行為があるときは，学長は，これを表彰することができる。

2　表彰に関し必要な事項は，別に定める。

(懲戒)

第40条　学生が本学の諸規則に違反し，学内の秩序を乱し，その他学生の本分に反する行為をしたときは，学長は，これを懲戒する。

2　懲戒の種類は，訓告，停学及び退学とする。

3　懲戒に関し必要な事項は，別に定める。

第41条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは，懲戒により退学を命ずることができる。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3)　正当の理由がなくて出席常でない者

(4)　学内の秩序を著しく乱した者

(5)　学生の本分に著しく反した者

第42条　停学が3月以上にわたるときは，その期間は，修業年限に算入しない。

(除籍)

第43条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは，学長は，当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

(1)　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者，半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって，納付すべき入学料を納付しないもの

(2)　所定の在学年限に達して，なお卒業の認定を得られない者

(3)　授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第8章　卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第44条　第4条に規定する修業年限以上在学し，かつ，所定の授業科目を履修し，各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては188単位以上，薬学部薬学科にあっては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には，当該学部の教授会の議を経て，学部長が卒業を認定する。

2　前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち，第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

(1)　卒業の要件として修得すべき単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては188単位，薬学部薬学科にあっては186単位。以下同じ。)の場合は，60単位を超えないものとする。

(2)　卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合は，第19条の2第1項の授業の方法によって64単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては128単位，薬学部薬学科にあっては126単位)以上の修得がなされていれば，60単位を超えることができる。

(早期卒業)

第45条　本学の学生(医学部医学科，歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が，卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ，かつ，当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場合には，第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て，学部長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第46条　学部において卒業の認定を受けた者には，学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2　学士の学位の授与に関し必要な事項は，別に定める。

第9章　授業料

(授業料)

第47条　授業料の年額は，535,800円(夜間主コースにあっては267,900円)とする。ただし，第22条により長期履修を認められた者については，長期履修を認められた時点における

残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げた額)とする。

2　前項に定める授業料は，前期及び後期に区分し，各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし，前期にあっては4月，後期にあっては10月に納付しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，前2項の規定にかかわらず，入学を許可されるときに納付することができる。

5　第2項及び前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる者は，当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

(1)　特別の事情により期の中途において入学，復学，転学，編入学又は再入学した者　月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日

(2)　学年の中途で卒業する者　月割計算によるその期の額を，第2項に定める各期の納付期日

(3)　月割分納を許可された者　その月の末日。ただし，末日が休業期間中にある場合は，当該休業期間の開始する日の前日

(4)　免除，徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され，又は猶予期間満了の者　許可の取消し，又は猶予期間満了の日の属する月の末日

6　前項各号に定める月割の計算による額は，第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げた額)とする。

7　既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは，当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは，これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあっては，当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を，長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし，当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは，第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。

8　所定の期日までに授業料を納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条　経済的理由により納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては，授業料の全額若しくは半額を免除し，又はその徴収を猶予し，若しくは月割分納を許可することができる。

2　前項に定めるもののほか，フェニックス奨学生に対しては，授業料の全額を免除することができる。

3　前2項に定めるもののほか，授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

(休学者の授業料)

第49条　休学中は，授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条　退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は，納付しなければならない。

2　停学を命ぜられた者は，その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条　既納の授業料は，返還しない。

2　前項の規定にかかわらず，授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは，納付した者の申出により，当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1)　入学の時期までに入学を辞退したとき　授業料の全額

(2)　納付期限までに休学を許可されたとき　その許可された期間の授業料に相当する額

(3)　9月30日以前に退学を許可されたとき　後期分の授業料に相当する額

第10章　研究生，科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条　本学の学生以外の者で，本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，研究生として入学を許可することができる。

2　研究生に関し必要な事項は，別に定める。

(科目等履修生)

第52条の2　本学の学生以外の者で，本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可することができる。

2　科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

(外国人特別学生)

第53条　第13条，第14条及び第18条の規定によらないで入学を志願する外国人は，外国人特別学生として選考の上，入学を許可することができる。

2　外国人特別学生は，定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第53条の2　本学の教育研究上の資源を活かし，社会人等への学習の機会を積極的に提供するため，本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2　履修証明プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

(公開講座)

第54条　本学の教育研究を広く社会に開放し，地域住民への学習の機会を積極的に提供するため，本学に公開講座を開設することができる。

2　公開講座に関し必要な事項は，別に定める。

第11章　厚生施設等

(厚生施設)

第55条　本学に，学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2　前項の施設に関し必要な事項は，別に定める。

(雑則)

第56条　この通則に定めるもののほか，学部の学生の修学に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この通則は，平成16年4月1日から施行する。

2　法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，別表の規定にかかわらず，平成16年度から平成18年度までにあっては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総　計		9,840	9,790	9,760

3　経済学部夜間主コース及び学部の収容定員，生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，別表の規定にかかわらず，平成16年度にあっては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総　　計		9,840

4　平成15年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については，この通則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

5　平成16年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学，学士入学，転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和26年10月1日制定。以下「旧規程」という。)については，この通則の施行後もなおその効力を有する。

6　この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部，学科及び課程については，なお存続するものとする。

(略)

附　則(平成21年3月31日規則第14号)

改正 平成25年3月29日規則第26号

1　この規則は，平成21年4月1日から施行する。

2　医学部の医学科及び学部の並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は，この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず，平成21年度から平成36年度までにあっては，次の表のとおりとする。

年　度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成21年度	110	230	2,350	610	1,130	9,905
平成22年度	117	237	2,357	627	1,147	9,960
平成23年度	117	237	2,357	644	1,164	10,015
平成24年度	117	237	2,357	661	1,181	10,032
平成25年度	120	240	2,357	681	1,201	10,049
平成26年度	120	240	2,357	701	1,221	10,066
平成27年度	120	240	2,357	711	1,231	10,073
平成28年度	120	240	2,357	714	1,234	10,073
平成29年度	120	240	2,357	717	1,237	10,073
平成30年度	115	235	2,352	715	1,235	10,068
平成31年度	115	235	2,352	710	1,230	10,063
平成32年度				695	1,215	10,051
平成33年度				680	1,200	10,039
平成34年度				665	1,185	10,027
平成35年度				650	1,170	10,015
平成36年度				640	1,160	10,008

3　歯学部の口腔保健学科は，新通則第2条第1項の規定にかかわらず，平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

4　歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は，新通則別表の規定にかかわらず，平成21年度から平成23年度までにあっては，次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

5　新通則第26条の規定は，平成20年度以前に入学した学生には適用しない。

(略)

附　則(平成23年3月31日規則第13号)

改正 平成25年3月29日規則第26号

1　この規則は，平成23年4月1日から施行する。

2　全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は，この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず，平成23年度から平成36年度までにあっては，次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成23年度	2,355	348	508	10,008
平成24年度	2,355	341	501	10,018
平成25年度	2,358	334	494	10,031
平成26年度	2,358	327	487	10,044
平成27年度	2,358	320	480	10,047
平成28年度	2,358			10,048
平成29年度	2,358			10,051
平成30年度	2,353			10,049
平成31年度	2,353			10,044
平成32年度				10,029
平成33年度				10,014
平成34年度				9,999
平成35年度				9,984
平成36年度				9,974

（略）

附　則（平成25年3月29日規則第26号）

この規則は，平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	130		520
	計	130		520
文学部	人文学科	140	10	580
	計	140	10	580
教育学部	第一類（学校教育系）	180		720
	第二類（科学文化教育系）	88		352
	第三類（言語文化教育系）	84		336
	第四類（生涯活動教育系）	88		352
	第五類（人間形成基礎系）	55		220
	計	495		1,980
法学部	法学科　昼間コース	140	10	580
	夜間主コース	40	10	180

	計	180	20	760
経済学部	経済学科　昼間コース	150	10	620
	夜間主コース	60	10	260
	計	210	20	880
理学部				
	数学科	47	10	188
	物理科学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120	20	520
	計	225	20	1,150
歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部				
	第一類(機械システム工学系)	105	10	420
	第二類(電気・電子・システム・情報系)	135		540
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)	115		460
	第四類(建設・環境系)	135		540
	計	490	10	1,980
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
総　計		2,343	100	9,964

○広島大学大学院規則

（平成20年1月15日規則第2号）

（平成16年4月1日規則第3号）

（全部改正）

広島大学大学院規則

目次

第1章　総則（第1条－第13条）
第2章　入学（第14条－第24条）
第3章　教育課程（第25条－第36条）
第4章　休学，退学及び転学（第37条－第39条）
第5章　賞罰及び除籍（第40条－第42条）
第6章　課程の修了及び学位の授与（第43条－第48条）
第7章　授業料（第49条）
第8章　特別研究学生（第50条－第52条）
第9章　研究生及び科目等履修生等（第53条－第54条の3）
第10章　教員組織（第55条）
第11章　雑則（第56条・第57条）
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学学則（平成16年4月1日規則第1号）第18条の規定に基づき，広島大学大学院（以下「本学大学院」という。）の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

（本学大学院の目的）

第2条　本学大学院は，広島大学の理念に立脚し，学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより，世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（本学大学院の課程）

第3条　本学大学院に，修士課程，博士課程及び専門職学位課程を置く。

2　博士課程（医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻を除く。）は，前期の課程（以下「博士課程前期」という。）及び後期の課程（以下「博士課程後期」という。）に区分する。

3　博士課程前期は，修士課程として取り扱うものとする。

4　第2項の規定にかかわらず，教育研究上必要がある場合においては，博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。

（課程及び専攻等）

第4条　本学大学院の各研究科に，次の課程及び専攻を置く。

総合科学研究科（博士課程）
　総合科学専攻
文学研究科（博士課程）
　人文学専攻
教育学研究科（博士課程）
　学習科学専攻（博士課程前期）
　特別支援教育学専攻（博士課程前期）
　科学文化教育学専攻（博士課程前期）
　言語文化教育学専攻（博士課程前期）
　生涯活動教育学専攻（博士課程前期）
　教育学専攻（博士課程前期）
　心理学専攻（博士課程前期）
　高等教育開発専攻（博士課程前期）
　学習開発専攻（博士課程後期）
　文化教育開発専攻（博士課程後期）
　教育人間科学専攻（博士課程後期）
社会科学研究科（博士課程）
　法政システム専攻
　社会経済システム専攻
　マネジメント専攻
理学研究科（博士課程）
　数学専攻
　物理科学専攻
　化学専攻
　生物科学専攻
　地球惑星システム学専攻
　数理分子生命理学専攻
先端物質科学研究科（博士課程）
　量子物質科学専攻
　分子生命機能科学専攻
　半導体集積科学専攻
医歯薬保健学研究科（博士課程）
　医歯薬学専攻
　口腔健康科学専攻
　薬科学専攻
　保健学専攻
　医歯科学専攻（修士課程）

工学研究科(博士課程)
機械システム工学専攻
機械物理工学専攻
システムサイバネティクス専攻
情報工学専攻
化学工学専攻
応用化学専攻
社会基盤環境工学専攻
輸送・環境システム専攻
建築学専攻
生物圏科学研究科(博士課程)
生物資源科学専攻
生物機能開発学専攻
環境循環系制御学専攻
国際協力研究科(博士課程)
開発科学専攻
教育文化専攻
法務研究科(専門職学位課程)
法務専攻

(収容定員)

第5条　本学大学院の収容定員は，別表のとおりとする。

(修士課程及び博士課程前期の標準修業年限)

第6条　修士課程及び博士課程前期の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められる場合は，各研究科の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限は，2年を超えるものとすることができる。

2　前項の規定にかかわらず，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，各研究科の定めるところにより，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士課程後期の標準修業年限)

第7条　博士課程後期の標準修業年限は，3年とする。

(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限)

第8条　医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限は，4年とする。

(法務研究科の標準修業年限)

第9条　法務研究科の標準修業年限は，3年とする。

(在学年限)

第10条　本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は，修士課程又は博士課程前期は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該

標準修業年限の2倍の年数)，博士課程後期及び法務研究科は6年，医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻は8年とする。

(学年)

第11条　学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条　学年は，前期及び後期の2期に分け，前期を4月1日から9月30日まで，後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第13条　学年中の定期休業日は，次のとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日(社会科学研究科のマネジメント専攻にあっては日曜日及び月曜日)

(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3)　春季休業　4月1日から4月8日まで

(4)　夏季休業　8月1日から9月30日まで

(5)　冬季休業　12月24日から翌年1月7日まで

2　学長は，特別の事情があるときは，前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3　臨時の休業日は，その都度別に定める。

4　特別の事情があるときは，前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章　入学

(入学の時期)

第14条　入学の時期は，学年の始めとする。

2　前項の規定にかかわらず，学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第15条　修士課程若しくは博士課程前期又は法務研究科に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7)　文部科学大臣の指定した者

(8)　法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって，その後に入学させる本学大学院において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9)　本学大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって，22 歳に達したもの

(10)　大学に 3 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって，本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

第 16 条　博士課程後期に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　修士の学位又は専門職学位(法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者

(2)　外国において，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5)　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　外国の学校，第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7)　文部科学大臣の指定した者

(8)　本学大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者であって，24 歳に達したもの

第 17 条　医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学の医学，歯学，薬学又は獣医学の学部において医学，歯学又は修業年限 6 年の薬学若しくは獣医学を履修してこれらの学部を卒業した者

(2)　法第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位(専攻分野が医学，歯学又は獣医学)を授与された者

(3)　外国において，学校教育における 18 年の課程(最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　法第 102 条第 2 項の規定により大学院(医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であって，その後に入学させる本学大学院において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8)　本学大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって，24 歳に達したもの

(9)　大学の医学，歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに 4 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって，本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学出願手続)

第 18 条　本学大学院に入学を志願する者は，所定の期間内に，検定料 30,000 円を納付の上，別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。

2　法務研究科における次条に規定する入学試験において，出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は，前項の規定にかかわらず，第 1 段階目の選抜に係る額は 7,000 円とし，第 2 段階目の選抜に係る額は 23,000 円とする。

3　第 1 項の規定は，第 39 条第 1 項の規定により入学を志願する場合について準用する。

(入学試験)

第 19 条　入学志願者に対しては，入学試験を行う。

2　前項の入学試験については，別に定める。

(合格者の決定)

第 20 条　入学を許可すべき者は，各研究科の教授会の議を経て，学長が決定する。

(入学手続)

第 21 条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに，別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに，入学料 282,000 円を納付しなければならない。

（入学料の免除及び徴収猶予）

第22条　前条の規定にかかわらず，特別の事情がある者には，入学料の全額又は半額を免除し，又はその徴収を猶予することができる。

2　前条の規定にかかわらず，別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生には，入学料の全額を免除することができる。

3　前2項に定めるもののほか，入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

（入学許可）

第23条　学長は，第21条の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者を含む。）に入学を許可する。

（検定料及び入学料の返還）

第24条　既納の検定料及び入学料は，返還しない。

2　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するときは，納付した者の申出により，当該各号に規定する額を返還する。

(1)　法務研究科における第19条に規定する入学試験において，第1段階目の選抜を行い，第2段階目の選抜を行う場合に，検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき　23,000円

(2)　検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき　その検定料相当額

(3)　入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき　その入学料相当額

第3章　教育課程

（授業科目及び履修方法）

第25条　本学大学院各研究科の授業科目及びその履修方法は，当該研究科が定める。

2　本学大学院の授業科目のうち，複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目（次条に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する学生に限り履修できるものを除く。）については，別に定める。

（博士課程リーダー育成プログラム）

第25条の2　独創的に課題に挑み，幅広い知識をもとに物事の本質を見抜く力等を備えたリーダーを育成するため，従来の学問分野・研究領域の枠組みを超えた学位プログラムとして，博士課程リーダー育成プログラムを開設する。

2　博士課程リーダー育成プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

（授業の方法及び単位数の計算の基準）

第26条　本学大学院の授業の方法については通則第19条の2の規定を，単位数の計算の基準については通則第19条の3の規定を準用する。

（研究指導）

第27条　本学大学院の学生（法務研究科の学生を除く。）は，その在学期間中に，それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し，第43条第1項に規定する単位を修得し，かつ，学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を受けなければならな

い。ただし，第16条第2号から第7号までの規定により，大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が，博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については，この限りでない。

2　各研究科(法務研究科を除く。)は，教育上有益と認めるときは，あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上，学生が，当該他の大学院若しくは研究所等において，又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し，必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は，当該研究指導を受ける期間は，1年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第28条　本学大学院の課程においては，教育上特別の必要があると認められる場合は，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第29条　単位の授与については，通則第19条の4の規定を準用する。この場合において，「及び出席状況」とあるのは，「又は研究報告」と読み替えるものとする。

(授業科目の成績評価)

第30条　授業科目の成績の評価は，秀，優，良，可及び不可の5段階とし，秀，優，良及び可を合格，不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第31条　法務研究科の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，修了の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は，法務研究科の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第32条　学生が，職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは，当該研究科において支障のない場合に限り，その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2　長期履修の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第33条　教員の免許状授与の所要資格の取得については，通則第24条の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第34条　本学大学院は，授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学生交流及び留学等)

第35条　研究科が教育上有益と認めるときは，他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を，当該研究科の教授会の議を経て，10単位(法務研究科にあっては30単位。ただし，93単位を超える単

位の修得を修了の要件とする場合は，その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定は，外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3　前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，合わせて 10 単位(法務研究科にあっては，次条第 1 項及び第 45 条第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(第 1 項ただし書及び第 45 条第 2 項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。

4　学生交流及び留学に関し必要な事項は，別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 36 条　研究科が教育上有益と認めるときは，本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。) の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を，本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，転学の場合を除き，本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては，10 単位(法務研究科にあっては，前条第 1 項及び第 2 項並びに第 45 条第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(前条第 1 項ただし書及び第 45 条第 2 項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。

3　前 2 項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は，別に定める。

第 4 章　休学，退学及び転学

(休学)

第 37 条　休学については，通則第 32 条から第 34 条までの規定を準用する。

(退学)

第 38 条　退学については，通則第 35 条の規定を準用する。

(転学)

第 39 条　他の大学院及び国際連合大学の課程から転学を志願する者については，各学期の始めに限り，試験の上，許可することがある。

2　本学大学院の学生が他の大学院に転学しようとするときは，所定の手続を経て，願い出なければならない。

第 5 章　賞罰及び除籍

(表彰)

第 40 条　表彰については，通則第 39 条の規定を準用する。

(懲戒)

第 41 条　懲戒については，通則第 40 条から第 42 条までの規定を準用する。

（除籍）

第 42 条　除籍については，通則第 43 条の規定を準用する。

第 6 章　課程の修了及び学位の授与

（修了要件）

第 43 条　修士課程及び博士課程前期の修了の要件は，大学院に 2 年（2 年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，30 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該研究科の教授会が優れた業績を上げたと認める者については，大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2　前項の場合において，当該研究科の教授会がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ適当と認めるときは，特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3　博士課程前期については，当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には，前 2 項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて，当該研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1)　専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し，又は涵養すべきものについての試験

(2)　博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

第 44 条　博士課程の修了の要件は，大学院に 5 年（修士課程に 2 年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における 2 年の在学期間を含む。医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻においては 4 年）以上在学し，30 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については，大学院に 3 年（医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に 2 年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2　標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び前条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は，大学院に修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間以上在学し，30 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については，大学院に 3 年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3　前2項の規定にかかわらず，第16条第2号から第7号までの規定により，大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が，博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は，大学院に3年以上在学し，当該研究科に定めがあるときはその単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，当該研究科の教授会が優れた研究業績を上げたと認める者については，大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第45条　法務研究科の修了の要件は，3年以上在学し，かつ，93単位以上で法務研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし，在学期間に関しては，入学前の既修得単位について認定された者については1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

2　前項の規定にかかわらず法務研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については，30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし，1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし，93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は，その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

3　前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は，第35条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第35条第1項ただし書及び前項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。

(学位の授与)

第46条　本学大学院を修了した者に，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2　博士の学位は，本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し，かつ，試問に合格したときにも授与する。

3　修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に関し必要な事項は，別に定める。

(学位論文，最終試験)

第47条　第43条及び第44条の最終試験は，学位論文を中心として，これに関連ある科目について行うものとする。

第48条　学位論文及び最終試験の合格又は不合格は，当該研究科の教授会において審査決定する。

2　審査決定の方法は，各研究科が定める。

第7章　授業料

(授業料)

第49条　授業料の年額は，535,800円(法務研究科にあっては804,000円)とする。ただし，第32条により長期履修を認められた者については，長期履修を認められた時点における

残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは，これを切り上げた額)とする。

2　成績優秀学生に対しては，後期分の授業料の全額を免除することができる。

3　授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは，納付した者の申出により，後期分の授業料に相当する額を返還する。

4　前 3 項に定めるもののほか，授業料の納付手続等については，通則第 47 条第 2 項から第 51 条までの規定を準用する。

第 8 章　特別研究学生

(特別研究学生)

第 50 条　各研究科は，他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学の学生で，本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは，当該他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学との協議に基づき，特別研究学生として受け入れることを認めることができる。

(特別研究学生の授業料等)

第 51 条　特別研究学生に係る授業料は，広島大学研究生規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)第 8 条に規定する額と同額とする。ただし，国立大学の大学院学生であるとき，又は次の各号のいずれかに該当するときは，授業料を徴収しない。

(1)　公立又は私立の大学との間で締結した大学間特別研究学生交流協定において，当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2)　外国の大学院等との間で締結した大学間交流協定，部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて，当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

2　特別研究学生は，前項に規定する額を，研究指導を受けようとする期間に応じ 6 月分ずつ(研究指導を受けようとする期間が 6 月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

3　既納の授業料は，返還しない。

4　特別研究学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

(規則の準用)

第 52 条　この章に定めるもののほか，特別研究学生には，本学大学院の学生に関する規定を準用する。

第 9 章　研究生及び科目等履修生等

(研究生)

第 53 条　本学大学院の学生以外の者で，本学大学院において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，研究生として入学を許可することができる。

2　研究生に関し必要な事項は，別に定める。

(科目等履修生)

第54条　本学大学院の学生以外の者で，本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可することができる。

2　科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

(法務研修生)

第54条の2　法務研究科を修了した者で，修了後引き続き法務研究科において自己学習をすることを志願するものがあるときは，教育研究に支障のない場合に限り，法務研修生として受け入れることができる。

2　法務研修生に関し必要な事項は，法務研究科が定める。

(履修証明プログラム)

第54条の3　本学の教育研究上の資源を活かし，社会人等への学習の機会を積極的に提供するため，本学に法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2　履修証明プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

第10章　教員組織

(教員組織)

第55条　各研究科(法務研究科を除く。)における授業は，教授又は准教授が担当する。ただし，必要があるときは，講師又は助教に担当又は分担させることがある。

2　各研究科(法務研究科を除く。)における研究指導は，教授が担当する。ただし，必要があるときは，准教授，講師又は助教に担当又は分担させることがある。

3　法務研究科における授業は，教授が担当する。ただし，必要があるときは，准教授，講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第11章　雑則

(雑則)

第56条　この規則に定めるもののほか，本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は，通則の規定を準用する。

第57条　通則をこの規則に準用する場合は，「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附　則

1　この規則は，平成20年4月1日から施行する。

2　教育学研究科の障害児教育学専攻は，第4条及び別表の規定にかかわらず，平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

(略)

附　則(平成24年3月30日規則第18号)

1　この規則は，平成24年4月1日から施行する。

2　この規則による改正前の広島大学大学院規則第4条に規定する保健学研究科及び医歯薬学総合研究科並びにその各専攻は，この規則による改正後の広島大学大学院規則第(以下「新規則」という。)4条及び別表の規定にかかわらず，平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　保健学研究科,医歯薬学総合研究科及び医歯薬保健学研究科の各専攻及び各研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は，新規則別表の規定にかかわらず，平成24年度から平成26年度にあっては，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程	博士課程又は博士課程後期		
		収容定員	収容定員		
		平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保健学研究科	保健学専攻	34	34	17	
	計	34	34	17	
医歯薬学総合研究科	創生医科学専攻		171	114	57
	展開医科学専攻		138	92	46
	薬学専攻		24	12	
	薬科学専攻	20			
	医歯科学専攻	20			
	口腔健康科学専攻	12	4	4	
	計	52	337	222	103
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻		97	194	291
	口腔健康科学専攻	12	4	8	
	薬科学専攻	18	3	6	
	保健学専攻	34	15	30	
	医歯科学専攻	12			
	計	76	119	238	357
総計		2,188	1,603	1,590	1,573

（略）

附　則(平成 24 年 6 月 19 日規則第 111 号)

この規則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合科学研究科	総合科学専攻	60	120	20	60
	計	60	120	20	60
文学研究科	人文学専攻	64	128	32	96
	計	64	128	32	96
教育学研究科	学習科学専攻	19	38	—	—
	特別支援教育学専攻	5	10	—	—
	科学文化教育学専攻	35	70	—	—
	言語文化教育学専攻	34	68	—	—
	生涯活動教育学専攻	25	50	—	—
	教育学専攻	15	30	—	—
	心理学専攻	19	38	—	—
	高等教育開発専攻	5	10	—	—
	学習開発専攻	—	—	9	27
	文化教育開発専攻	—	—	22	66
	教育人間科学専攻	—	—	18	54
	計	157	314	49	147
社会科学研究科	法政システム専攻	24	48	5	15
	社会経済システム専攻	28	56	8	24
	マネジメント専攻	28	56	14	42
	計	80	160	27	81
理学研究科	数学専攻	22	44	11	33
	物理科学専攻	30	60	13	39
	化学専攻	23	46	11	33
	生物科学専攻	24	48	12	36
	地球惑星システム学専攻	10	20	5	15
	数理分子生命理学専攻	23	46	11	33
	計	132	264	63	189
先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	25	50	12	36
	分子生命機能科学専攻	24	48	11	33
	半導体集積科学専攻	15	30	7	21
	計	64	128	30	90
医歯薬保健学	医歯薬学専攻	—	—	97	388

研究科	口腔健康科学専攻	12	24	4	12
	薬科学専攻	18	36	3	9
	保健学専攻	34	68	15	45
	医歯科学専攻	12	24	―	―
	計	76	152	119	454
工学研究科	機械システム工学専攻	28	56	9	27
	機械物理工学専攻	30	60	10	30
	システムサイバネティクス専攻	34	68	11	33
	情報工学専攻	37	74	13	39
	化学工学専攻	24	48	8	24
	応用化学専攻	26	52	9	27
	社会基盤環境工学専攻	20	40	7	21
	輸送・環境システム専攻	20	40	7	21
	建築学専攻	21	42	7	21
	計	240	480	81	243
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻	30	60	12	36
	生物機能開発学専攻	24	48	12	36
	環境循環系制御学専攻	19	38	9	27
	計	73	146	33	99
国際協力研究科	開発科学専攻	43	86	22	66
	教育文化専攻	28	56	14	42
	計	71	142	36	108
法務研究科	法務専攻	48	144	―	―
	計	48	144	―	―
総計		1,065	2,178	490	1,567

○広島大学学生交流規則

（平成16年4月1日規則第7号）

広島大学学生交流規則

目次

第1章　総則（第1条・第2条）
第2章　派遣学生（第3条－第10条）
第3章　特別聴講学生（第11条－第18条）
第4章　雑則（第19条）
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第28条第5項，第29条第7項，第30条第4項及び広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第35条第4項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この規則において「派遣学生」とは，本学に在学中の学生で，本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの（外国の大学又は短期大学（大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。）へ留学するもの，外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修するものを含む。）をいう。

2　この規則において「特別聴講学生」とは，他の大学等に在学中の学生で，その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3　この規則において「他の大学等」とは，次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)　本学と学生の交流を行う大学，短期大学（専攻科を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（専攻科を含む。以下同じ。）

(2)　外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの

(3)　国際連合大学

4　この規則において「大学間協議」とは，学生を交流するに当たって，あらかじめ本学と他の大学等との間で，履修できる授業科目の範囲，対象となる学生数，単位の認定方法，授業料等の費用の取扱い方法，その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

5　この規則において「部局間協議」とは，学生を交流するに当たって，あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で，履修できる授業科目の範囲，対象となる学生数，単位の認定方法，授業料等の費用の取扱い方法，その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第2章　派遣学生

(取扱いの要件)

第3条　派遣学生の取扱いは，原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2　前項の大学間協議は，学部にあっては学部の教授会，研究科にあっては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て，学長が行う。

3　第1項の部局間協議は，当該教授会の議を経て，当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条　派遣学生を志願する者は，所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて，学長に願い出なければならない。

2　出願の時期は，大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条　派遣学生の願い出があったときは，当該教授会の議を経て，学長が派遣を許可する。

2　学長は，他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは，当該他の大学等の長に必要書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし，部局間協議によるものについては，当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条　派遣学生の履修期間は，1学期又は1学年間とする。

2　前項の規定にかかわらず，学長が事情やむを得ないと認めたときは，当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては，当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)，履修期間を変更することができる。ただし，履修期間は，通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条　前条に規定する履修期間は，本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条　派遣学生は，履修期間が終了したときは，直ちに(外国の大学等へ留学する学生については，帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て，学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条　派遣学生は，本学に正規の授業料を納付するものとする。

2　派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは，大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

(派遣の許可の取消し)

第10条　学長は，派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき，その本分に反する行為があると認められるとき，又は授業料等の納付の義務を怠ったときは，当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては，当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)，派遣の許可を取り消すことがある。

第3章　特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条　第3条，第5条第1項，第6条及び第10条の規定は，特別聴講学生に準用する。この場合において，第3条，第5条第1項，第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と，第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と，第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2　前項の場合において，特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは，第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と，同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条　特別聴講学生を志願する者は，次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあっては第4号を除く。)に掲げる書類を，履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は，原則として6月前。ただし，外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は，その期日)までに，所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

(1)　本学所定の特別聴講学生願

(2)　在学証明書及び成績証明書

(3)　所属大学等の長の推薦書

(4)　医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条　学長は，特別聴講学生の受入れを許可したときは，その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条　削除

(学業成績証明書の交付)

第15条　学部等の長は，特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第16条　特別聴講学生は，所定の学生証の交付を受け，常に携帯しなければならない。

(検定料，入学料及び授業料)

第17条　特別聴講学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

2　特別聴講学生が国立の大学，短期大学又は高等専門学校の学生であるときは，本学での授業料は，徴収しない。

3　特別聴講学生が公立若しくは私立の大学，短期大学若しくは高等専門学校，外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは，履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，授業料の納付を要しない。

(1)　公立又は私立の大学，短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において，当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2)　外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定，部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて，当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4　既納の授業料は，返還しない。

(費用の負担)

第18条　実験，実習に要する費用は，必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第4章　雑則

(雑則)

第19条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，学部等が定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和47年広島大学規程第32号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については，この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附　則(平成23年5月17日規則第86号)

この規則は，平成23年5月17日から施行する。

○広島大学学位規則

（平成16年4月1日規則第8号）

広島大学学位規則

目次

第1章　総則（第1条）
第2章　学位授与の要件及び専攻分野（第2条・第3条）
第3章　博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等（第4条－第10条）
第4章　博士の学位授与等（第11条－第14条）
第5章　雑則（第15条－第17条）
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この規則は，学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第46条第2項及び広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第46条第3項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章　学位授与の要件及び専攻分野

（学位授与の要件）

第2条　本学を卒業した者には，学士の学位を授与する。

2　本学大学院の課程を修了した者には，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3　前2項に定めるもののほか，博士の学位は，本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し，かつ，試問に合格したときにも授与する。

（専攻分野の名称）

第3条　学士の学位を授与するに当たっては，別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2　修士及び博士の学位を授与するに当たっては，別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3　専門職学位を授与するに当たっては，別表第3に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第3章　博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

（博士の学位授与の申請及び受理）

第4条　博士の学位の授与の申請に要する学位論文は1編とし，2通を提出するものとする。ただし，別に参考論文を添付することができる。

2　前項の学位論文の審査のため必要があるときは，論文の訳文，模型及び標本等を提出させることができる。

3　第2条第3項に該当する者が，博士の学位の授与を申請する場合は，学位申請書に学位論文，論文目録，論文の要旨，履歴書及び審査手数料57,000円を添え，学位に付記する専攻分野の名称を指定し，当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし，本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し，所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は，単位の修得を要しない。)，かつ，学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が，再入学しないで，退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは，審査手数料を免除することができる。

4　前項により学位論文の提出があったときは，学長は，学位に付記する専攻分野の名称により，適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。

5　受理した学位論文及び審査手数料は，いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条　教授会は，博士の学位論文の審査及び試験を行うため，審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2　教授会は，第2条第3項に定める試問を行うため，試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。

3　教授会において必要と認めたときは，当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条　試験は，博士の学位論文を中心として，これに関連ある科目について行うものとする。

2　試問は，筆答試問及び口頭試問により，専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3　前項の試問については，外国語は2種類を課することを原則とする。ただし，教授会が特別な事由があると認めたときは，1種類のみとすることができる。

4　本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは，第2条第3項の規定にかかわらず，試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条　博士の学位論文の審査及び試験又は試問は，学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし，特別の事由があるときは，教授会の議を経て，その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条　審査委員会は，学位論文の審査及び試験を終了したときは，直ちに論文の内容の要旨，論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を，文書をもって教授会に報告しなければならない。

2　試問委員会は，試問を終了したときは，直ちにその結果の要旨を，文書をもって教授会に報告しなければならない。

（教授会の審議決定）

第9条　教授会は，前条の報告に基づいて審議の上，博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2　前項の議決をするには，教授会の構成員（海外出張中及び長期療養中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし，かつ，出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3　教授会において必要と認めたときは，当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を，この審議に出席させることができる。ただし，その出席者は，議決に加わることはできない。

（教授会の報告）

第10条　教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは，研究科の長は，学位論文とともに論文の内容の要旨，論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を，文書をもって学長に報告しなければならない。

2　教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは，研究科の長は，その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章　博士の学位授与等

（博士の学位授与）

第11条　学長は，前条の報告に基づき，博士の学位を授与すべき者には，学位記を授与し，博士の学位を授与できない者には，その旨を通知する。

（博士の学位登録）

第12条　本学が博士の学位を授与したときは，学長は，学位簿に登録し，文部科学大臣に報告するものとする。

（学位論文要旨の公表）

第13条　本学が博士の学位を授与したときは，その授与した日から3月以内に，その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

（学位論文の公表）

第14条　本学において博士の学位を授与された者は，学位を授与された日から1年以内に，その学位論文を印刷公表しなければならない。ただし，学位授与前に印刷公表したときは，この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない事由がある場合には，学長の承認を受けて，当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合，学長は，その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　前2項の規定により学位論文を公表するときは，「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章　雑則

（修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し）

第15条　本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，次の各号のいずれかに該当するときは，学長は，教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て，修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し，学位記を返還させるものとする。

(1)　不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。

(2)　その名誉を汚辱する行為があったとき。

2　評議会において，前項の議決を行う場合は，評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし，かつ，出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3　学位の授与を取り消したときは，その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。

(学位記及び申請書等の様式)

第16条　学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は，別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条　この規則に定めるもののほか，学位の授与に関し必要な事項は，各学部又は各研究科が定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については，別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については，別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

4　第2条第3項の規定による博士の学位の授与は，本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附　則(平成24年5月15日規則第102号)

この規則は，平成24年10月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術
	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学

	学術	看護学
		保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

○広島大学授業料等免除及び猶予規則

（平成16年4月1日規則第9号）

広島大学授業料等免除及び猶予規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第16条の2第3項及び第48条第3項（広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第49条第4項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成19年3月20日規則第44号）第21条第1項において準用する場合を含む。）並びに広島大学大学院規則第22条第3項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部，研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

（経済的理由等に基づく入学料の免除，徴収猶予等）

第2条　次の各号のいずれかに該当する者には，入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1)　本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり，かつ，学業が優秀と認められるもの

(2)　本学の学部，研究科又は専攻科（以下「学部等」という。）に学生として入学する者であって，入学前1年以内において学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合，本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2　前項の免除を受けようとする者は，入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し，その許可を受けなければならない。

(1)　入学料免除申請書（別記様式第1号）

(2)　その他学長が必要と認める書類

第3条　本学の学部等に学生として入学する者であって，次の各号のいずれかに該当するものには，入学料の徴収を猶予することができる。

(1)　経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり，かつ，学業が優秀と認められる者

(2)　入学前1年以内において，学資負担者が死亡した場合，本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

2　前項による徴収猶予を受けようとする者は，入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書（別記様式第2号）に前条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し，その許可を受けなければならない。ただし，入学料免除を申請し，免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は，免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に提出しなければならない。

3　第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし，当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(1)　4月入学者　当該年度の8月末日

(2)　10月入学者　当該年度の2月末日

4　免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は，免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

5　免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は，免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に，納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)

第3条の2　広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については，広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第3条の3　広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については，広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条　入学料の徴収猶予を申請した者について，第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は，未納の入学料の全額を免除する。

2　入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について，第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は，未納の入学料の全額を免除する。

3　免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について，第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は，未納の入学料の全額を免除する。

4　免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって，納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は，その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条　学資の支弁が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合は，各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2　前項の免除を受けようとする者は，納付期限までに次の書類を学長に提出し，その許可を受けなければならない。

(1)　授業料免除申請書(別記様式第3号)

(2)　その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2　成績優秀学生の授業料免除については，広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3　フェニックス奨学生の授業料免除については，広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条　死亡，行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は，次のとおり授業料を免除することができる。

(1)　死亡，行方不明のため学籍を除いた場合は，未納の授業料の全額

(2)　授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は，入学前1年以内)において，学資負担者が死亡した場合，学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は，当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし，当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり，かつ，当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては，翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3)　授業料又は入学料未納のため除籍した場合は，未納の授業料の全額

(4)　授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し，その願出により退学を許可した場合は，月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2　休学を許可した場合は，休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし，授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は，その期の授業料は免除しない。

3　第1項第2号の取扱手続については，第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条　学生が次の各号のいずれかに該当する場合は，各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1)　経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合

(2)　行方不明の場合

(3)　授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において，学生又は学資負担者が災害を受け，納付が困難であると認められる場合

(4)　その他やむを得ない事情があると認められる場合

2　前項の取扱手続については，第5条第2項の規定を準用する。

3　第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし，当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1)　前期分　当該年度の8月末日

(2)　後期分　当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2　博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については，広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条　前条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は，授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は，年額の12分の1に相当する額とする。

2　前項の月割分納の許可を受けようとする者は，納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し，その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条　免除，徴収猶予及び月割分納を許可された者は，当該期間の中途においてその事由が消滅したときは，直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2　前項の者に対する許可は，届出の日からその効力を失う。

3　許可された事由について虚偽の事実が判明したときは，その許可を取り消す。

(雑則)

第10条　この規則に定めるもののほか，学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で，入学料の納付が著しく困難であると認められる者については，第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号の規定にかかわらず，当分の間，入学料の全額若しくは半額を免除し，又は徴収を猶予することができる。

(略)

附　則(平成24年9月18日規則第123号)

この規則は，平成24年10月1日から施行する。

○広島大学長期履修の取扱いに関する細則

（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

（趣旨）

第1条　この細則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第22条第2項及び広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。）第32条第2項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象となる学生）

第2条　長期履修を願い出できる者は，職業（定職）を有している者又は本学フェニックス入学制度により入学した者で，修業年限（研究科にあっては標準修業年限）を超えて，一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

（長期履修の期間）

第3条　長期履修の期間の最長年限は，通則第6条又は大学院規則第10条に規定する在学年限の範囲内で，各学部又は各研究科において定める年数とする。

（手続）

第4条　長期履修を希望する者は，前期は4月1日から4月15日までに，後期は10月1日から10月15日までに，所定の長期履修願を所属する学部又は研究科（以下「所属学部等」という。）を経て，学長に願い出なければならない。

2　前項の規定による願い出があったときは，当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て，学長が許可する。

3　学長は，前項の規定により許可したときは，所属学部等の長へ通知するとともに，本人へ許可書を交付する。

（履修形態の変更）

第5条　在学途中における長期履修への変更は，所属学部等の在学者数（長期履修学生の在学者数は指定の算式による。）が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし，卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

2　既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。以下同じ。）は認めることができるものとする。ただし，履修期間の延長は認めないものとする。

3　在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮（以下「履修形態の変更」という。）は1回に限るものとする。

4　履修形態の変更に係る手続は，前条に準じて行うものとする。

附　則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

附　則（平成20年1月15日　一部改正）

この細則は，平成20年4月1日から施行する。

○広島大学既修得単位等の認定に関する細則

（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

（趣旨）

第1条　この細則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第31条第4項及び広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。）第36条第3項の規定に基づき，新たに広島大学（以下「本学」という。）の学部の第1年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定単位数等）

第2条　通則第31条第1項及び第2項の規定による既修得単位等の認定単位数等については，通則第31条第3項又は大学院規則第36条第2項に規定する範囲内で，学部又は研究科がそれぞれ定める。

2　本学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）の認定単位数等については，学部又は研究科がそれぞれ定める。

3　副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については，広島大学副専攻プログラム履修細則（平成18年3月14日副学長（教育・研究担当）決裁）又は広島大学特定プログラム履修細則（平成18年3月14日副学長（教育・研究担当）決裁）の定めるところによる。

（手続）

第3条　既修得単位等の認定を受けようとする者は，4月入学者にあっては入学した年度の6月30日までに，10月入学者にあっては入学した年度の12月28日までに，副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあっては登録した年度の6月30日までに，別記様式第1号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて，所属する学部又は研究科（以下「所属学部等」という。）の長に申請しなければならない。

第4条　所属学部等の長は，前条の規定による申請があったときは，所属学部等の教授会の審査を経て，第2条第1項及び第2項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2　前項の場合において，認定を希望する本学の授業科目（教養教育科目を除く。）のうち，所属学部等以外が開設するものについては，原則として関係する学部又は研究科等（研究科，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。）と事前に協議するものとする。

第5条　所属学部等の長は，前条第1項の審査の結果について，既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第2号又は別記様式第3号の既修得単位等認定通知書により，認定を行わなかったときは適宜な方法により，速やかに申請した者に通知するものとする。

2　所属学部等の長は，所属学部等以外が開設する授業科目（教養教育科目を除く。）の既修得単位等の認定を行ったときは，その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

（履修の指導）

第6条　既修得単位等の認定を行ったときは，認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど，所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附　則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

（略）

附　則（平成22年3月5日　一部改正）

この細則は，平成22年4月1日から施行する。

○広島大学大学院共通授業科目に関する細則

（平成22年3月5日理事(教育担当)決裁）

広島大学大学院共通授業科目に関する細則

（趣旨）

第1条　この細則は，広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第25条第2項の規定に基づき，広島大学大学院の授業科目のうち，複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(以下「共通授業科目」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業科目及び単位数等）

第2条　共通授業科目として開設する授業科目，単位数等は，別表のとおりとする。

2　授業時間割及び履修方法等は，学年の始めに発表する。

（単位数の計算の基準）

第3条　各共通授業科目の単位数は，授業の方法に応じ，次の基準により計算するものとする。

(1)　講義及び演習は，15時間の授業をもって1単位とする。

(2)　実験及び実習については，30時間の授業をもって1単位とする。

2　一の授業科目について，講義，演習，実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前項に規定する基準を考慮して理事(教育担当)が定める時間の授業をもって1単位とする。

（開設）

第4条　共通授業科目は，研究科等(研究科，附置研究所，全国共同利用施設，学内共同教育研究施設又は理事室に置くセンター若しくは室をいう。以下同じ。)が開設できるものとする。

2　共通授業科目を開設しようとする研究科等は，その授業計画を作成し，理事(教育担当)の承認を得るものとする。

（履修手続）

第5条　学生は，共通授業科目を履修しようとする場合は，毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2　前項の規定による手続をしない者は，履修を認めない。ただし，特別の事由がある場合に限り，当該共通授業科目担当教員の承認を得て，履修を認めることがある。

（単位の取扱い）

第6条　学生が修得した共通授業科目の単位は，所属する研究科の履修基準により，当該研究科の修了要件単位に算入することができる。

（雑則）

第7条　この細則に定めるもののほか，共通授業科目に関し必要な事項は，理事(教育担当)が定める。

附　則

この細則は，平成22年4月1日から施行する。

（略）

附　則(平成 25 年 2 月 20 日　一部改正)

この細則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条第 1 項関係)

科目名	単位数	開設研究科等
アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	外国語教育研究センター
プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	
人文社会系キャリアデザイン	2	キャリアセンター
理工系キャリアデザイン 1（コミュニケーション，プレゼンテーション）	1	
理工系キャリアデザイン 2（ファシリテーション）	1	
課題発見・問題解決，発想法	1	若手研究人材養成センター
経済事情	1	
実務マネジメントとリーダーシップ	1	
サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サテナブル・ディベロップメント実践研究センター
文明共存論	2	総合科学研究科
英米社会論（国際関係）	2	
学術文章の書き方とその指導法－大学教員を目指して－	2	教育学研究科
グローバル・ガバナンス特論（地球市民と平和）	2	社会科学研究科
コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
ベンチャー起業論	2	工学研究科
技術戦略論	2	
知的財産及び財務・会計論	2	
技術移転論	2	
イノベーション技術経営論	2	
Management of Technology for Innovation	2	
Technology Transfer	2	
学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科
生命倫理ディベート演習	1	
Practical work on writing reports and presentation (1)	2	

Practical work on writing reports and presentation (2)	2	
生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
科学教育開発基礎論	4	国際協力研究科
能力開発特論	2	
国際関係特論	2	
環境管理技術特論	2	
経済開発政策特論	2	
教育開発特論	2	
アジア文化特論	2	
都市と市民による平和の創造	2	

○広島大学科目等履修生規則

（平成16年4月1日規則第12号）

広島大学科目等履修生規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第52条の2第2項及び広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。）第54条第2項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

（履修期間）

第2条　科目等履修生の履修の期間は，1学年又は1学期（前期又は後期）とする。

（入学資格）

第3条　科目等履修生として入学することができる者は，学部にあっては通則第11号各号に規定する者，大学院にあっては大学院規則第15条各号に規定する者で，本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

2　前項の規定にかかわらず，本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

（出願手続）

第4条　科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は，学年又は学期の始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え，履修を希望する学部又は研究科を経て，学長に願い出なければならない。

(1)　科目等履修生許可願（別記様式）

(2)　履歴書

(3)　最終学校の卒業証明書

(4)　官公署又は会社等に在職している者は，その所属長の承諾書

(5)　外国人で，既に日本に在住している者（永住者及び特別永住者は除く。）は，在留カードの写し

2　前項の規定にかかわらず，入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者（以下「現職教育職員」という。）であるときは，前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

（入学志願者の選考及び入学の許可）

第5条　前条の入学志願者に対しては，当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により，選考を行う。

2　前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は，指定の期日までに誓約書を提出するとともに，入学料28,200円を納付しなければならない。

3　学長は，前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（履修期間の更新）

第6条　前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは，第2条の規定にかかわらず，その期間を更新することができる。

2　前項の更新手続は，前2条の規定を準用する。この場合において，入学料は，納付を要しない。

(授業料)

第7条　科目等履修生は，履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに，指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2　指定の期日までに授業料を納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

3　第1項の規定にかかわらず，科目等履修生が，広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり，当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は，当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条　現職教育職員については，第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず，検定料及び入学料は，納付を要しない。

2　現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては，前項に定めるもののほか，前条の規定にかかわらず，授業料は，納付を要しない。

(既納の検定料，入学料及び授業料の返還)

第9条　既納の検定料，入学料及び授業料は，返還しない。

(実験，実習等の費用)

第10条　実験，実習等に要する費用は，必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条　履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は，当該授業科目の試験を受けなければならない。

2　前項の試験及び出席状況により，所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条　前条により授与された単位については，本人の請求により，単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条　学長は，科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは，退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条　学長は，科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき，又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは，当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第15条　この規則に定めるもののほか，科目等履修生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附　則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

（略）

附　則（平成24年8月30日規則第119号）

この規則は，平24年8月30日から施行し，この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は，平成24年7月9日から適用する。

○広島大学学生表彰規則

（平成16年4月1日規則第14号）

広島大学学生表彰規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第39条第2項（広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第40条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成19年3月20日規則第44号）第16条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第2条　表彰は，次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

(1)　学術研究活動において，特に顕著な業績を挙げたと認められる者

(2)　課外活動において，特に優秀な成績をおさめ，課外活動の振興に功績があったと認められる者

(3)　社会活動において，特に顕著な功績を残し，社会的に高い評価を受けたと認められる者

(4)　その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

（表彰対象者の推薦）

第3条　理事（教育担当），副学長（学生支援担当），学部長及び研究科長は，前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは，学長に推薦することができる。

（表彰の審議）

第4条　学長は，前条の推薦があったときは，審査会を設置する。

2　審査会の構成員は，別に定める。

3　表彰は，審査会の意見を聴き，教育研究評議会の議を経て行う。

（表彰の方法）

第5条　表彰は，学長が表彰状を授与することにより行う。

（表彰の時期）

第6条　表彰は，原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2　前項の規定にかかわらず，表彰する必要があると判断されるときは，その都度行う。

（公表）

第7条　被表彰者は，学内に公表する。

（事務）

第8条　学生の表彰に関する事務は，学生総合支援センターにおいて処理する。

（雑則）

第9条　この規則に定めるもののほか，学生の表彰に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

（略）

附　則（平成23年3月31日規則第51号）

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

○広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

（平成18年4月18日規則第91号）

広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第40条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成19年3月20日規則第44号）第16条第1項において準用する広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第39条第2項の規定並びに広島大学大学院規則第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則第24条において準用する広島大学通則第56条の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の大学院又は専攻科の学生で本学の入学試験の成績若しくは本学における学業成績が特に優れているもの又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたもの（以下「成績優秀学生」という。）に対する奨学制度に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条　成績優秀学生に対する奨学制度の名称は，広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップとする。

（方法）

第3条　奨学の方法は，成績優秀学生として決定された年度の後期分の授業料の全額免除とする。

（対象者）

第4条　授業料の免除対象者は，大学院又は専攻科の学生で，成績優秀学生として決定されたものとする。

（候補者の推薦枠）

第5条　学長は，広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ実施要綱（平成18年4月3日学長決裁。以下「実施要綱」という。）に定める基準に基づき，研究科又は専攻科（以下「部局等」という。）ごとに成績優秀学生候補者の推薦枠を決定し，部局等の長に通知するものとする。

（候補者の選考）

第6条　部局等の長は，成績優秀学生候補者を選考するため，選考委員会を設置する。

2　部局等の長は，実施要綱に定める選考のガイドラインに基づき選考基準を定め，公表するものとする。

3　部局等の長は，前項の選考基準に基づき成績優秀学生候補者を選考し，学長へ推薦するものとする。

（成績優秀学生の決定）

第7条　学長は，部局等の長からの推薦に基づき，成績優秀学生を決定する。

（表彰）

第8条　学長は，成績優秀学生を表彰するものとする。

（雑則）

第9条　この規則に定めるもののほか，広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの実施に関し必要な事項は，実施要綱の定めるところによる。

附　則

この規則は，平成18年4月18日から施行し，平成18年4月1日から適用する。

（略）

附　則（平成20年1月15日規則第7号）

1　この規則は，平成20年4月1日から施行する。

2　平成19年度以前に入学した学部の学生に係る広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの取扱いについては，この規則による改正後の広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

○広島大学学生懲戒指針

（平成 16 年 4 月 1 日学長決裁）

広島大学学生懲戒指針

広島大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒については，以下の原則により取り扱うものとする。

1　趣旨

この指針は，広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 41 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号。以下「専攻科規則」という。)第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき，学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

2　懲戒の趣旨

学生の懲戒は，教育的指導の観点から退学，停学又は訓告をもって行うものとする。

3　懲戒の要否等の決定

通則第 40 条(大学院規則第 41 条及び専攻科規則第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否，懲戒の種類及び懲戒の内容は，学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

4　懲戒の対象として検討する事件事故

(1)　懲戒等の目安

①　事件事故の原因行為が悪質で，その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学

②　事件事故の原因行為は悪質であるが，その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告

③　事件事故の原因行為は悪質なものではないが，その結果に重大性が認められる場合
訓告

④　前 3 号のいずれにも該当しない場合
学部等の指導(学部長厳重注意等)

(2)　悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は，加害者たる学生の主観的態様，行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3)　重大性の判断

結果の「重大性」の有無は，精神的損害を含めた人身損害の有無，その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし，結果が物的損害にとどまる場合であっても，それが甚大なものであれば，その「重大性」について考慮するものとする。

(4)　懲戒の具体例

懲戒は，原則として次の例によるが，これらの場合において，実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア　刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯(殺人，強盗，放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は，「悪質性」も「重大性」も認められるため，原則として①に該当するものとする。

イ　刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は，原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ　過失犯が重大な結果を招来した場合は，原則として③に該当するものとする。

エ　悪質な道路交通法違反(飲酒運転，無免許運転，著しい速度超過等)については，原則として②に該当するものとし，比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反，一時停止違反等)については，①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ　交通事故については，その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り，原則として③に該当するものとする。

ただし，悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは，①に該当するものとし，相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは，②に該当するものとする。

カ　飲酒運転については，運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は，当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ　学生の不正受験については，②に該当するものとする。

(5)　過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け，又は学部等の指導を受けた者が，再び懲戒に相当する行為をした場合は，より「悪質性」が高いものとみなし，前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるものとする。

5　懲戒の手続き

(1)　事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合，当該学生が所属する学部及び研究科の長(以下「学部長等」という。)は，速やかに学長に通報するとともに，事実関係の調査に努め，その結果を学長に報告するものとする。

(2)　審査会

ア　学長は，学部長等から報告のあった事件事故の中に，懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めたときは，原則として審査会を設置するものとする。

イ　審査会は，副学長(学生支援担当)，関係学部等の長及びその他の学部等の長若干人で組織するものとする。

ウ　審査会は，関係学部等による事実関係の調査及び調査報告について，必要に応じて説明及び追調査を求めることができるものとする。

エ　審査会は，関係学部等による調査報告に基づき，当該事件事故に係る学生への懲戒の要否，懲戒の種類及び懲戒の内容等について審議し，その結果を学長に報告するものとする。

(3)　審査結果の通知

学長は，審査会から報告のあった審議の結果を当該学生が所属する学部長等に通知する。

(4)　懲戒の審議

ア　学部長等は，学長からの通知に基づき，当該学生の懲戒について教授会の審議に付し，その結果を学長に対して報告するものとする。

イ　学長は，審査会からの報告及び学部等からの意見の双方又は一方が懲戒を提案するものであるときは，当該学生の懲戒について教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮問するものとする。

(5)　学生の意見陳述機会の確保

学長は，評議会への諮問に際し，懲戒の対象とされる学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し，懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(6)　懲戒の決定

学長は，評議会での審議を踏まえ，学生の懲戒について決定する。

(7)　ハラスメントに関する取扱い

学長は，広島大学ハラスメントの防止等に関する規則に基づき評議会が学生の懲戒等が相当と判断したときは，審査会を設置する。

(8)　不正受験に関する取扱いの特例

ア　学生の不正受験が発覚した場合は，学部長等は，教授会等の議を経て，学長に対して懲戒についての意見を提出するものとする。

イ　学長は，学部長等からの意見を踏まえて，評議会に諮問して懲戒を決定する。この場合，審査会は設置しないものとする。

(9)　職員の守秘義務

学生の懲戒に関する事項に係わった職員には，守秘義務があるものとする。

6　事実関係の調査

(1)　関係学部等による事実関係の調査には，原則として当該学生からの事情聴取を行わなければならない。

ただし，当該学生が事情聴取に応じない場合は，関係学部等は，その旨を審査会に報告するものとする。

また，当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど，事情聴取ができない場合は，事情聴取が可能となるまでの間，関係学部等は，最終の調査報告を留保するものとする。

(2)　関係学部等は，事実の存否及び周辺事情の認定にあたって，当該学生の確認を得なければならない。

ただし，事実を認定するための証拠が伝聞であり，かつ当該学生が異議を述べている場合には，同人の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られたなど，特別な情況があるときに限り，懲戒の対象となる行為があったものと認定できるものとする。

7　処分の執行

(1)　停学の種類

ア　3か月未満の停学を有期の停学とし，確定期限を付すものとする。

イ　3か月以上の停学を無期の停学とし，確定期限を付さず，指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

(2)　無期停学の解除

無期の停学の解除は，学部長等からの申し出により，学長が評議会に諮問して行う。

(3)　停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は，当該学生の所属学部等が担当するものとする。

(4)　停学中の受験及び履修手続き等

ア　有期の停学の期間が，期末試験又は履修手続の期間にかかるときは，当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ　無期の停学の期間が，期末試験又は履修手続の期間にかかるときは，処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め，履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ　期末試験の期間中に不正受験が発覚し，これを理由として停学の処分を決定した場合において，当該期末試験の期間中に処分を開始するときは，前記ア及びイに係わらず，当該期末試験の受験は認めないものとする。

8　懲戒に関する情報の非公開

(1)　非公開の原則

懲戒を実施した場合，学生の氏名，学生番号，懲戒の内容及び懲戒の事由等は，当該学生以外には明らかにしないものとする。

ただし，学長が必要と認めたときは，この限りではない。

(2)　証明書類等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無，その内容等を記載してはならない。

(3)　推薦書類等作成上の留意事項

学生の就職，進学に際して，指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無，その内容等を記載しないものとする。

9　雑則

この指針に定めるもののほか，この指針の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この指針は，平成16年4月1日から施行する。

2　この指針の施行前に発した事件事故に対する懲戒の適用については，なお従前の例による。

（略）

附　則（平成23年3月31日　一部改正）

この指針は，平成23年4月1日から施行する。

○広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)の規定に基づき，運用等については以下のとおりとする。

記

1　広島大学懲戒指針(以下「指針」という。)4(2)「悪質性の判断」について

原因行為の「悪質性」の有無は，原則として，その行為が加害者たる学生の故意によるものか否かで判断するものとする。ただし，故意であっても，当該行為自体に強度な違法性が認められない場合は，「悪質性」は存在しないことになる。

2　指針 4(4)「懲戒の具体例」について

指針 4(4)は，凶悪犯についてはその原因行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認められるから，指針 4(1)「懲戒等の目安」にいう①に該当し，凶悪犯以外の行為は，原則として「悪質性」は認められるから，同②に該当するとする考え方に依拠している。

もっとも，凶悪犯以外の行為であっても，原因行為の「悪質性」が否定されて，③又は④に該当すると判断される場合もある。また，凶悪犯以外の行為であっても，結果の「重大性」を勘案し，①に該当すると判断すべき場合もある。

例えば，他人の住居に侵入した場合，与えた損害が軽微であっても行為に「悪質性」が認められるから，②に該当することになる。これに対して，小学校等のフェンスを乗り越えてプールに侵入した場合など，同様に住居侵入であっても，当該行為の性質を勘案すると「悪質性」は認めがたく，当該小学校等に何らの損害も与えていないのであれば，結果の「重大性」も認められないから，④による学部等での指導で足りることになる。

また，傷害の場合，凶悪犯には当たらないという意味では，②に該当することになるが，人身損害を発生させた以上，それが軽微なものでない限り，①に該当することになる。

次に，大麻などの薬物の所持，使用又は栽培などは，その行為が社会に与える影響を考慮し，行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認めることができ，原則①に該当することになる。

なお，指針 4(4)エに記載のとおり，道路交通法違反のうち，比較的軽微な違反(駐車違反，一時停止違反等)については，行為の性質からして「悪質性」を認めるほどのものとはいえず，結果においても損害といえる損害を与えていない以上，①から④のいずれにも該当しないものとしている。

3　指針 5「懲戒の手続き」について

[1]　指針 5(2)ウに規定する審査会の審査に当たり，審査会は原則として懲戒の対象とされる学生に対して，懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

[2]　[1]による意見陳述は，指針 5(5)の口頭又は文書による意見陳述にもって代えることができるものとする。

4　指針 8(3)「推薦書類等作成上の留意事項」について

指針 8(3)では，指導教員等の本学関係者が，懲戒を受けた学生の就職、進学にあたって作成する書類等に懲戒の有無，その内容等を記載してはならないものとしているが，本学教職員は，学生本人に対しても，就職，進学に際して学生が作成する

履歴書等の身上書に懲戒の有無，その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

附　則

この申合せは，平成22年9月21日から施行する。

○広島大学学生生活に関する規則

（平成16年4月1日規則第15号）

広島大学学生生活に関する規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則2号）第56条の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学生（以下「学生」という。）が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

（学生証）

第2条　学生は，学生証の交付を受け，常に携帯するものとする。

2　学生証の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

（住所届）

第3条　学生は，入学後速やかに，本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先（以下「住所等」という。）を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには，速やかにその旨を届け出るものとする。

（健康診断）

第4条　学生は，本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし，やむを得ない理由のため受診することができないときは，所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

（学生団体の届出）

第5条　学生が，単一の学部の学生をもって団体を結成するときは，代表責任者は，その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2　団体の構成員が2学部以上にわたる団体であるときは，代表責任者は，学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3　結成された団体の活動が継続する場合は，毎年5月末日までに，第1項に基づく学生団体の代表責任者にあってはその所属学部の長に，前項に基づく学生団体の代表責任者にあっては学長に，所定の更新届を提出するものとする。

4　前3項に規定する届には，次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　団体の名称

(2)　団体の目的

(3)　連絡先

(4)　代表責任者の氏名

(5)　所属学部別の構成員数

（学生又は学生団体の施設使用）

第6条　学生又は学生団体が学内施設（運動場及び道路等を含む。）を使用するときは，責任者は，原則として3日前までに，学部の施設の場合にあっては当該学部の長に，その他の施設の場合にあっては学長に，所定の施設使用願を提出し，その承認を受けるものとする。

2　前項に規定する施設使用願には，次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　使用目的

(2)　日時及び場所

(3)　責任者の氏名

(4)　参加人員(学外者の人員を含む。)

(掲示及び立看板等)

第7条　学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示，立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については，次に定めるところにより行うものとする。

(1)　掲示物は，所定の学生用掲示板に掲示すること。

(2)　立看板は，所定の学生用掲示場に掲出すること。

(3)　掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内，立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。

(4)　掲示及び掲出の期間は3週間以内とし，この期間を経過した掲示物及び立看板は，掲示責任者において撤去すること。

(5)　教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず，配付責任者において回収し，その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条　学生又は学生団体が，学内において，拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は，授業，研究及び診療等に支障を来すことがないよう十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条　この規則の規定は，大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は，この規則により交付された学生証とみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は，この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。

4　この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は，この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

○広島大学学生証取扱細則

（平成16年4月1日副学長（教育・学生担当）決裁）

広島大学学生証取扱細則

（趣旨）

第1条　この細則は，広島大学学生生活に関する規則（平成16年4月1日規則第15号）第2条第2項の規定に基づき，学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付）

第2条　学生は，入学，転学部若しくは転学科をしたとき，又はその有効期間が経過したときには，所属の学部又は研究科で，所定の学生証（別記様式）の交付を受け，常にこれを携帯しなければならない。

第3条　学生証には，本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

（有効期間）

第4条　学生証の有効期間は，発行の日から学部にあっては広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第4条に定められた修業年限，研究科にあっては広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。）第6条から第9条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2　修業年限又は標準修業年限を超えて在学し，前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は，次のとおりとする。

(1)　通則第22条第1項又は大学院規則第32条第1項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は，発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2)　前号以外の者は，発行の日から1年間とする。ただし，発行時において休学を許可されている者にあっては，発行の日から当該許可された休学期間の終了後1年を経過する日までとする。

（提示）

第5条　学生証は，本学職員の要求があれば，いつでもこれを提示しなければならない。

（取扱い）

第6条　学生証は，他人に貸与してはならない。

第7条　学生証は，学生が学籍を離れたとき，又は有効期間を経過したとき，速やかに発行者に返さなければならない。

（再交付）

第8条　学生証を紛失したときは，速やかに紛失始末書を添えて，再交付を願い出なければならない。

（準用）

第9条　この細則（第4条ただし書を除く。）の規定は，研究生（外国人研究生を含む。以下同じ。）及び科目等履修生に準用する。この場合において，第2条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあっては「学部，研究科，原爆放射線医科学研究所，全国共同利用施

設又は学内共同教育研究施設」と，第4条本文中「学部にあっては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第4条に定められた修業年限，研究科にあっては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあっては「許可された研究期間」と，科目等履修生にあっては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

2　前項の規定により，研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは，それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条　この細則に定めるもののほか，この細則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この細則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては，第4条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

(略)

附　則(平成23年10月18日　一部改正)

1　この細則は，平成24年4月1日から施行する。

2　この細則の施行の際現にこの細則による改正前の広島大学学生証取扱細則に基づき交付されている学生証は，その有効期限内に限りその効力を有する。

○広島大学ピア・サポート・ルーム規則

（平成16年4月1日規則第130号）

広島大学ピア・サポート・ルーム規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第56条の規定に基づき，広島大学ピア・サポート・ルームの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条　広島大学（以下「本学」という。）の学生が，学生生活上の諸問題に対処するに当たり，学生同士が気軽に相談し，互いに助け合う学風を醸成するよう，学生ボランティアが学生の相談に応じるため，本学に広島大学ピア・サポート・ルーム（以下「ピア・サポート・ルーム」という。）を置く。

（組織）

第3条　ピア・サポート・ルームは，学長が選考した次に掲げる者で組織する。

(1)　本学が実施する広島大学ピア・サポーター養成セミナーを受講した本学学生のうち，ボランティアとして学生の相談を受ける者（以下「ピア・サポーター」という。）数十人

(2)　本学が実施する広島大学ピア・アドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち，ボランティアとしてピア・サポーターに助言をする者（以下「ピア・アドバイザー」という。）若干人

(3)　本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち，ピア・サポーター及びピア・アドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者（以下「専門アドバイザー」という。）若干人

2　ピア・サポーター及びピア・アドバイザーの任期は1年とする。ただし，再任は妨げない。

3　専門アドバイザーの任期は2年とする。ただし，再任は妨げない。

第4条　ピア・サポート・ルームに室長を置き，専門アドバイザーで，本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2　室長の任期は2年とする。ただし，再任は妨げない。

（設置場所）

第5条　ピア・サポート・ルームは，学生プラザ4階に設置する。

（開室時間）

第6条　ピア・サポート・ルームの開室時間は，原則として，通則第9条に規定する休業日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

（事務）

第7条　ピア・サポート・ルームに関する事務は，学生総合支援センターにおいて処理する。

（雑則）

第 8 条　この規則に定めるもののほか，ピア・サポート・ルームの運営に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（略）

附　則（平成 22 年 5 月 14 日規則第 104 号）

この規則は，平成 22 年 5 月 14 日から施行し，この規則による改正後の広島大学ピア・サポート・ルーム規則の規定は，平成 22 年 4 月 6 日から適用する。

○広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

（平成16年4月1日規則第129号）

広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第56条（広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成19年3月20日規則第44号）第24条において準用する場合を含む。）の規定及び広島大学（以下「本学」という。）が身体等に障害のある者を受け入れ，就学等の支援（以下「支援」という。）を積極的に行うという理念に基づき，本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し，その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この規則において「障害学生」とは，身体等に障害があり，障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で，本人が支援を受けることを希望し，かつ，その必要性が認められたものをいう。

（支援の申出）

第3条　支援は，入学前，入学後のいずれの時期においても，障害学生本人から申し出ることができる。

2　支援の必要性の有無及び支援の範囲については，その都度協議するものとする。

（支援体制）

第4条　支援は，障害学生が志望又は所属する学部，研究科又は専攻科（以下「所属学部等」という。）が主たる責任を持つものとする。

2　所属学部等は，教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど，相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3　前2項の支援を円滑かつ適切に行うため，教育・国際室アクセシビリティセンター会議は，関係部局間の調整を行うものとする。

（入学試験等に関する相談体制）

第5条　学長は，本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し，入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2　前項の指針は，別に定める。

（試験等に関する特別措置）

第6条　学長は，障害学生に対し，試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため，試験等に関して特別措置を講ずる。

2　前項の特別措置に関し必要な事項は，別に定める。

（事務）

第7条　支援に関する事務は，学生総合支援センター及び所属学部等の支援室において処理する。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成16年４月１日から施行する。

（略）

附　則（平成24年３月30日規則第44号）

この規則は，平成24年４月１日から施行する。

○身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

(平成16年4月1日学長決裁)

身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)

A　理念

この特別措置は，広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成16年4月1日規則第129号)第6条第2項の規定に基づき，身体等に障害のある学生に対して，試験等の評価基準は変更しないが，その伝達方法及び回答方法等について，当該学生の障害に応じて変更を加え，その学生の不利益にならないようにするために定める。

B　特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

1　入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者

2　障害者手帳の交付を受けている者，あるいはそれと同程度の障害を有する者

3　通常の授業の受講の様子から，担当教員が特別措置を必要と認めた者

C　特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法等を基準として，具体的には，当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

【視覚障害者(点字使用者)】

1　出題形式は，①点字　*1，②普通文字の読み上げ，③録音テープの再生，④フロッピーディスク　*2，などによる。

2　解答形式は，①点字　*1，②口頭，③テープ録音，④ワープロ　*3，などによる。

3　上記1及び2のそれぞれの①～④は，さまざまな組合せを可能とする。

4　必要に応じて，試験時間を延長する。

5　出題形式や解答形式，試験時間の延長により，必要があれば，別室で行う。

【視覚障害者(弱視者)】

1　希望があれば，問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)

2　当該学生の必要性に応じて，弱視レンズ，拡大読書器，補助照明器具等の使用や，ワープロによる解答等を認める。

3　窓際の明るい座席を希望する場合は，その座席を保証する。

4　必要に応じて，試験時間を延長する。

5　出題形式や解答形式，試験時間の延長により，必要があれば，別室で行う。

【聴覚障害者】

1　問題用紙に印刷されない，口頭による説明がある場合は，当該学生に対しては，紙に書いたものを渡すか，黒板に書く。

2　試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。

3　必要に応じて，手話通訳者を配置するか，筆談によるコミュニケーションを図る。

4　必要に応じて，試験時間を延長する。

5　コミュニケーションの方法や試験時間の延長により，必要があれば，別室で行う。

【上肢機能障害者】

1　解答形式は，必要に応じて，①ワープロ　*4，②口頭　*5，③テープ録音，④

代筆　*6，などによる。

2　自筆解答による場合は，必要に応じて，解答用紙を拡大したり，自由記述形式*7 などによることも可能とする。

3　必要に応じて，試験時間を延長する。

4　解答形式や試験時間の延長により，必要があれば，別室で行う。

【体幹機能障害者】

1　座位を保つことが不可能又は困難な場合は，別室において，当該者にとって受験しやすい状況を設定する。

2　解答形式は，必要に応じて，上肢障害者に準じて配慮する。

3　必要に応じて，介助者の同席を認める。

4　必要に応じて，試験時間を延長する。

5　上記 1 に該当しない場合でも，解答形式や試験時間の延長により，必要があれば，別室で行う。

【その他の障害者】

1　上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は，上述の障害種別による措置に準じて配慮するか，あるいは，当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して，配慮の内容・方法を決定する。

2　上述の障害を複数併せ持つ者に対しては，それぞれの障害種別による措置を参考にしながら，当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して，配慮の内容・方法を決定する。

《一般的事項》

1　試験時間の延長範囲の適切さは，障害の種別や程度，問題の内容，出題形式や解答形式などにより，異なるので，一律に規定することは出来ない。

一つの参考として，大学入試センター試験においては，

(1)　点字受験者に対しては一般の試験時間の 1.5 倍

(2)　弱視者に対しては 1.3 倍

(3)　体幹機能障害により座位を保つことが困難な者，両上肢の機能障害が著しい者のうち，通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては 1.3 倍

(4)　代筆により解答する者に対しては，科目により 1.3 倍又は 1.5 倍の時間延長が認められている。

2　試験時間の延長にあたっては，その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように，以下のような配慮をする。

(1)　その試験の後の授業や試験がなければ，延長分を後に追加する。

(2)　その試験の後の授業や試験はあるが，その試験の前の授業や試験がなければ，延長分を前に追加する。

(3)　その試験の前後とも授業や試験がある場合は，別室において，一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して，順次，試験時間をずらして実施する。

(4)　一般問題とは別の問題により，時間帯や日を変えて試験を行う。

(5)　一般問題とは別に，レポートにより評価する。

3　課題を提示してから，後日レポートを提出させる場合は，当該学生のレポート作成のための時間を考慮して，提出期日を延期するかどうかを，当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。

4　当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により，試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては，担当教員の裁量とする。

＊1　点字により出題する場合は，普段の授業の教材等を点訳している学生に，問題の点訳を依頼することが適切でないものについては，①教育学研究科，②広島県立広島中央特別支援学校，③広島県立点字図書館，④一般の点訳奉仕団体，などに依頼する。なお，点訳には，問題の内容や量により，時間がかかることを考慮する必要がある。

また，出題内容に図や表がある場合，その内容によっては，修正を必要とすることがあったり，触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。

点字による解答の処理については，①解答を回収した後で，本人に読み上げさせる，②普段点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか，又は普通文字への書きなおしを依頼する，③問題の点訳を依頼した前段の団体等に，普通文字への書きなおしを依頼する，などの方法が考えられる。

＊2　フロッピー・ディスクによる出題とは，当該視覚障害者が，パソコンの音声ディスプレイ又は点字ディスプレイによる読取りが可能な場合に，行いうる方法。ファイル様式など具体的な方法については，本人と協議する。

＊3　視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロシステムがある。

＊4　上肢機能障害者がワープロを使う場合，通常の手の指でキーを叩く入力の方法以外に，くわえた(あるいは額に固定した)棒でキーを叩くなど，特殊な方法をとる者もいる。

＊5　肢体不自由者の中には，発音に問題があり，普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないとスムーズに聞き取れないことがあり，通訳者を介することが必要なこともある。

＊6　代筆者の選定にあたって，上記＊5と同じ問題があり，普段から本人とのコミュニケーションに慣れている者を代筆者にすることが必要なこともある。

＊7　上肢機能障害者の中には，規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者がいる。そのような場合には，白紙の解答用紙を与え，問題番号等を明記させたうえで，自由に記述させる解答方法もある。

D　特別措置の周知と申請

1　各学部，各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は，身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置の内容等について，学生及び教員に対して周知を図る。

2　当該学生は，特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に，原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし，点字による出題又は代筆による解答を希望する場合は，原則として履修登録確定後から4週間前までに申請する)

なお，不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には，上述の期間にかかわらず速やかに申請する。

3　申請をうけた教務担当は，当該授業の担当教員に連絡する。

4　当該授業の担当教員は，必要があれば当該学生及びチューター(指導教員)と特別措置の内容・方法等について協議する。

E　特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は，特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため，各学期ごとに特別措置の措置状況をとりまとめ，アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

（注）（平成 17 年 11 月 1 日　一部改正）

この申合せは，平成 17 年 11 月 1 日から施行し，この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）は，平成 17 年 7 月 15 日から適用する。

（略）

（注）（平成 20 年 5 月 14 日　一部改正）

この申合せは，平成 20 年 5 月 14 日から施行する。

○社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

（平成16年4月1日学長決裁）

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

（趣旨）

第1　この要項は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号）第56条（広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号）第56条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則（平成19年3月20日規則第44号）第24条において準用する場合を含む。）の規定に基づき，社会貢献活動を行った広島大学の学生（以下「学生」という。）に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2　この要項は，ボランティア活動，人名救助，犯罪防止，災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して，証明書を発行することにより，学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

（証明できる活動）

第3　本学の学部，大学院又は専攻科（以下「学部等」という。）に在籍する学生が，次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は，所属する学部等の長（以下「所属長」という。）に別記様式第1号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

(1)　身体に障害のある学生への勉学等支援活動

(2)　ピア・サポーターによる学生相談支援活動

(3)　学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動

(4)　その他前3号に掲げる活動に準ずる活動

（所属長の推薦）

第4　所属長は，第3により証明書の発行の願い出があった場合は，その内容を検討の上，別記様式第1号により，学長に推薦するものとする。

（証明書の発行）

第5　学長は，所属長の推薦により，別記様式第2号により証明書を発行するものとする。

（取消し）

第6　学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は，学長は，発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

（事務）

第7　証明書の発行に関する事務は，学生総合支援センターにおいて処理する。

（準用）

第8　この要項の規定は，研究生（外国人研究生を含む。）及び科目等履修生に準用する。

附　則

この要項は，平成16年4月1日から施行する。

（略）

附　則（平成20年1月15日　一部改正）

この要項は，平成20年4月1日から施行する。

○期末試験等における不正行為の取扱いについて

（平成 16 年 4 月 1 日学長決裁）

期末試験等における不正行為の取扱いについて

1　期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては，次のとおりとする。

(1)　教養教育科目の試験において不正行為を行った者は，すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし，教養ゼミを除く。

(2)　専門教育科目の試験において不正行為を行った者は，すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。なお，教養教育科目のうち，専門教育科目として登録申請した科目は，専門教育科目として扱う。

2　期末試験等において不正行為を行った者は，広島大学学生懲戒指針（平成 16 年 4 月 1 日学長決裁）により懲戒処分を行う。

3　大学院及び専攻科の期末試験等については，1 及び 2 に準じて取り扱う。

（注）（平成 18 年 3 月 14 日　一部改正）

1　この改正は，平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

2　教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては，この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず，なお従前の例による。

○広島大学研究生規則

（平成16年4月1日規則第10号）

広島大学研究生規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第52条第2項及び広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。）第53条第2項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部，大学院，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設（以下「学部等」という。）において1学期又は1学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究の願い出及び検定料）

第2条　研究生として学部，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3)　本学において，相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

2　研究生として大学院に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　本学大学院において，相当の学力を有し研究生として適当と認めた者

第3条　研究生を志願する者は，学期始めの1月前までに次に掲げる書類に検定料9,800円を添え，研究を希望する学部等を経て，学長に願い出なければならない。

(1)　研究生許可願（別記様式）

(2)　履歴書

(3)　最終学校の卒業証明書

(4)　官公署又は会社等に在職している者は，その所属長の承認書

2　現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は，前項第1号及び第2号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし，検定料は，徴収しない。

（受入れの許可）

第4条　研究生の受入れは，当該学部等の教授会（全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。）の議を経て，学長が許可する。

（研究期間及び願い出期限の特例）

第5条　学長は，特別な事情があると認める場合は，第1条及び第3条第1項の規定にかかわらず，研究期間及び願い出期限の特例を，当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

（研究継続）

第6条　研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは，研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て，学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において，研究期間については，第1条の規定を準用する。

(1)　研究生研究継続許可願

(2)　官公署又は会社等に在職している者は，その所属長の承認書

2　前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は，徴収しない。

(入学料)

第7条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。ただし，第3条第2項の規定による者については，徴収しない。

(研究料)

第8条　研究生は，1月につき29,700円の研究料を，研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし，第3条第2項の規定による者については，徴収しない。

2　指定の期日までに研究料を納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条　当該学部等の長は，研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条　研究に要する費用は，必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条　学長は，研究生が次の各号のいずれかに該当するときは，研究の許可を取り消すことがある。

(1)　研究の実があがらないと認められるとき。

(2)　その本分に反する行為があると認められるとき。

(3)　研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料，入学料及び研究料の返還)

第12条　既納の検定料，入学料及び研究料は，返還しない。

(雑則)

第13条　この規則に定めるもののほか，研究生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は，この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。

3　本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が，履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し，当該者の受入れを許可する場合は，第3条第1項，第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず，検定料，入学料及び研究料は，徴収しないものとする。

（略）

附　則（平成24年5月15日規則第103号）

この規則は，平成24年5月15日から施行し，この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第3項の規定は，平成24年4月1日から適用する。

○　広島大学研究生規則生物圏科学研究科取扱内規

平成２４年５月２８日
研究科制定

（趣　　旨）

第１条　この取扱内規は，広島大学研究生規則第５条の規定に基づき，生物圏科学研究科における研究期間及び願い出期限の特例を定めるものとする。

（研究期間の特例）

第２条　研究期間は，１月以上とし，毎月１日に始まり当該学期の末日又は学年の末日に終了するものとする。ただし，現職教育職員の研究終了日は学期の中途とすることができる。

（願い出期限の特例）

第３条　願い出期限は，研究開始日の７日前までとする。

附　　則

この内規は，平成２４年１０月１日から施行する。

○広島大学外国人研究生規則

（平成16年4月1日規則第11号）

広島大学外国人研究生規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）第52条第2項及び広島大学大学院規則（平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。）第53条第2項の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の学部，大学院，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設（以下「学部等」という。）において特定の事項を研究する外国人の研究生（国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく研究留学生（以下「研究留学生」という。）を含む。以下「外国人研究生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究の願い出及び検定料）

第2条　外国人研究生として学部，附置研究所，全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　外国において，学校教育における14年の課程を修了した者

(2)　外国において，学校教育における12年の課程を修了し，日本の大学又は短期大学を卒業した者

(3)　本学において，相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

2　外国人研究生として大学院に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(2)　本学大学院において，相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めた者

第3条　外国人研究生を志願する者で，日本に居住する者については研究開始日の30日前までに，外国に居住する者については研究開始日の原則として4月前までに，次に掲げる書類に検定料9,800円を添えて，研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

(1)　外国人研究生許可願

(2)　履歴書

(3)　最終学校の卒業証明書及び成績証明書

(4)　住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書（日本に居住している者の場合に限る。）

(5)　出身学校長又は所属長の発行する推薦書

(6)　医師の健康診断書

（受入れの許可）

第4条　外国人研究生の受入れは，当該学部等の教授会（全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会）の議を経て，学長が許可する。

2　学長は，前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には，あらかじめ承諾書を交付するものとする。

（研究期間）

第5条　外国人研究生の研究期間は，1学期又は1学年間とする。ただし，学長が特別の事情があると認めた場合は，この限りでない。

（研究継続）

第6条　外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは，研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て，学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において，研究期間については，前条の規定を準用する。

(1)　外国人研究生研究継続許可願

(2)　自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2　前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は，徴収しない。

（入学料）

第7条　入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。

（研究料）

第8条　外国人研究生は，1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ（研究期間が6月未満のときはその期間分）指定の期日までに納付しなければならない。

2　指定の期日までに納付しないときは，掲示等により本人及び父母等に督促する。

（指導教員）

第9条　当該学部等の長は，外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

（費用の負担）

第10条　研究，実験及び実習に要する費用は，必要に応じ外国人研究生の負担とする。

（研究許可の取消し）

第11条　学長は，外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは，研究の許可を取り消すことがある。

(1)　研究の実があがらないと認められるとき。

(2)　その本分に反する行為があると認められるとき。

2　学長は，研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について，本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日（郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日）から起算して3月以内に納付しないときは，研究の許可を取り消す。

（研究修了証書）

第12条　学長は，所定の研究を修了したと認めた者には，研究修了証書を授与する。

（既納の検定料，入学料及び研究料の返還）

第13条　既納の検定料，入学料及び研究料は，返還しない。

（研究留学生等に対する特例）

第 14 条　研究留学生については，第 3 条及び第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，検定料の納付並びに第 3 条第 3 号及び第 5 号に掲げる書類及び第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる書類の提出を要しない。

2　本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定，部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料，入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については，第 3 条の規定にかかわらず，検定料の納付を要しない。

3　研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については，第 7 条及び第 8 条の規定を適用しない。

(雑則)

第 15 条　この規則に定めるもののほか，外国人研究生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附　則

改正 平成 25 年 3 月 12 日規則第 4 号

1　この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和 47 年広島大学規程第 5 号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は，この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。

3　本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が，履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し，当該者の受入れを許可する場合は，第 3 条，第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず，検定料，入学料及び研究料は，徴収しないものとする。

(略)

附　則(平成 25 年 3 月 12 日規則第 4 号)

この規則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

（平成16年4月1日規則第111号）

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学学則（平成16年4月1日規則第1号）第28条の規定に基づき，広島大学（以下「大学」という。）におけるハラスメントが職員，学生，生徒，児童及び園児並びにその関係者（以下「構成員」という。）の人権を侵害し，又は就学，就労，教育若しくは研究（以下「就学・就労」という。）の権利等を侵害するものであるという認識にたち，大学においてその発生を防止するとともに，事後，適切に対応するため，ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条　この規則において「ハラスメント」とは，セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2　この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは，一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が，相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い，これによって相手が，精神的な面を含めて，学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか，若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること，又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3　この規則において「そのほかのハラスメント」とは，セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが，一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が，相手の意に反する不適切な言動を行い，これによって相手が，精神的な面を含めて，学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか，若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること，又はそのようなおそれがあることをいう。

4　ハラスメントの行為者とされた者（以下「行為者とされた者」という。）の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は，ハラスメントがあると認めるものとする。

(1)　行為者とされた者が第2項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2)　当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

（防止及び啓発）

第3条　大学は，職員及び学生等に対し，ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

（相談体制）

第4条　大学におけるハラスメントに関する相談への対応は，広島大学ハラスメント相談室（以下「相談室」という。）が行う。

2　相談室は，前項の相談に際し，ハラスメントの被害を受けたとする者（以下「被害を受けたとする者」という。）のプライバシーを保護し，人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

（調査体制）

第5条　学長は，ハラスメントの事実関係を調査するため，及び必要な措置を講じるため，当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

2　前項の調査会に関し必要な事項は，別に定める。

3　調査会は，被害を受けたとする者，行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い，調査結果を速やかに学長に報告する。

4　前項の事情聴取においては，事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。

5　調査会は，調査の過程で，被害を受けたとする者の緊急避難措置，被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは，これを行う。

6　前項の勧告に基づき，部局等に調査会を置くことができる。

（措置等の決定）

第6条　学長は，調査会からの調査結果の報告を受け，被害を受けたとする者の不利益の回復，環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

2　学長は，前項の決定に当たり，さらに審議が必要と認められる事項については，教育研究評議会（以下「評議会」という。）に付議する。

（措置等の実施）

第7条　学長は，前条の決定（評議会の審議内容等を含む。）に基づき，必要な措置等を講じる。

（告知及び不服申立て）

第8条　学長は，前2条の結果について，被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

2　前項の告知内容について不服がある者は，学長に異議を申し立てることができるものとする。

（雑則）

第9条　この規則に定めるもののほか，ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程（平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。）により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は，この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。

3　旧規程により設置されたハラスメント調査会については，この規則に基づき設置されたものとみなす。

附　則（平成17年1月18日規則第2号）

この規則は，平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

○広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

（平成16年4月1日副学長（財務担当）決裁）

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

（趣旨）

第1条　この細則は，広島大学構内駐車場利用規則（平成16年4月1日規則第115号）第9条の規定に基づき，広島大学東広島キャンパス構内（以下「構内」という。）における自動車及び二輪車（以下「車両」という。）の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この細則において「自動車」とは，道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい，「二輪車」とは，同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2　この細則において「部局等」とは，構内に所在する学部，研究科，研究院，図書館，教養教育本部，全国共同利用施設，学内共同教育研究施設，学内共同利用施設，附属学校，学長室，監査室及び理事室をいう。

（入構制限）

第3条　構内に自動車により入構しようとする者は，入構の許可を受け，構内駐車証及びパスカード（以下「構内駐車証等」という。）を所持していなければならない。

2　前項に定める入構の許可は，部局等に所属する者にあっては当該部局等の長，その他の者にあっては関係の部局等の長が行う。

（構内駐車証等の許可申請資格等）

第4条　前条第1項に定める構内駐車証等の許可申請資格者は，次に掲げる者とする。

(1)　部局等に所属する職員で自動車による通勤届出があり，かつ，自動車任意保険のうち「対人賠償保険」（以下「任意保険」という。）の契約を締結をしている者。ただし，次に該当する者は除く。

イ　下見職員宿舎又はがから職員宿舎に居住している者

ロ　県道馬木八本松線，県道吉川西条線，市道下見御薗宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2)　部局等に所属する学生（研究生等を含む。以下同じ。）で任意保険の契約を締結し，かつ，副学長（学生支援担当）が定める安全教育を受講している者（構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。）。ただし，次に該当する者は除く。

イ　学部学生の1年次生及び2年次生

ロ　池の上学生宿舎又は国際交流会館に居住している者

ハ　県道馬木八本松線，県道吉川西条線，市道下見御薗宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3)　構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員

(4)　身体に障害を持つなどの特別の理由がある者

(5)　所用のため構内を訪れる外来者

(6)　部局等が委託する庁舎清掃等の業務に従事する者

(7)　商用等のため構内を訪れる業者

(8)　その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)が認めた者

(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条　構内駐車証等の許可申請が可能な期間は，次に掲げるとおりとする。

(1)　前条第1号から第3号までに該当する者にあっては，毎年理事(財務・総務担当)が定める日から4月15日までとし，4月16日以降は駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。

(2)　前条第4号から第8号までに該当する者にあっては，随時申請できるものとする。

2　構内駐車証等の種類及び許可申請手続の方法等は，別紙第1のとおりとする。

3　前項の規定にかかわらず，自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは，関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

(1)　部局等以外に所属する本学の職員が，一時的に自動車により入構するため，ゲート管理要員に身分を証明できる書類等を提示し，その用務を申し出て，認められたとき。

(2)　所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が，一時的に入構するため，用務を申し出て，認められたとき。

(経費等)

第6条　自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については，広島大学(以下「本学」という。)が管理の必要から支弁するもののほか，自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

2　本学が支弁する経費及び利用者の負担金(以下「利用者負担金」という。)については，次に掲げるとおりとする。

(1)　本学が支弁する経費は，利用者が負担する平日の午前6時から午後9時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費以外のもので，本学が管理の必要から支弁する経費とする。

(2)　利用者負担金は，自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

3　前項第2号に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし，日割り計算は行わないものとする。

区分		利用者負担金
1　第4条第1号から第3号までのいずれか又は第8号に該当する者で，期間が次に掲げるもの		
(1)	1年	7，000円
(2)	半年	3，500円
(3)	1ヶ月	1，000円
2　第4条第4号又は第5号に該当する者		無料
3　第4条第6号又は第7号に該当する者		500円

4	パスカード再発行（１枚）	500 円

4　既納の利用者負担金は，返還しない。

5　第 3 項の規定にかかわらず，第 4 条第 8 号に該当する者で期間が 1 週間以内のものは，利用者負担金を免除するものとする。

（構内駐車証等の貸与等の禁止）

第 7 条　構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は，構内駐車証等を他人に貸与し，若しくは譲渡し，又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

（構内駐車証等の有効期限等）

第 8 条　構内駐車証等の有効期間は，4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間を限度とする。ただし，臨時構内駐車証にあっては，当日限りとする。

（ゲートの運用）

第 9 条　自動車により入出構できるゲート及び時間等については，別紙第 2 のとおりとする。

（遵守事項）

第 10 条　構内において車両を運転する者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　歩行者の安全を第一とし，構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2)　構内駐車証は，運転席前面に置くこと。

(3)　構内では，時速 20 キロメートル以内を厳守し，騒音には特に注意すること。

(4)　駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(5)　外来者用駐車場には，外来者以外駐車しないこと。

(6)　身障者用駐車場には，身障者以外駐車しないこと。

（指導及び取締り）

第 11 条　構内の車両の交通指導及び取締りは，理事（財務・総務担当）が指定する者（以下「交通指導員」という。）が行うものとする。

（違反者に対する措置）

第 12 条　車両を運転して入構した者が，この規定に違反した場合は，次に掲げる措置を採ることができる。

(1)　違反車両については，別紙第 3 の告知書をのり付けした上，当該車両を固定する。

(2)　違反回数が 3 回以上の者については，以後車両による入構を禁止する。ただし，構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については，直ちに車両による入構を禁止する。

2　前項第 1 号の規定により車両を固定された者は，学生にあっては指導教員又はチューター，職員にあっては部局等の長，学外者にあっては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上，固定解除を受けるものとする。

（放置車両に対する措置）

第 13 条　長期間にわたり構内に放置された車両については，1 月間警告措置を採った上，撤去するものとする。ただし，撤去に要した費用は，当該放置車両所有者の負担とする。

（適用除外）

第14条　次の各号のいずれかに該当する自動車で，一時的に入構し駐車しようとする者については，第3条第1項の規定は，適用しないものとする。

(1)　清掃車

(2)　消防車等の緊急自動車

(3)　郵便物，電報及び新聞等の配達自動車

(4)　路線バス等の道路運送事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条に規定する道路運送事業をいう。)に供する自動車

(5)　その他学長が特別に認めた自動車

(事故処理等)

第15条　この細則に定めるもののほか，構内における車両の通行方法及び事故処理等については，関係法令の定めるところによる。

2　駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については，本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第16条　緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は，この細則にかかわらず，臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第17条　この細則に定めるもののほか，東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は，理事(財務・総務担当)が定める。

附　則

1　この細則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成11年3月9日全部改正)に基づいて許可されている者は，この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附　則(平成24年10月30日　一部改正)

この細則は，平成24年10月30日から施行する。

○学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日

副学長(教育・研究担当)決裁

Ⅰ　学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1)　授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

①　秀，優，良，可及び不可の5段階評価とする。なお，不可については，その評価が出席回数不足，期末試験未受験等の理由による場合，学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は，100点満点で採点した場合に，90点以上を秀，80～89点を優，70～79点を良，60～69点を可とし，60点未満は不可（不合格）とする。

②　0～100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2)　到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた「到達目標評価項目と評価基準の表」の各項目に基づき，到達度の評価は，「非常に優れている」，「優れている」，「基準に達している」及び「基準に達していない」の4段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA：Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA：Grade Point Average)の算出方法等については，以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

(1)　平均評価点は，小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

(2)　各学期（直前の期）及び通年（入学後から直前の期）で計算するものとする。

(3)　5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

Ⅱ　大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い，その評価は，次のいずれかによるものとする。

1. 秀，優，良，可及び不可の5段階評価とする。なお，不可については，その評価が出席回数不足，期末試験未受験等の理由による場合，学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は，100点満点で採点した場合に，90点以上を秀，80～89点を優，70～

79点を良，60～69点を可とし，60点未満は不可（不合格）とする。

2. ただし，特別な理由により，5段階評価により難い場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

Ⅲ　認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし，単位認定する場合，成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし，単位認定する場合，原則として成績評価は付さない。ただし，協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り，学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は，学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は，認定と表示する。

Ⅳ　適用について

1. この取扱いは，平成23年度入学生から適用する。
2. 平成22年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては，この取扱いにかかわらず，なお従前の例による。

（注）（平成23年3月10日　一部改正）

この改正は，平成23年4月1日から適用する。

○気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日

理事(教育担当)決裁

気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては，次のとおりとする。

第 1　授業を全学(東広島キャンパス，霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1　理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市及び東広島市の両地域に対して 1 つ以上発令された場合は，当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし，両地域の警報が解除された場合は，解除後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2　理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で，授業を実施することが困難であると理事が判断したときは，当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし，警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は，理事の指示により，判断後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

(1)　広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して 1 つ以上発令された場合

(2)　広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪以外の警報が，広島市又は東広島市の両地域に対して，又はいずれか一方の地域に対して 2 つ以上発令された場合

(3)　JR 山陽本線等の公共交通機関が，事故，大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合

(4)　学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合

(5)　その他，事件・事故等が発生し，構内への立ち入りが規制された場合

第 2　第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき，各学部長又は各研究科長は授業を休講とするかどうか判断することとし，決定した措置等については，速やかに理事へ報告するものとする。

第 3　その他

第 2 にかかわらず，理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は，休講措置を講じることができるものとする。

広島大学大学院生物圏科学研究科　学生支援室
Tel：082-424-7908　　Fax：082-424-6480
E-mail　sei-daigakuin-sien@office.hiroshima-u.ac.jp
〒739-8528　広島県東広島市鏡山 1-4-4